

## 第 5 回

# 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

日時：平成15年10月21日（火）午後2時

場所：掛川グランドホテル 王冠の間

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会



# 目 次

頁

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会委員等名簿 -----	1
掛川市・大東町・大須賀町合併協議会幹事会幹事名簿 -----	2
掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事務局職員名簿 -----	2

## 報告事項

### [報告]

報告第1号 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会設置までの経緯について -----	4
報告第2号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会における協議の経緯について ---	10
報告第3号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事業計画について -----	16
報告第4号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会予算について -----	18
報告第5号 新市建設計画策定小委員会報告について -----	22
報告第6号 新市名称候補選定小委員会報告について -----	24

## 協議事項

### [継続協議]

協議第2号 合併の期日について -----	28
協議第5号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて -----	32
協議第6号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて -----	36

### [協議]

協議第7号 地方税の取扱いについて -----	42
協議第8号 特別職の職員の身分の取扱いについて -----	46
協議第9号 一般職の職員の身分の取扱いについて -----	50
協議第10号 条例、規則等の取扱いについて -----	54

### [提案]

協議第11号 事務組織及び機構の取扱いについて -----	58
協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて -----	66
協議第13号 使用料、手数料等の取扱いについて -----	78

### [規程集]

(1) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会会議運営規程 -----	95
(2) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程 -----	99
(3) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程 -----	101
(4) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会幹事会規程 -----	103
(5) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会専門部会設置規程 -----	105
(6) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事務局規程 -----	106
(7) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会財務規程 -----	110
(8) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程 -----	113

## 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会委員等名簿

区 分		氏 名	市町名等	役 職 等	備 考	
会 長		榛 村 純 一	掛 川 市	掛 川 市 長		
委 員	1 号 委 員	副会長	大 倉 重 信	大 東 町	大 東 町 長	
			伊 藤 徳 之	大 須 賀 町	大 須 賀 町 長	
		助 役	小 松 正 明	掛 川 市	掛 川 市 助 役	
			川 口 一	大 東 町	大 東 町 助 役	
			水 野 幸 雄	大 須 賀 町	大 須 賀 町 助 役	
	2 号 委 員	議会選出	戸 塚 正 義	掛 川 市	掛 川 市 議 会 議 長	
			樽 松 友 則	掛 川 市	掛 川 市 議 会 副 議 長	
			山 本 義 雄	掛 川 市	掛 川 市 議 会 議 員	
			石 山 信 博	掛 川 市	掛 川 市 議 会 議 員	
			鳥 井 昌 彦	大 東 町	大 東 町 議 会 議 長	
			牧 野 勝 彦	大 東 町	大 東 町 議 会 副 議 長	
			鈴 木 治 弘	大 東 町	大 東 町 議 会 議 員	
			水 野 薫	大 東 町	大 東 町 議 会 議 員	
			半 井 孝	大 須 賀 町	大 須 賀 町 議 会 議 長	
			河 井 清	大 須 賀 町	大 須 賀 町 議 会 副 議 長	
			内 藤 澄 夫	大 須 賀 町	大 須 賀 町 議 会 議 員	
	上 野 良 治	大 須 賀 町	大 須 賀 町 議 会 議 員			
	3 号 委 員	学識経験者	原 田 新 二 郎	掛 川 市	掛 川 商 工 会 議 所 会 頭	
			田 中 鉄 男	掛 川 市	掛 川 市 農 業 協 同 組 合 長	
滝 沢 恵 子			掛 川 市	掛 川 市 社 会 教 育 委 員		
戸 塚 誠 夫			大 東 町	大 東 町 商 工 会 長		
松 本 恵 次			大 東 町	大 東 町 教 育 委 員		
水 野 淳 子			大 東 町	大 東 町 女 性 政 策 推 進 委 員 長		
増 田 正 子			大 須 賀 町	大 須 賀 町 自 治 連 合 会 長		
蒲 原 忠 雄			大 須 賀 町	大 須 賀 町 商 工 会 長		
中 井 明 男			大 須 賀 町	大 須 賀 社 会 福 祉 事 業 会 理 事		
鈴 木 正 彦			静 岡 県	静 岡 県 総 務 部 参 事		
菅 沼 信 夫			静 岡 県	中 遠 県 行 政 セ ン タ ー 所 長		
小 櫻 義 明	—	静 岡 大 学 教 授				

区 分	氏 名	市町名等	役 職 等	備 考
監 査 委 員	小 関 榮	掛 川 市	掛 川 市 代 表 監 査 委 員	
	大 石 鉄 郎	大 東 町	大 東 町 代 表 監 査 委 員	
	太 田 隆 久	大 須 賀 町	大 須 賀 町 代 表 監 査 委 員	

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会幹事会幹事名簿

所属市町	氏名	職名	備考
掛川市	小松正明	助役	幹事長
	太田原浩	総務部長	
大東町	川口・	助役	
	松永正志	企画課長	
大須賀町	水野幸雄	助役	副幹事長
	大石與志登	総務課長	

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事務局職員名簿

職名	氏名	所属市町	備考
事務局長	松井孝	掛川市	
事務局次長	栗田博	大東町	
総務係長	高鳥康文	掛川市	
総務係	富田徹	大東町	
総務係	服部和敏	大須賀町	
総務係	広岡由起子	掛川市	
計画係長	赤堀賢司	大須賀町	
計画係	宮崎裕和	掛川市	
計画係	新貝和也	掛川市	
調整係長	深谷富彦	大東町	
調整係	石野敏也	大須賀町	
調整係	深田康嗣	掛川市	



報告第1号

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会設置までの経緯について

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会設置までの経緯について、裏面のとおりに報告する。

平成15年10月21日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会  
会長 榛村純一

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会設置までの経緯

年 月 日	内 容
平成15年	
4月 1日	・任意合併協議会の設置（掛川市役所）
5月14日	・任意合併協議会委員研修会（大東町文化会館シオーネ） 議会選出委員及び学識経験者委員を対象に合併問題に関する研修を行う。
19日	『第1回掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会』（掛川グランドホテル） 委嘱状の交付、規約・規程等の報告、合併の方式の提案等を行う。
6月 上旬	・住民意向調査の実施 1市2町に在住の20歳以上の4,500人を対象にアンケートを実施する。
6月14日	・第1回新市建設計画策定小委員会（掛川市役所） 委員長・副委員長を選出後、1市2町の資源・特徴、課題等について協議を行う。
16日	『第2回掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会』（掛川グランドホテル） 合併の方式について協議を行い、新設合併とすることを確認する。
23日	・第2回新市建設計画策定小委員会（タウンウォッチング） 1市2町の区域内の主な施設をめぐり、区域内の課題及び資源を把握する。
27日	・第1回新市名称候補選定小委員会（掛川市役所） 委員長・副委員長を選出後、名称の公募の実施、公募要領及び選定基準について協議を行う。
7月 7日	・第3回新市建設計画策定小委員会（大東町役場） 新市の資源・特徴、重要課題及びまちづくりのあり方について協議を行う。
15日	『第3回掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会』（掛川グランドホテル） 新市の事務所の位置及び合併の期日について協議を行う。事務所の位置は、現在の掛川市役所とし、現在の大東町及び大須賀町の庁舎は支所とすることを確認する。合併の期日については、継続協議とする。
26日	・合併シンポジウム（掛川市生涯学習センター）
28日	・第4回新市建設計画策定小委員会（大須賀町役場） 住民意向調査の報告を行うとともに、重要課題の解決策及びまちづくりの骨子につき協議を行う。
8月 2日	・合併シンポジウム（大須賀町中央公民館）
11日	・第5回新市建設計画策定小委員会（掛川市役所） 新市の将来像(案)、基本目標(案)及び新市の主要施策(案)について協議を行う。
14日	・合併協議会設置に関する首長合意 10月1日付けで合併協議会を設置することで合意するとともに、9月議会に設置議案を提出することについて確認し、協議書の署名を行う。
15日	・新市名称募集開始（～9月16日）
17日	・合併シンポジウム（大東町文化会館シオーネ）
19日	『第4回掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会』（掛川グランドホテル） 財産の取扱い、合併の期日、議員の取扱い及び農業委員の取扱いについて協議を行う。財産は、すべて新市に引き継ぐことを確認する。合併の期日、議員の取扱い及び農業委員の取扱いについては、継続協議とする。
25日	・第6回新市建設計画策定小委員会（大東町役場） 新市の将来像(案)、基本目標(案)及び新市の主要施策(案)について協議を行う。
9月 中旬	・掛川市・大東町・大須賀町合併協議会設置議案の議決 掛川市 9月16日 大東町 9月25日 大須賀町 9月11日
22日	・第7回新市建設計画策定小委員会（大須賀町役場） 新都市ビジョン(案)の確認及び主要事業候補(案)について協議を行う。
10月 1日	・合併協議会の設置（掛川市役所）

## 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の設置に関する協議書

掛川市、大東町及び大須賀町（以下「1市2町」という。）の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会を設置することについて、下記のとおり協議したので、協議書を締結する。

### 記

- 1 1市2町は、平成15年10月1日をもって、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会を設置する。
- 2 1市2町の長は、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の設置に係る議案を平成15年9月定例会に提出する。
- 3 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会規約の内容は、別紙のとおりとする。
- 4 この協議書に定める内容を変更する必要があるときは、別に協議書を締結するものとする。

上記協議の成立を証するため、本書3通を作成し、各自1通を所持するものとする。

平成15年8月14日

掛川市長                      榛 村 純 一

大東町長                      大 倉 重 信

大須賀町長                    伊 藤 徳 之

## 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会規約

### (設置)

第1条 掛川市、大東町及び大須賀町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (名称)

第2条 協議会の名称は、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会とする。

### (担当事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 合併の是非を含めた1市2町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

### (事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、掛川市役所内に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

### (会長)

第6条 会長は、1市2町の長が協議により、第8条第1項各号に掲げる者の中から、これを選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、非常勤とする。

### (副会長)

第7条 協議会に副会長を置く。

2 副会長は、1市2町の長が協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上置かれているときは、会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者（第6条第1項の規定により会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- (1) 1市2町の長及び助役
- (2) 1市2町の議会が選出する議員各4人
- (3) 1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者12人

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、担任する事務の一部について調査又は審議させるため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整させるため、協議会に幹事会を置く。

- 2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整させるため、幹事会に専門部会を置くことができる。
- 3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、1市2町の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会に要する経費は、次に掲げる割合により1市2町が負担する。

(1) 均等割 2分の1

(2) 人口割 2分の1

2 前項第2号の人口割の算定に当たっては、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口を用いる。

3 1市2町は、第1項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(監査)

第15条 協議会の出納は、1市2町の監査委員各1人に委嘱して監査する。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員（以下「監査委員」という。）は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 会長及び委員並びに第9条第3項の規定により会議に出席する者及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成15年10月1日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第14条第3項中「年度開始後」とあるのは、「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。

報告第2号

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会における協議の経緯について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会における協議の経緯について、裏面のとおり報告する。

平成15年10月21日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会  
会長 榛村純一

1 協議会の開催状況

回数	日時・場所	協議の内容
第1回	平成15年5月19日 午後2時00分～ 午後4時06分 掛川グランドホテル	<p>1 開会</p> <p>2 会長・副会長あいさつ</p> <p>3 委嘱状交付</p> <p>4 委員等の紹介</p> <p>5 幹事及び事務局職員の紹介</p> <p>6 議事</p> <p>(1) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告第1号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会設置までの経緯について</li> <li>・報告第2号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約の制定について</li> <li>・報告第3号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会幹事会規程の制定について</li> <li>・報告第4号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会専門部会設置規程の制定について</li> <li>・報告第5号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局規程の制定について</li> <li>・報告第6号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の制定について</li> <li>・報告第7号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事業計画について</li> <li>・報告第8号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会予算について</li> </ul> <p>(2) 議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会議運営規程の制定について</li> <li>・議案第2号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定について</li> <li>・議案第3号 合併協議項目について</li> <li>・議案第4号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程の制定について</li> </ul> <p>(3) 提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議第1号 合併の方式について</li> </ul> <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会議運営申合せ事項について</li> <li>(2) 住民意向調査の実施について</li> </ul> <p>8 閉会</p>

回数	日時・場所	協議の内容
第2回	平成15年6月16日 午後2時00分～ 午後3時51分 掛川グランドホテル	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) 報告 ・報告第9号 新市建設計画策定小委員会報告について (2) 協議 ・協議第1号 合併の方式について (3) 議案 ・議案第5号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程の制定について (4) 提案 ・協議第2号 合併の期日について ・協議第3号 新市の事務所の位置について 4 その他 ・合併シンポジウムの開催について 5 閉 会
第3回	平成15年7月15日 午後2時00分～ 午後4時15分 掛川グランドホテル	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) 報告 ・報告第10号 新市名称候補選定小委員会報告について ・報告第11号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の一部改正について ・報告第12号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会補正予算(第1号)について (2) 協議 ・協議第2号 合併の期日について ・協議第3号 新市の事務所の位置について (3) 議案 ・議案第6号 新市の名称の公募及び選定基準について (4) 提案 ・協議第4号 財産の取扱いについて ・協議第5号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて ・協議第6号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて 4 その他 ・住民意向調査結果速報について 5 閉 会
第4回	平成15年8月19日 午後2時00分～ 午後5時16分 掛川グランドホテル	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) 報告 ・報告第13号 新市建設計画策定小委員会報告について ・報告第14号 住民意向調査結果について (2) 継続協議 ・協議第2号 合併の期日について (3) 協議 ・協議第4号 財産の取扱いについて ・協議第5号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて ・協議第6号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて (4) 提案 ・協議第7号 地方税の取扱いについて ・協議第8号 特別職の職員の身分の取扱いについて ・協議第9号 一般職の職員の身分の取扱いについて ・協議第10号 条例、規則等の取扱いについて 4 閉 会

## 2 協議の状況

### (1) 提出済みの協議案件

協 議 案 件	協議状況	法定協議会における取扱い
1 合併の方式について	確認済み	確認済みとして取り扱う。 合併の方式は、掛川市、大東町及び大須賀町を廃止し、その区域をもって新たな市を設置する新設合併とする。
2 合併の期日について	継 続 中	引き続き継続協議として取り扱う。
3 新市の事務所の位置について	確認済み	確認済みとして取り扱う。 新市の事務所の位置は、現在の掛川市役所とする。現在の大東町及び大須賀町の庁舎については、それぞれ支所とする。
4 財産の取扱いについて	確認済み	確認済みとして取り扱う。 1市2町の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。
5 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	継 続 中	引き続き継続協議として取り扱う。
6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	継 続 中	引き続き継続協議として取り扱う。 (在任特例の適用に関しては確認済み)
7 地方税の取扱いについて	前回提出	今回協議を行う。
8 特別職の職員の身分の取扱いについて	前回提出	今回協議を行う。
9 一般職の職員の身分の取扱いについて	前回提出	今回協議を行う。
10 条例、規則等の取扱いについて	前回提出	今回協議を行う。

### (2) 提出済みの議案

協 議 案 件	提 出	法定協議会における取扱い
1 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会議運営規程の制定について	第1回	協議会の名称を変更し、引き続き施行させる。 (95ページを参照)
2 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定について	第1回	協議会の名称を変更し、引き続き施行させる。 (113ページを参照)
3 合併協議項目について	第1回	承認済みの合併協議項目として引き続き協議を行う。 (次ページを参照)
4 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程の制定について	第1回	小委員会の名称を変更し、引き続き同一性をもって存続させる。 (99ページを参照)
5 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程の制定について	第2回	小委員会の名称を変更し、引き続き同一性をもって存続させる。 (101ページを参照)
6 新市の名称の公募及び選定基準について	第3回	承認済みの選定基準として取り扱う。

## 合併協議項目分類表

協 議 項 目	提出予定	協議予定
(1) 合併の方式	第 1 回	確認済み
(2) 合併の期日	第 2 回	協議中
(3) 新市の名称	第 6 回	第 7 回
(4) 新市の事務所の位置	第 2 回	確認済み
(5) 財産の取扱い	第 3 回	確認済み
(6) 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第 3 回	協議中
(7) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第 3 回	協議中
(8) 地方税の取扱い (9) 特別職の職員の身分の取扱い (10) 一般職の職員の身分の取扱い (11) 条例、規則等の取扱い	第 4 回	第 5 回
(12) 事務組織及び機構の取扱い (13) 一部事務組合等の取扱い (14) 使用料、手数料等の取扱い	第 5 回	第 6 回
(15) 公共的団体等の取扱い (16) 補助金、交付金等の取扱い (17) 電算システムの取扱い (18) 慣行の取扱い	第 6 回	第 7 回
(19) 国民健康保険事業の取扱い (20) 介護保険事業の取扱い (21) 消防団の取扱い (22) 町名・字名の取扱い (23) 地域審議会の取扱い	第 7 回	第 8 回
(24) その他各種事務事業の取扱い 24- 1 姉妹都市・国際交流事業 24- 2 男女共同参画事業 24- 3 広報広聴事業 24- 4 情報公開・個人情報保護制度 24- 5 地域振興事業 24- 6 交通関係事業 24- 7 窓口業務 24- 8 防災消防関係事業 24- 9 生活保護事業 24-10 高齢者福祉事業 24-11 児童福祉事業 24-12 保育事業 24-13 障害者福祉事業	第 8 回	第 9 回
(24) その他各種事務事業の取扱い 24-14 廃棄物関係事業 24-15 環境・衛生関係事業 24-16 保健・医療関係事業 24-17 商工・観光関係事業 24-18 農林関係事業 24-19 建設関係事業 24-20 上・下水道事業 24-21 市(町)立学校(園)の通学区域 24-22 学校教育関係事業 24-23 社会教育関係事業 24-24 文化振興関係事業 24-25 その他事業	第 9 回	第10回
(25) 新市建設計画	第10回	第11回



報告第3号

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事業計画について

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事業計画を裏面のとおり定めたので、報告する。

平成15年10月21日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会  
会長 榛村純一

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事業計画

No.	事業項目	事業内容	備考
1	合併協議会の開催	合併の是非を含め、合併の方式、合併の期日、新市の名称、市役所の位置等、合併協定項目について協議を行うほか、合併の適否の判断材料として、合併した場合の新市の姿や基本方針等を示した新市建設計画を策定する。	
2	住民説明会の開催	策定された新市建設計画や協議結果を基に、合併した場合の新市の姿や基本方針等を説明し、1市2町の合併について住民の意向を把握する。	平成16年 3月～4月
3	協議会だよりの発行	合併協議に対する住民への周知と理解を深め、住民自らが合併問題について考えるための情報源として、協議会独自の広報紙を発行する。 ・発行 毎月発行 ・体裁 A4版4～8ページ 2色刷り ・配布 全戸配布	
4	ホームページの開設	合併協議会の開催状況や会議資料をはじめ、合併に関するあらゆる情報をインターネットを通じて積極的に住民に提供することにより、合併問題に対する住民の関心を高める。	随時更新
5	出前講座の実施	概ね10人以上のグループが主催する会合で、合併に関する基本的な知識や協議会の状況等を事務局職員が出向いて説明し、合併問題に対する周知と理解を深める。	随時

報告第4号

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会予算について

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会予算を裏面のとおり調製したので、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会財務規程第3条第3項の規定に基づき報告する。

平成15年10月21日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会  
会長 榛村純一

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会予算について

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,250千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成15年10月1日

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会  
会長 榛 村 純 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	26,249
2 諸収入	1 預金利子	1
歳入合計		26,250

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費	1 事業推進費	23,613
2 総務費	1 総務管理費	2,337
3 予備費	1 予備費	300
歳出合計		26,250

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算	前年度予算	比較
1 分担金及び負担金	26,249	0	26,249
2 諸収入	1	0	1
歳入合計	26,250	0	26,250

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算	前年度予算	比較
1 事業費	23,613	0	23,613
2 総務費	2,337	0	2,337
3 予備費	300	0	300
歳出合計	26,250	0	26,250

## 2 歳 入

(単位：千円)

科 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 款 分担金及び負担金	26,249	0	26,249			
1 項 負担金	26,249	0	26,249			
1 目 市町負担金	26,249	0	26,249	1 市町負担金	26,249	掛川市負担金 13,589 大東町負担金 6,868 大須賀町負担金 5,792
2 款 諸収入	1	0	1			
1 項 預金利子	1	0	1			
1 目 預金利子	1	0	1	1 預金利子	1	普通預金利子 1
合 計	26,250	0	26,250			

## 3 歳 出

(単位：千円)

科 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 款 事業費	23,613	0	23,613			
1 項 事業推進費	23,613	0	23,613			
1 目 協議会運営費	20,570	0	20,570	1 報酬	1,640	委員報酬 1,602 監査委員報酬 38
				8 報償費	134	講師謝礼 134
				9 旅費	116	費用弁償 116
				11 需用費	6,800	食糧費 120 文具消耗器材費 130 印刷費 6,500 図書費 50
				12 役務費	30	郵便料 30
				13 委託料	10,300	新市計画策定委託料 9,893 会議録作成委託料 407
				14 使用料及び 賃借料	1,550	会場借上料 1,500 通行料 50
2 目 広報広聴費	3,043	0	3,043	11 需用費	1,286	文具消耗器材費 100 印刷費 1,186
				12 役務費	470	郵便料 470
				13 委託料	1,287	ホームページ管理委託料 287 協議会だより配布委託料 1,000
2 款 総務費	2,337	0	2,337			
1 項 総務管理費	2,337	0	2,337			
1 目 事務局費	2,337	0	2,337	9 旅費	245	普通旅費 245
				11 需用費	832	食糧費 32 文具消耗器材費 100 印刷費 600 図書費 50 維持修繕費 50
				12 役務費	275	郵便料 260 振込手数料 10 傷害保険料 5
				14 使用料及び 賃借料	885	パソコンリース料 525 複写機借上料 360
				19 負担金補助 及び交付金	100	研修会等参加負担金 100
3 款 予備費	300	0	300			
1 項 予備費	300	0	300			
1 目 予備費	300	0	300	29 予備費	300	予備費 300
合 計	26,250	0	26,250			

報告第5号

新市建設計画策定小委員会報告について

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程第7条の規定により委員長から報告があったので、裏面のとおり報告する。

平成15年10月21日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会  
会長 榛 村 純 一

平成15年9月22日

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会長 榛村 純 一 様

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
新市建設計画策定小委員会  
委員長 小櫻 義 明

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会を開催したので、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程第7条の規定により、次のとおり報告します。

## 1 協議結果一覧表

回次	日 時	会 場	委員数	協議内容・結果
6	8月25日 13時30分 ～ 16時30分	大東町役場庁 議室	出席 13人 欠席 3人	1 協議内容 ・新市の将来像、基本目標の再検討について ・新市の主要施策の方針の再検討について 2 結果 ・各協議項目についての意見をまとめ、次回協議時に新都市ビジョン（案）としてとりまとめ、内容を確認することとした。
7	9月22日 13時30分 ～ 16時05分	大須賀町役場 南館第1研修 室	出席 16人 欠席 0人	1 協議内容 ・新都市ビジョン（案）の確認について ・主要事業（案）の検討について 2 結果 ・新都市ビジョン（案）の最終修正を行い、小委員会案として第5回協議会に報告することとした。 ・主要事業（案）については引き続き次回協議時に内容の検討を行うこととした。

## 2 新市建設計画策定小委員会のこれまでの検討における成果

新都市ビジョン（案） 別添のとおり

報告第6号

新市名称候補選定小委員会報告について

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程第7条の規定により委員長から報告があったので、裏面のとおり報告する。

平成15年10月21日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会  
会長 榛 村 純 一

平成15年10月7日

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一 様

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

新市名称候補選定小委員会

委員長 小 松 正 明

平成15年10月7日に開催された掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市名称候補選定小委員会の内容について、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程第7条の規定により、次のとおり報告します。

## 記

### 第2回新市名称候補選定小委員会開催内容

1 日時 平成15年10月7日(火) 13:00～13:40

2 場所 大東町役場 4階 議会全員協議会室

3 議題

(1) 新市名称公募集計結果について(抜粋)

ア 応募総数 1,372件(有効 1,320件 無効 52件)

イ 応募総数内訳

(ア) 応募方法別

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ① 応募はがき        | 1,062件(78%) |
| ② インターネット・Eメール | 147件(11%)   |
| ③ 官製はがき        | 143件(10%)   |
| ④ FAX          | 20件(1%)     |

(イ) 男女別

- |     |           |
|-----|-----------|
| ① 男 | 773件(56%) |
| ② 女 | 599件(44%) |

(ウ) 住所別

- |        |           |
|--------|-----------|
| ① 掛川市  | 819件(60%) |
| ② 大東町  | 209件(15%) |
| ③ 大須賀町 | 204件(15%) |
| ④ 県内   | 80件(6%)   |
| ⑤ 県外   | 60件(4%)   |

(エ) 年代別

① 0～9歳	26件 (1.9%)
② 10～19歳	127件 (9.3%)
③ 20～29歳	120件 (8.7%)
④ 30～39歳	142件 (10.3%)
⑤ 40～49歳	163件 (11.9%)
⑥ 50～59歳	248件 (18.1%)
⑦ 60～69歳	271件 (19.8%)
⑧ 70～79歳	202件 (14.7%)
⑨ 80～89歳	54件 (3.9%)
⑩ 90～99歳	7件 (0.5%)
⑪ 不明	12件 (0.9%)

ウ 応募数上位名称 (有効分のみ)

① 掛川 (カケガワ)	558件
② かけがわ	55件
③ 遠州 (エンシュウ)	54件
④ 三城 (サンジョウ)	45件
⑤ 新掛川 (シンカケガワ)	41件
⑥ 大掛川 (ダイカケガワ)	36件
⑦ 小笠 (オガサ)	29件
⑧ 遠州掛川 (エンシュウカケガワ)	18件
⑨ 大掛 (オオカケ)	17件
⑩ 大掛 (オオガケ)	15件

(2) 新市名称候補の選定方法について (抜粋)

① 第1次選定

各委員が応募作品の中から3作品 (以内) を選定する。

② 第2次選定

第1次選定により選定された作品の中から各委員が2作品 (以内) を提案した後、協議により5点程度を選定する。

(3) 今後のスケジュールについて (抜粋)

① 第3回小委員会

第1次選定の集計結果報告、名称候補の決定、協議会における名称決定方法の検討を行う。

② 第4回小委員会

選定理由の検討を行う。



協議第2号

合併の期日について

合併の期日について、協議を求める。

平成15年6月16日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### (1) 住民生活への影響等

- ア 住民生活に及ぼす影響等住民サービスや各種事務事業の執行上、できる限り支障が少ない期日とすること。
- イ 合併時に予定される事務事業や公的行事との関係を考慮すること。

### (2) 選挙の時期

首長や議会議員の選挙時期を考慮すること。

(1市2町の首長・議員の任期)

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ・掛川市長：平成17年9月17日  | ・掛川市議会議員：平成19年4月30日  |
| ・大東町長：平成18年6月12日  | ・大東町議会議員：平成17年4月14日  |
| ・大須賀町長：平成16年7月17日 | ・大須賀町議会議員：平成17年1月29日 |

### (3) 事務処理等への影響

合併時の事務処理（決算処理等）や事務の引継ぎの利便性等を総合的に勘案すること。

- ア 合併前の市町村の決算については、出納整理期間がなく即日決算であるため、年度末に合併する場合は、支払い事務や決算事務が集中することとなり事務量が多くなる。また、年度末には、国・県支出金の受け入れが集中するなど、収入・支払いの件数も多く、暫定予算を編成する上で細かな注意を要する。

地方自治法施行令（抄）

（消滅した市町村の決算）

第5条 略

2 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以てこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であった者がこれを決算する。

3・4 略

- イ 新市への移行を円滑に行うためには、電算システムの統合が不可欠となるが、膨大なプログラムの修正には膨大な時間を要するため、次の点に留意すべきである。

(ア) 合併の期日を平日とする場合は、統合作業を日常業務と平行して行わざるを得ないため、作業時間が制約され、万一作業に支障が発生した場合には、住民サービスに影響を及ぼす恐れがある。したがって、電算システムの移行を安全かつ確実に実施するため、システム統合の作業は、閉庁日（土・日）や連休を利用して行うことが望ましい。

(イ) 年度末等は、業務量が多く住民の転入出時期とも重なり電算業務に支障を来す恐れがあるため、回避することが望ましい。

- 周南市の場合  
電算システム統合作業に要する作業工程を考慮し、合併前日が土日（連休）となるよう考慮され、平成15年4月21日（月）が合併期日に決定された。
- さいたま市の場合  
合併期日（平成13年5月1日）を決定するに当たり、システム統合部会から、次のような意見が出された。
  - ・ 開発期間は、でき得る限り長く（1年半から2年程度）確保する必要がある。
  - ・ 合併の期日を決める際、合併前日が連休となる必要がある。
  - ・ 合併の時期は、出納閉鎖時期、住民異動の多い時期及び課税時期を避けること。

#### (4) 法的な手続

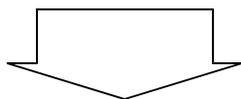
ア 合併特例法による特例措置、財政支援等を受ける場合は、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要がある。

合併特例法附則（抄）  
（合併特例法の失効）  
第2条 この法律は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

イ 市町村が合併するためには、各種法令により様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮すること。

（合併までの流れ）

- ①合併協議会の設置 → ②合併協定書の調印 → ③各市町議会で議決 →  
④県知事への申請 → ⑤協議・同意（県・国） → ⑥県議会で議決 →  
⑦県知事の合併決定 → ⑧総務大臣へ届出 → ⑨総務大臣告示 →  
⑩新市施行



上記留意点を考慮した場合、合併期日は、平成17年1月中旬から3月中旬までのいずれの日とすることが適当であると考えられる。



協議第5号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成15年7月15日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 新市の議会の議員の定数

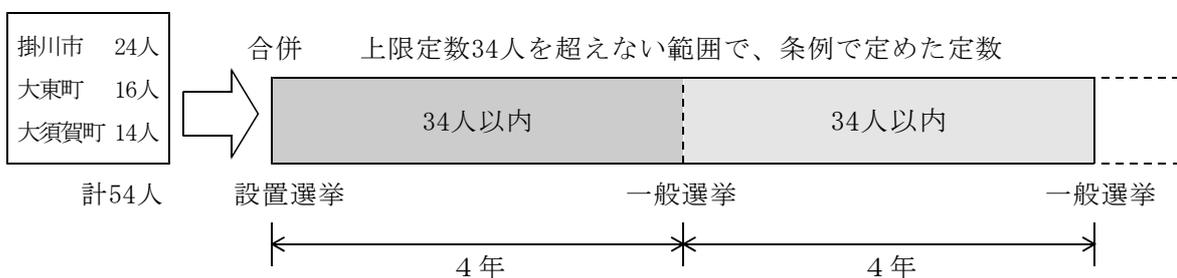
新市の議会の議員の定数に関しては、地方自治法第91条第2項の規定により、条例で定めることとされている。

- (1) 1市2町の人口 114,328人（平成12年国勢調査）
- (2) 地方自治法による新市の上限定数 34人
- (3) 1市2町の現況

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町	合 計
人口 (H12国調)	80,217 人	21,791 人	12,320 人	114,328 人
地方自治法による上限定数	30 人	26 人	22 人	—
条 例 定 数	24 人	16 人	14 人	54 人
現 議 員 数	24 人	16 人	14 人	54 人
任 期	H15. 5. 1 ~ H19. 4. 30	H13. 4. 15 ~ H17. 4. 14	H13. 1. 30 ~ H17. 1. 29	—

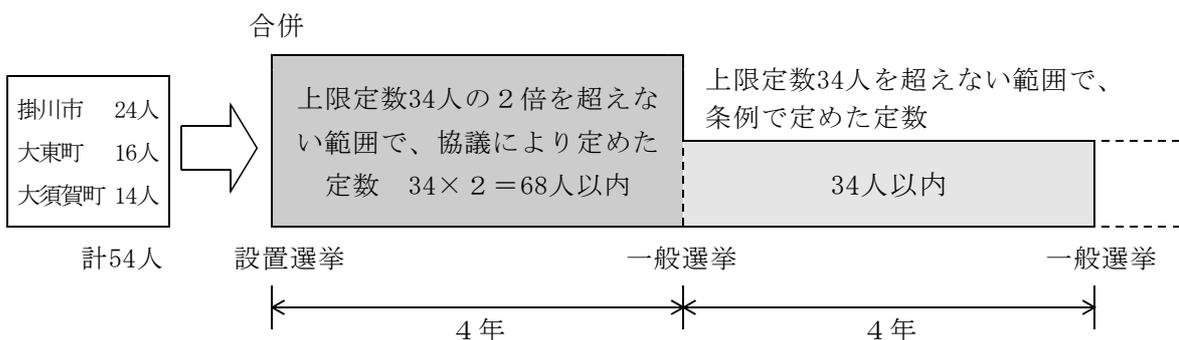
### 2 合併特例法の適用の有無

- (1) 合併特例法を適用しない場合



(2) 合併特例法を適用する場合

① 定数特例（合併特例法第6条第1項）



② 在任特例（合併特例法第7条第1項）



選択肢

以上のことから選択肢は、次の3通りとなる。

方式	協議事項	備考
原則どおり (合併特例法を適用しない)	新市における定数 (34人以内)	50日以内に 設置選挙を行う
合併特例法 を適用する	定数特例 新市における定数 (34人以内) 定数特例による定数 (68人以内)	50日以内に 設置選挙を行う
	在任特例 新市における定数 (34人以内) 適用期間 (2年以内)	設置選挙を行わない



協議第6号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成15年7月15日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 農業委員会について

#### (1) 農業委員会の役割

農業委員会は、自作農の創設維持、農地法等に基づく農地等の利用関係の調整、農地の交換分合等に関する事務を執行する行政委員会である。

#### (2) 農業委員会の設置数

農業委員会は、1市町村につき1つの農業委員会を定めることとされている。ただし、市町村の区域面積が24,000ha又は農地面積が7,000haを超える市町村については、区域を2以上に分けて、その各区域に置くことができる。

#### (3) 委員の構成及び定数

農業委員会は、直接農業者から選挙される委員と、一定の要件を備えた農業協同組合、農業共済組合、市町村議会がそれぞれ推薦し、市町村長が選任する委員で構成される。

##### ア 選挙による委員

選挙による委員は、次に掲げる基準により、条例で定めることとされている。

(ア) 農地面積が1,300ha以下又は基準農業者数が1,100以下の場合は、10人から20人以下

(イ) 農地面積が1,300haを超え、かつ、基準農業者数が1,100を超え、(ア)に該当する農業委員会以外の場合は、10人から30人以下

(ウ) 農地面積が5,000haを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える場合は、10人から40人以下

(注) 基準農業者数は、10a以上の農地を耕作する個人のその区域内における世帯数及び10a以上の農地を耕作する農業生産法人の合計数をいう。

##### イ 選任による委員

選任による委員は、次に掲げる者を、市町村長が選任することとされている。

(ア) 農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人

(イ) 議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

#### (4) 委員の任期

##### ア 選挙による委員

選挙による委員の任期は、選挙の日から起算して3年とされている。

##### イ 選任による委員

選任による委員の任期は、選挙による委員の任期満了の日までとされている。

#### (5) 選挙区

農業委員会の選挙区は、原則として1委員会に1選挙区とされているが、市町村長が、特に必要と認めるときは、一定の要件を満たす場合、2以上の選挙区を設けることが認められている。

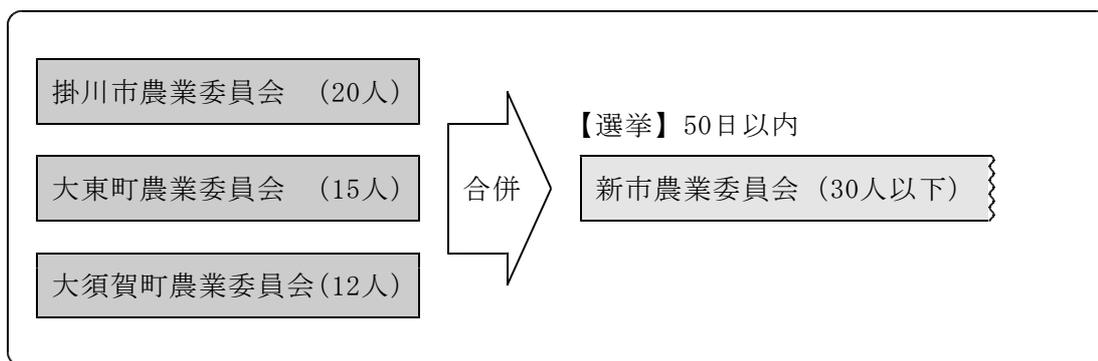
## 2 農業委員会委員の任期等の特例

### (1) 1つの農業委員会を設置する場合

#### ア 原則

合併前の農業委員会は廃止され、選挙による委員及び選任による委員は、ともに身分を失う。新市の農業委員会の選挙による委員は、農業委員会の設置の日（市町村の合併の日）から50日以内に選挙を行い決定する。選任による委員は、合併後速やかに選任する。

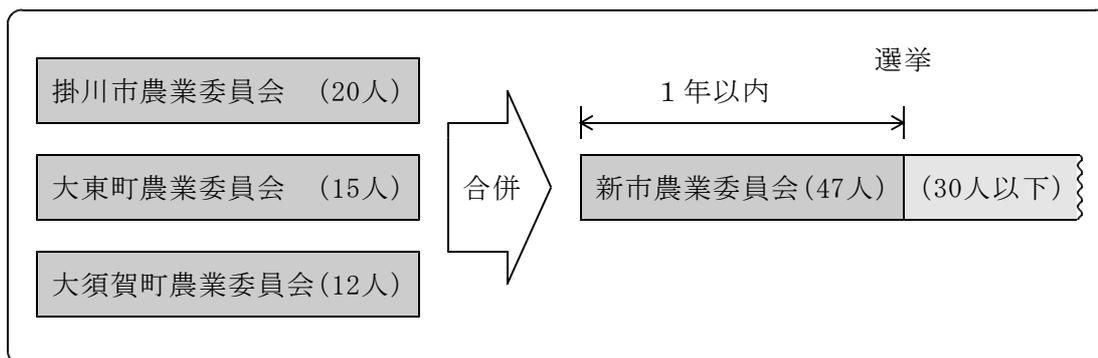
#### 【選挙による委員】



#### イ 合併特例法による在任特例（合併特例法第8条第1項による特例）

選挙による委員は、協議により10人から80人の範囲で、合併後1年以内の範囲で、在任することができる。選任による委員は、合併の日に併せて速やかに選任する。

#### 【選挙による委員】



(2) 農業委員会を2以上設置する場合

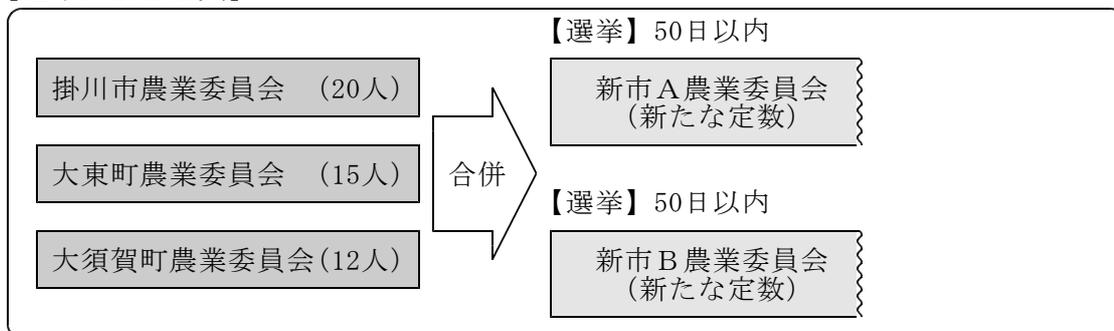
ア 従前と異なる区域の農業委員会を設置する場合

(ア) 原則

合併前の農業委員会は廃止され、選挙による委員及び選任による委員は、ともに身分を失う。選挙による委員は、農業委員会の設置の日（市町村の合併の日）から50日以内に、各農業委員会ごとに選挙を行う。

選任による委員は、各委員会ごとに、合併後速やかに選任する。

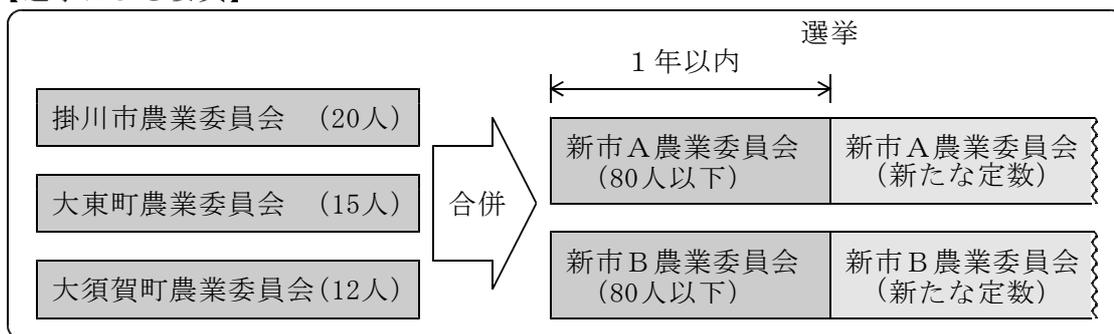
【選挙による委員】



(イ) 合併特例法による在任特例（合併特例法第8条第3項による特例）

選挙による委員は、協議により10人から80人の範囲で、合併後1年以内は引き続き在任することができる。選任による委員は、合併後速やかに選任する。

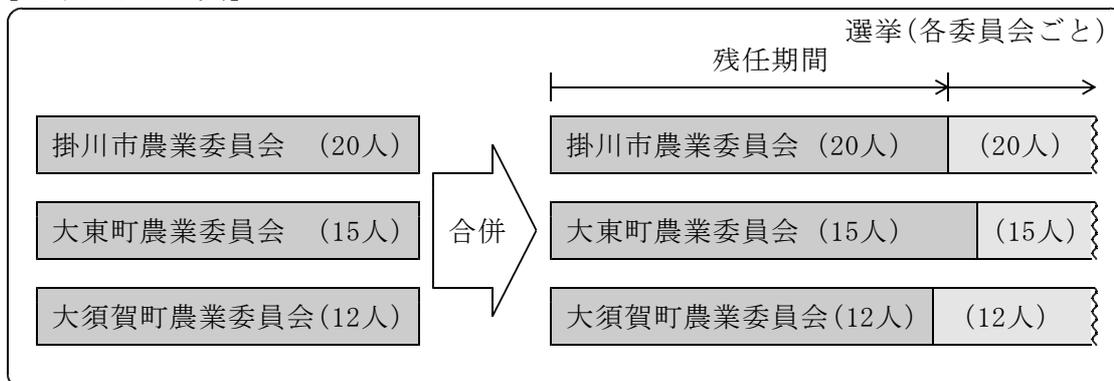
【選挙による委員】



イ 従前と同じ区域の農業委員会を設置する場合（農業委員会法第34条による特例）

合併前の農業委員会はそのまま新市の農業委員会となり、新市の農業委員会の委員も、引き続きその存続する農業委員会の委員となる。委員の任期は、各農業委員会ごとの選挙による委員の残任期間となる。

【選挙による委員】



選択肢

以上のことから選択肢は、次のとおりとなる。

区 分		調 整 方 針	協 議 事 項
1つの農業 委員会を設 置	原 則	新市に1つの農業委員会を置き、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととする。委員の定数については、農地及び基準農業者数の状況を鑑み十分に検討の上、合併の日までに決定する。	—
	在任特例	新市に1つの農業委員会を置き、1市2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年以内に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。委員の定数については、農地及び基準農業者数の状況を鑑み十分に検討の上、決定する。	在任特例の期間



協議第7号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、協議を求める。

平成15年8月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 地方税とは

地方公共団体がその有する課税権に基づき、賦課徴収する租税をいい、地方税の賦課徴収については、基本的事項は地方公共団体の条例で定めることとされている。

このため、市町村ごとに税率が異なっている場合や、課税されていなかった市町村の区域が合併により新たに課税されることとなる場合があり協議が必要となる。

地方税には都道府県税と市町村税があり、今回の協議の対象となる市町村税には、市町村民税や固定資産税などの法定普通税と入湯税や都市計画税などの法定目的税がある。

#### 地方税法（抄）

##### （地方団体の課税権）

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

##### （地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

##### （市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 略

#### 1 市2町が課税している地方税

普通税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税 特別土地保有税
目的税	入湯税、都市計画税、国民健康保険税

### 2 市町村合併における特例措置

合併市町村の一体性及び負担の公平を期する観点から合併市町村の全区域にわたって均一に課税することが本来である。しかし、合併後直ちに均一課税することが著しく衡平を欠くと認められる場合には、特例措置として市町村合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限り課税免除、不均一課税が認められている。

市町村の合併に関する法律（抄）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 略

### 3 1市2町で税率、課税範囲が異なる税目

税目	掛川市	大東町	大須賀町
個人市町村民税均等割額	2,500円	2,000円	2,000円
入湯税	1人1日100円	1人1日150円	なし
都市計画税	0.3%	なし	なし
（都市計画区域）	（原田・原泉を除く全域）	（全域）	（全域）
国民健康保険税	別途「国民健康保険事業の取扱い」で協議		

#### 調整方針

地方税については、現行のとおりとする。ただし、1市2町で差異のある地方税については、次のとおり調整する。

- (1) 個人市町村民税均等割については、年額2,500円とする。
- (2) 入湯税については、1人1日につき100円とする。
- (3) 都市計画税については、掛川市の例により課税する。ただし、合併する日が属する年度及びそれに続く3年度間は、旧大東町及び旧大須賀町の区域については課税しないこととする。



協議第 8 号

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 8 月 1 9 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 基本的考え方

長、助役、収入役、行政委員会等の委員などの特別職の職員については、合併に伴い法人格が消滅するため、合併の日の前日をもってその身分を失うこととなる。

したがって、原則的には新市において新たに特別職の職員の選挙又は選任する必要がある。

### 2 特別職の職員

#### (1) 常勤の特別職

##### ア 市長

新市の市長は、新市の設置の日から50日以内に選挙されることとなる。ただし、新市の市長が選挙されるまでの間は、市長が不在となるため、長であった者の中から、その協議により定められた者が市長の職務執行者としてその職務を行うこととされている。

##### イ 助役・収入役

助役及び収入役は、新市の市長が選挙されてから、議会の同意を得て助役及び収入役を選任することとなる。ただし、収入役については、必ず職務代理者を置くこととされているため、合併の日に市長の職務執行者が収入役職務代理者を選任し、正式に収入役が選任されるまでの間は、その者が収入役の職務を代理することとなる。

#### (2) 非常勤の特別職

##### ア 議会の議員

議会の議員は、新市の設置の日から50日以内に選挙されることとなる。ただし、合併特例法により定数及び在任に関する特例が設けられている。

なお、詳細については、協議第5号を参照のこと。

##### イ 行政委員会の委員

行政委員会の委員は、合併によりその身分を失うこととなるが、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員については、合併直後における臨時的な特別選任手続が設けられている。

##### (ア) 教育委員会の委員

教育委員会の委員については、市長の職務執行者が合併の日の前日に教育委員会の委員であった者の中から、新市の委員を臨時に選任することとされている。なお、臨時に選任された委員の任期は、新市における市長選挙の後、最初に招集される議会の会期末日までとされている。

##### (イ) 選挙管理委員会の委員

選挙管理委員会の委員は、新市の議会において選挙されることとなるが、それまでの間は、地方自治法施行令第4条の規定に基づき、合併前の委員であった者の互選により定めることとされている。正式に議会で選挙されるまでの間、これらの者が臨時にその職務を行うこととなる。

(ウ) **農業委員会の委員**

農業委員会の委員は、合併によりその身分を失うこととなるが、合併特例法等により委員の在任等に関する特例が設けられている。

なお、詳細については、協議第6号を参照のこと。

(エ) **固定資産評価審査委員会の委員**

固定資産評価審査委員会の委員は、新市の市長が選挙されるまでの間、市長の職務執行者により合併前の委員であった者の中から選任された者がその職務を行うこととなる。また、新市における市長選挙の後、最初に招集される議会の同意を得て委員が選任されるまでの間は、新市の市長により合併前の委員であった者の中から選任された者が、その職務を行うこととなる。

(オ) **監査委員・公平委員会の委員**

監査委員・公平委員会の委員については、特別選任手続の規定がないため、新市における市長選挙の後、新市の議会の同意を得て委員を選任する必要がある。

ウ **附属機関の委員その他の特別職**

(ア) **附属機関の委員**

附属機関の委員については、合併に伴いその身分を失うこととなるため、必要に応じ、新たに任命する必要がある。

- ① 法令等で設置が義務付けられている附属機関の委員については、引き続き新市において設置し、法令等の範囲内で新たに任命する必要がある。
- ② 法令等で設置が義務付けられていない附属機関の委員については、その設置の目的、合併前の1市2町の設置状況等を踏まえて見直しを行い、新市において必要に応じて設置又は統廃合をする必要がある。

(イ) **その他の特別職**

その他の特別職の職員については、合併に伴いその身分を失うこととなるため、その設置の目的、合併前の1市2町の設置状況等を踏まえて見直しを行い、新市において必要に応じて設置又は統廃合をする必要がある。

**調整方針**

- 1 常勤の特別職の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料額等を基に調整する。
- 2 議会の議員の報酬の額は、現行の報酬額等を基に調整する。
- 3 行政委員会の委員の定数及び任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額等を基に調整する。
- 4 附属機関の委員その他の特別職については、その必要性について検討の上、調整する。定数、任期及び報酬の額は、現行の制度を基に調整する。



協議第9号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、協議を求める。

平成15年8月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛村 純 一

## 留意点

### 1 一般職の職員

地方公務員は、一般職の職員と特別職の職員に区分され、一般職の職員は、特別職の職員以外のすべての職員をいう。

具体的には、一般行政事務に従事する職員をはじめ、教育職員、保育職員、消防職員等が該当する。

#### 地方公務員法（抄）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

ア 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

イ 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

## 2 合併に伴う身分の取扱い

新設合併の場合は、一般職の職員が属していた市町村の法人格が消滅するため、職員は、全て失職することとなる。ただし、合併特例法により次に掲げる特例が定められている。

### (1) 新市への身分の承継

合併関係市町村は、その協議により、一般職の職員を合併市町村の職員として引き継がなければならないこととされている。

### (2) 身分等の公正な取扱い

合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員すべてに通じて公正に処理しなければならないこととされている。

市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（職員の身分取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

## 調整方針

- 1 1市2町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇適正化の観点から調整し統一を図る。
- 3 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。



協議第10号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、協議を求める。

平成15年8月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 条例、規則等の取扱いの特例

新設合併による場合は、合併前に施行されていた条例、規則等は、新市施行と同時にすべてその効力を失うこととなる。したがって、新市において必要な条例、規則等については、合併後、改めて制定する必要がある。ただし、新市の施行日から新市の市長が選出されるまでの間は、条例、規則等を制定する市長が不在であるため、地方自治法施行令により、次に掲げる特例が設けられている。

#### (1) 市長職務執行者による専決処分

合併時に施行する必要がある条例については、市長職務執行者が専決処分を行い、即時制定し、施行させることができる。専決処分をした条例については、合併後最初に招集される市議会に報告し、その承認を求めることとされている。

#### (2) 市長職務執行者による暫定施行

市長職務執行者は、新市の条例及び規則が制定されるまでの暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例及び規則を新市の条例及び規則として引き続き施行させることができる。

### 2 条例、規則等の施行方法

新市における条例、規則等は、各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、整備することとなる。

#### (1) 合併と同時に施行させる必要があるもの

区 分	取 扱 い	具 体 例
条 例	市長職務執行者が専決処分し、施行する。	・ 市役所の位置を定める条例 ・ 休日を定める条例 ・ 手数料条例 など
規則等	市長職務執行者が職権により制定し、施行する。	・ 行政組織規則 ・ 予算執行規則 ・ 補助金交付規則 など

(2) 合併後も一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

各協議項目の協議の結果、市の全域での実施が困難であるとされた事務事業等については、新たに条例及び規則が制定されるまでの間、合併前の市町村で施行されていた条例及び規則を当該地域において引き続き施行させる。

(3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの

区 分	対 象
市長職務執行者が専決処分により制定することが適当でないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案提出権がない条例 (議員発議によるべきもの)</li> <li>・ 市議会委員会条例</li> <li>・ 市議会事務局設置条例 など</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各行政委員会等が制定すべき規則等</li> <li>・ 市議会会議規則</li> <li>・ 教育委員会会議規則</li> <li>・ 学校管理規則 など</li> </ul>
新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名誉市民条例</li> <li>・ 表彰条例 など</li> </ul>

3 条例及び規則の数

区 分 \ 市 町 名	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
条 例	1 8 9	1 4 0	1 3 4
規 則	1 4 4	8 9	8 7
行政委員会等の規則	4 8	2 2	2 7

調整方針

条例、規則等については、各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、新市における事務事業が円滑に執行できるよう整備するものとする。



協議第 1 1 号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 2 1 日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 内部組織等の設置

地方公共団体の長は、その権限に属する事務を処理するため、事務を分掌させるための組織を置くことができる。同組織には、本庁に置かれる内部組織と、長の権限に属する事務を地域的に分掌する出先機関（支所、出張所等）に区分される。

- (1) 本庁に置かれる内部組織については、その設置及び分掌事務について条例で定めることとされている。
- (2) 出先機関（支所、出張所等）については、位置、名称及び所管区域について条例で定めることとされている。

### 2 基本原則

内部組織等の構成については、各地方公共団体の長が実情に応じて自主的に定めるものとされているが、地方自治法は、内部組織等が恣意的なものにならないよう、基本的な原則について定めている。

#### (1) 行政運営の基本原則

地方公共団体は、その事務を処理するに当たり、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めるとともに、常にその組織及び運営の合理化を図らなければならない。

#### (2) 住民の利便性への配慮

本庁と支所の位置、所管区域については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

#### (3) 体系化された組織構成

各内部組織等は、それぞれ相互に所掌事務や権限について重複等がないよう、執行機関全体として有機的・系統的に構成されるとともに、執行機関相互の連絡を図り、すべて一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

#### (4) 簡素で効率的な組織

内部組織の編成に当たっては、事務事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

### 3 支所の設置

本協議会では、第3回協議会において、大東町及び大須賀町に支所を置くことが確認されているため、本庁と支所の機能分担についても考慮する必要がある。

(参考) 第3回協議会確認事項

新市の事務所の位置は、現在の掛川市役所とする。現在の大東町及び大須賀町の庁舎については、それぞれ支所とする。

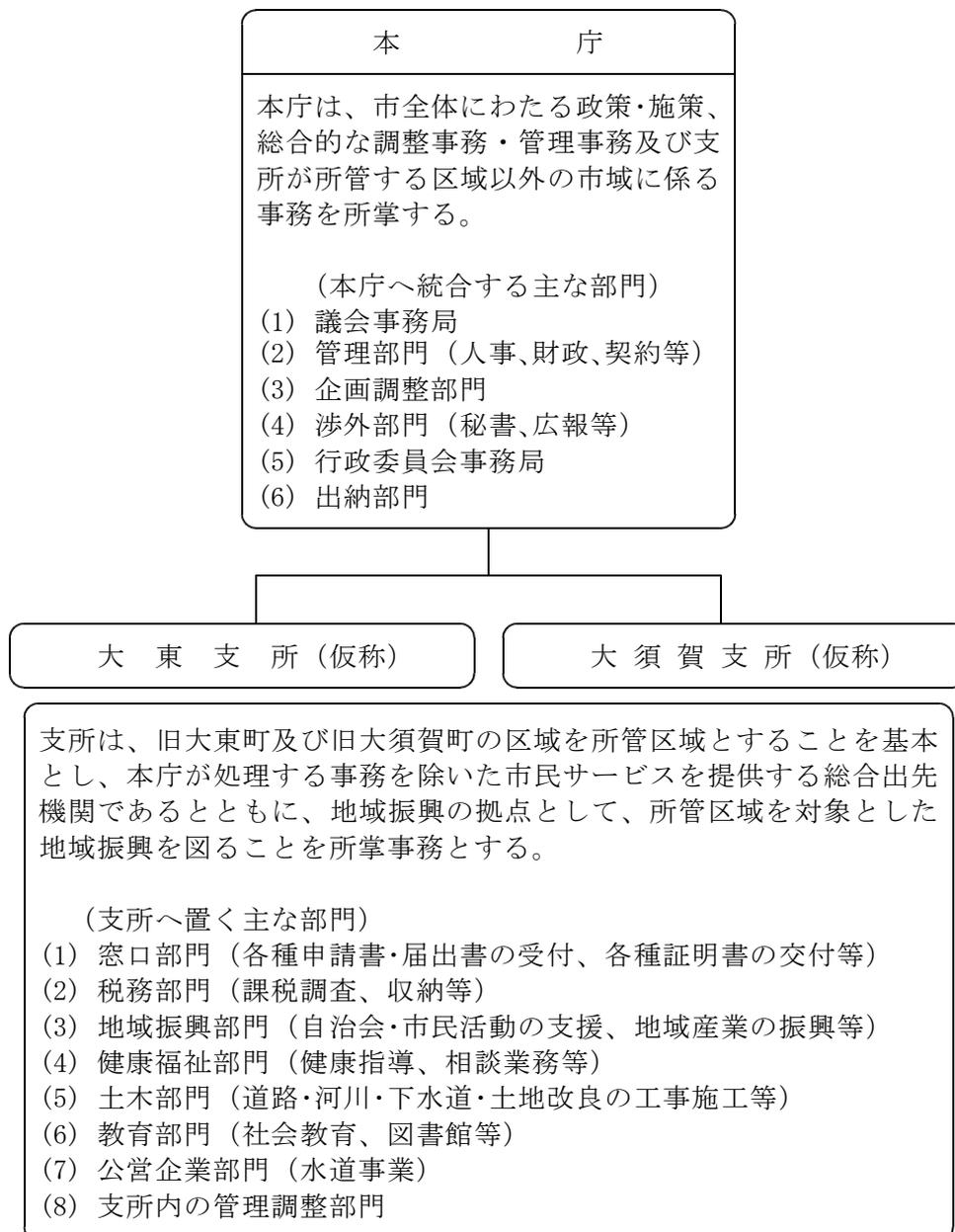
## 調整方針

新市における組織及び機構は、本庁及び支所の機能分担を考慮し、次に掲げる基本方針を基に、整備するものとする。

- 1 地方分権や高度な行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織・機構
- 2 市民が利用しやすく分かりやすい組織・機構
- 3 新市移行後もサービスが低下しないよう十分に配慮された組織・機構
- 4 簡素で効率的な組織・機構
- 5 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

(概念図)

### 新市における本庁・支所機能



1 根拠法令

地方自治法（抄）

**第2条** 略

2～13 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

**第4条** 略

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 略

**第138条の3** 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

**第138条の4** 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。（以下略）

**第155条** 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、（途中略）、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、（途中略）支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

**第158条** 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

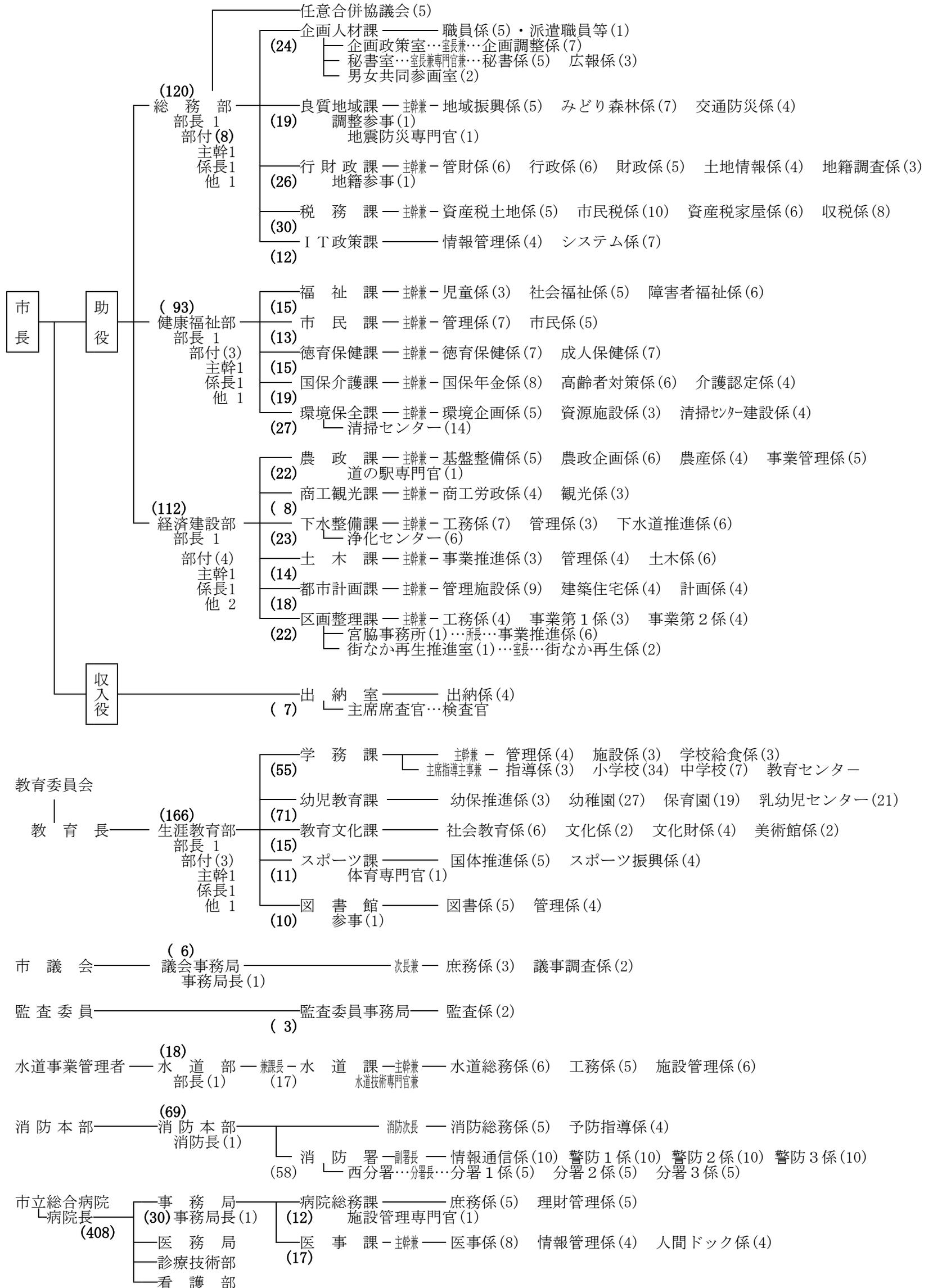
2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

3 略

2 1市2町の現況（平成15年4月1日現在）

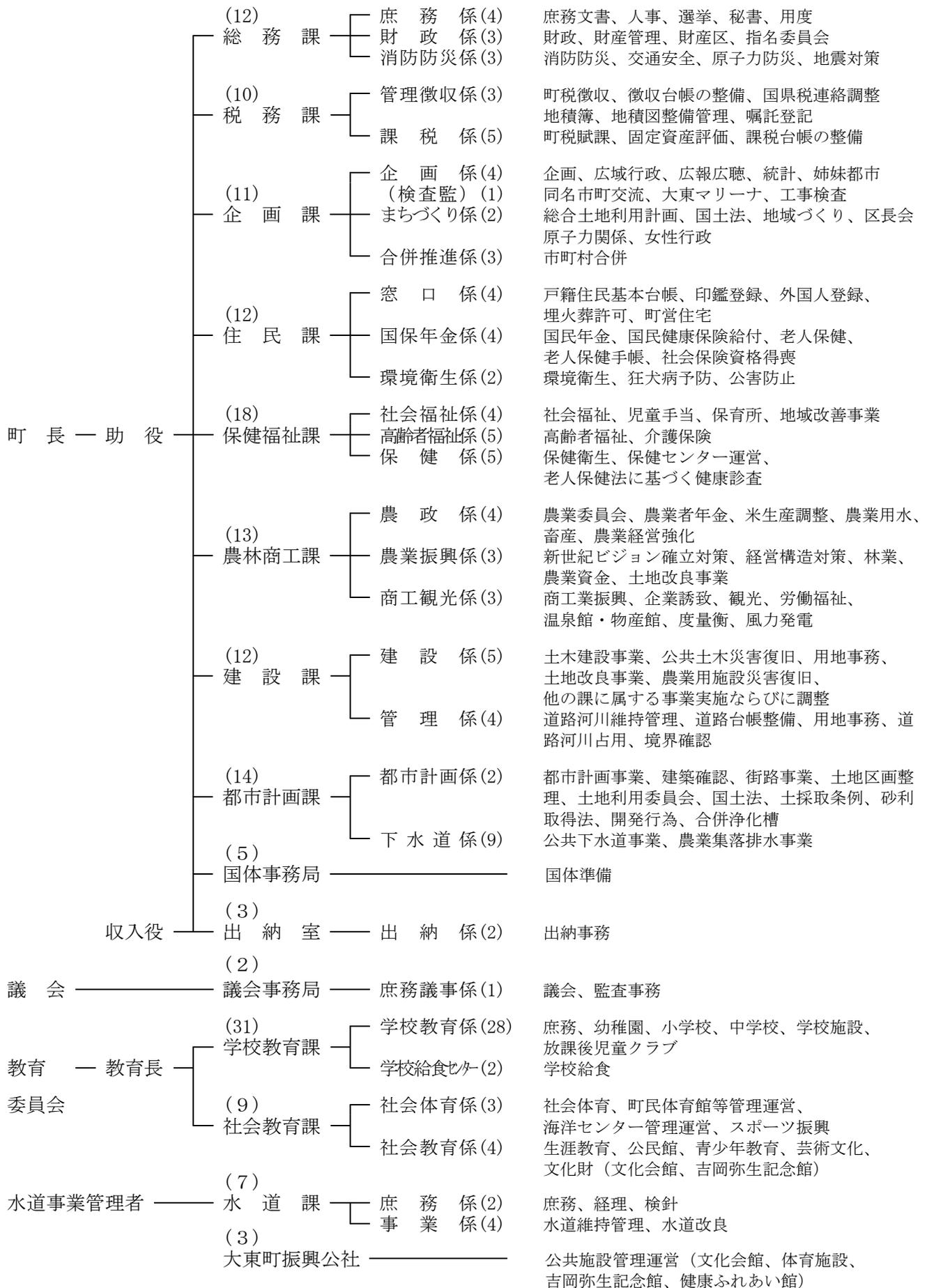
(1) 掛川市

平成15年度掛川市行政組織機構図



(2) 大東町

平成15年度大東町行政組織機構図



(3) 大須賀町

平成15年度大須賀町行政組織機構図



大須賀町社会福祉協議会 (1)、大須賀町社会福祉事業会 (1)

### 3 先進事例

市名	事務組織及び機構の取扱いについて
西東京市 (東京都)	<p>新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効活用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。このため、新市発足後は、当面次の2段階の措置をとるものとする。</p> <p>なお、出先機関は、当面現行のまま存続するものとする。また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。</p> <p>(1) 合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままの形で統合する。</p> <p>(2) 平成13年4月からは、議会事務局のほか、市長部局9部、教育委員会部局2部の範囲内の新体制とし、課及び係を再編整備する。</p> <p>(新市における組織・機構の整備方針)</p> <p>① 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p>② 市民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>③ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>④ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>⑤ 簡素で効率的な組織・機構</p>
さいたま市 (埼玉県)	<p>新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。</p> <p>なお、職員定数については現行のとおりとする。</p> <p>(1) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構</p> <p>(2) 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(3) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(4) 指揮命令系統が明確な組織・機構</p> <p>(5) 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構</p> <p>(6) 新たな行政課題を見据えた組織・機構</p>
静岡市 (静岡県)	<p>新市の組織・機構は、中枢本部及び2つの総合支所を骨格とし、以下の事項を基本に、整備するものとする。</p> <p>(1) 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(2) 市民が利用しやすく、分かりやすい組織・機構</p> <p>(3) 新市建設計画や新たな行政課題に的確に対応できる組織・機構</p>
周南市 (山口県)	<p>新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>(1) 新市移行後も住民サービスの低下を来さないように十分配慮した組織機構</p> <p>(2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構</p> <p>(3) 市民の声を適正に反映することができる組織機構</p> <p>(4) 簡素で効率的な組織機構</p> <p>(5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構</p> <p>(6) 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織機構</p> <p>(7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構</p> <p>(8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構</p>

協議第12号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、協議を求める。

平成15年10月21日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 一部事務組合等とは

市町村の事務の一部を共同で処理するために設立された組合であり、1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由から、ゴミ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設置されている。

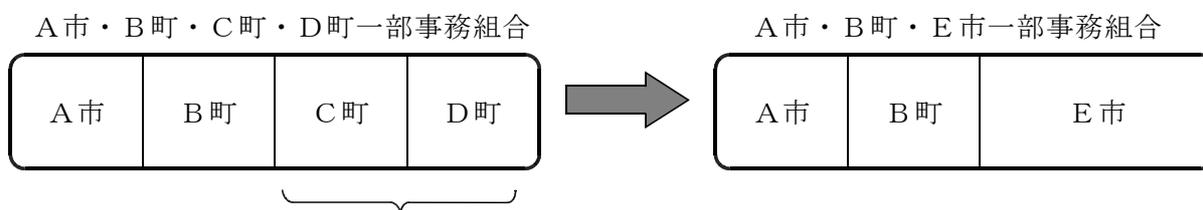
一部事務組合等の組織の設置や変更及び廃止等については、地方自治法にその取扱いが規定されている。

### 2 調整方法

新設合併の場合、その法人格が消滅することから、それまで加入していた組合等から脱退することになる。この場合、組合等で処理していた事務を新市で処理する場合は、脱退の手続きのみで終了するが、引き続き元の組合等で事務を処理する場合には、改めて新市として加入の手続きが必要である。

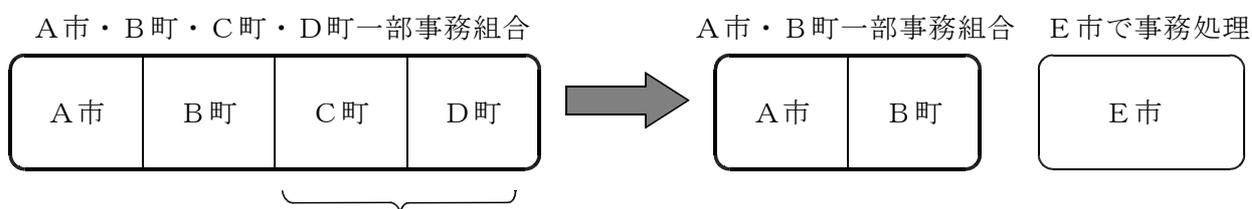
一部事務組合等の取扱いについての調整方法としては以下の取扱いが考えられる。

#### (1) 引き続き元の組合で事務を行う場合



合併によりE市。C町、D町は脱退しE市として加入。

#### (2) 組合を脱退し新市で事務を行う場合

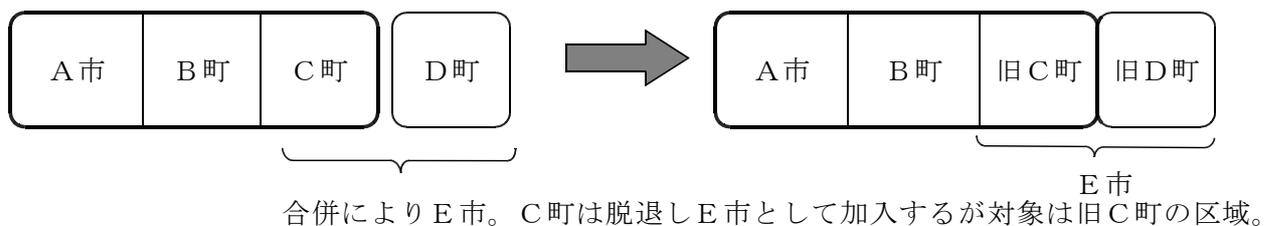


合併によりE市。C町、D町は脱退しE市で事務を処理。

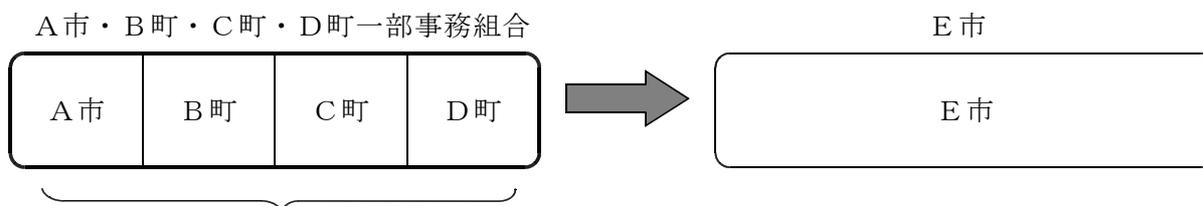
#### (3) 引き続き元の組合で旧市町の区域を対象として事務を行う場合

A市・B町・C町一部事務組合

A市・B町・E市一部事務組合



(4) 合併関係市町村のみで構成されていた一部事務組合の場合



### 3 協議対象

合併協議会では、地方自治法に拠り設置された一部事務組合等の内、広く一般住民に直接影響を与える組織として次の(1)～(12)の取扱いについて協議するものとする。

#### 一部事務組合等の設置状況

一部事務組合等の名称	掛川市	大東町	大須賀町	その他の構成市・町
(1) 東遠定住圏施設組合	○	○	○	菊川町・小笠町・浜岡町・御前崎町・相良町
(2) 太田川原野谷川治水水防組合	○			袋井市・磐田市・福田町・浅羽町・森町
(3) 小笠地区消防組合		○	○	菊川町・小笠町
(4) 大東町大須賀町衛生施設組合		○	○	
(5) 掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合	○			菊川町・小笠町
(6) 東遠地区聖苑組合	○	○	○	菊川町・小笠町
(7) 小笠老人ホーム組合		○	○	菊川町・小笠町・浜岡町
(8) 東遠学園組合	○	○	○	菊川町・小笠町・浜岡町・森町・春野町
(9) 中東遠看護専門学校組合	○			磐田市・袋井市・菊川町・小笠町・浜岡町・森町
(10) 浅羽地域湛水防除施設組合			○	袋井市・浅羽町・福田町
(11) 静岡県大井川広域水道企業団	○	○	○	静岡県、志太・榛原・小笠地域の3市9町
(12) 東遠広域施設組合		○	○	菊川町・小笠町・浜岡町・御前崎町・相良町

## 調整方針

一部事務組合の取扱いについては、次のとおり調整する。

- (1) 東遠定住圏施設組合、太田川原野谷川治水水防組合、小笠地区消防組合、東遠地区聖苑組合、東遠学園組合、中東遠看護専門学校組合、浅羽地域湛水防除施設組合及び静岡県大井川広域水道企業団については、合併の日の前日をもってそれぞれ脱退し、新市において合併の日に参加する方向で調整する。
- (2) 掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日旧掛川市の区域を対象として加入する方向で調整する。
- (3) 小笠老人ホーム、東遠広域施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日旧大東町、旧大須賀町の区域を対象として加入する方向で調整する。
- (4) 大東町大須賀町衛生施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、新市に事務を継承する。

参考資料

1 一部事務組合等の設置状況（平成14年度末）

（1）東遠定住圏施設組合

構成団体〔1市7町〕	掛川市・大東町・大須賀町 (菊川町・小笠町・浜岡町・御前崎町・相良町)		
設立年月日	昭和55年4月1日		
事務所の位置又は事務局	掛川市企画人材課内		
共同処理する事務	東遠カルチャーパーク（総合体育館）の建設及び運営		
施設及び事務の概要	①メインアリーナ（37m×66m、観覧席992席、車いす用40席） ②温水プール（25m6コース、幼児用） ③武道場（柔道場、剣道場） ④弓道場（近的9人立、遠的1人立） ⑤トレーニング室		
職員体制	掛川市職員兼任		
負担金、出資金等の割合	経常経費分…均等割：30%、人口割：70% 事業費分…掛川市全額		
平成14年度決算総額	1,970,988 千円	主 な 財 産	
うち 掛川市負担額	286,643 千円	土 地	91,756 m <sup>2</sup>
うち 大東町負担額	138 千円	建 物	10,578 m <sup>2</sup>
うち 大須賀町負担額	100 千円	物 品（車両等）	－ 台他
地方債残高	1,795,027 千円	基 金	－ 千円

（2）太田川原野谷川治水水防組合

構成団体〔3市3町〕	掛川市（袋井市・磐田市・福田町・浅羽町・森町）		
設立年月日	昭和32年3月1日		
事務所の位置又は事務局	袋井市土木課内		
共同処理する事務	太田川原野谷川の水防及び河川改良事業促進		
施設及び事務の概要	河川改良事業促進の要望活動、合同水防訓練の実施		
職員体制	袋井市職員兼任		
負担金、出資金等の割合	平等割：20%、面積割：30%、事業費割：70%		
平成14年度決算総額	6,646 千円	主 な 財 産	
うち 掛川市負担額	1,402 千円	土 地	－ m <sup>2</sup>
うち 大東町負担額	－ 千円	建 物	－ m <sup>2</sup>
うち 大須賀町負担額	－ 千円	物 品（車両等）	－ 台他
地方債残高	－ 千円	基 金	－ 千円

## (3) 小笠地区消防組合

構成団体〔4町〕	大東町・大須賀町（菊川町・小笠町）		
設立年月日	昭和47年4月1日		
事務所の位置又は事務局	小笠地区消防組合本署内（菊川町）		
共同処理する事務	火災及び地震・水害等の自然災害の警戒や防御、また火災予防救急業務		
施設及び事務の概要	消防本部及び署（菊川町半済）：職員53人及び車両11台配置 中分署（小笠町大石）：職員12人及び車両3台配置 南分署（大須賀町大淵）：職員12人及び車両3台配置		
職員体制	消防職 77人		
負担金、出資金等の割合	消防費基準財政需額の割合		
平成14年度決算総額	859,059 千円	主 な 財 産	
うち 掛川市負担額	－ 千円	土 地	4,729 m <sup>2</sup>
うち 大東町負担額	198,156 千円	建 物	1,341 m <sup>2</sup>
うち 大須賀町負担額	127,052 千円	物 品（車両等）	17 台他
地方債残高	99,350 千円	基 金	127,302 千円

## (4) 大東町大須賀町衛生施設組合

構成団体〔2町〕	大東町・大須賀町		
設立年月日	平成4年8月18日		
事務所の位置又は事務局	環境保全センター内（大東町）		
共同処理する事務	一般廃棄物の収集・処理		
施設及び事務の概要	焼却能力：35 t / 8 h（17.5 t / 8 h × 2 系列） 最終処分場容量：33,000m <sup>3</sup>		
職員体制	組合職員（一般職6人、技能労務1人、嘱託6人） 出向職員（大東町1人、大須賀町1人）		
負担金、出資金等の割合	平等割：30%、人口割：70%		
平成14年度決算総額	556,627 千円	主 な 財 産	
うち 掛川市負担額	－ 千円	土 地	－ m <sup>2</sup>
うち 大東町負担額	321,212 千円	建 物	5,297 m <sup>2</sup>
うち 大須賀町負担額	221,175 千円	物 品（車両等）	4 台他
地方債残高	1,270,647 千円	基 金	－ 千円

## (5) 掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合

構成団体〔1市2町〕	掛川市（菊川町・小笠町）		
設立年月日	平成13年8月8日		
事務所の位置又は事務局	掛川市環境保全課内		
共同処理する事務	新清掃センターの建設（完成予定：平成17年9月）		
施設及び事務の概要	ガス化溶融施設：70 t / 24 h × 2 炉 計140 t / 日 リサイクルプラザ施設：30 t / 5 h		
職員体制	事務局職員 掛川市職員兼任		
負担金、出資金等の割合	均等割：30%、人口割：40%、ごみ量割：30%		
平成14年度決算総額	567,988 千円	主 な 財 産	
うち 掛川市負担額	199,632 千円	土 地	47,140 m <sup>2</sup>
うち 大東町負担額	－ 千円	建 物	－ m <sup>2</sup>
うち 大須賀町負担額	－ 千円	物 品（車両等）	－ 台他
地方債残高	355,800 千円	基 金	－ 千円

## (6) 東遠地区聖苑組合

構成団体〔1市4町〕	掛川市・大東町・大須賀町（菊川町・小笠町）		
設立年月日	昭和51年11月2日		
事務所の位置又は事務局	菊川町環境推進室内		
共同処理する事務	火葬場の建設、設置、管理及び運営		
施設及び事務の概要	火葬棟（火葬炉5基、汚物炉1基）、待合棟、新待合棟		
職員体制	一般職1人、技能2人、嘱託1人		
負担金、出資金等の割合	均等割20%、人口割80%		
平成14年度決算総額	109,168 千円	主 な 財 産	
うち 掛川市負担額	38,626 千円	土 地	7,445 m <sup>2</sup>
うち 大東町負担額	12,847 千円	建 物	1,666 m <sup>2</sup>
うち 大須賀町負担額	9,026 千円	物 品（車両等）	1 台他
地方債残高	－ 千円	基 金	9,196 千円

## (7) 小笠老人ホーム施設組合

構成団体〔5町〕	大東町・大須賀町（菊川町・小笠町・浜岡町）		
設立年月日	昭和44年5月1日		
事務所の位置又は事務局	小笠老人ホーム内（大東町）		
共同処理する事務	小笠老人ホームの設置及び運営		
施設及び事務の概要	入所定員：50人（現在48人入所）		
職員体制	施設長1人、事務長1人、指導員1人、看護師1人、栄養士1人 寮母12人（内嘱託3人）		
負担金、出資金等の割合	経常費負担金…均等割：30%、人口割：70% 建設費負担金…均等割：40%、人口割：60%		
平成14年度決算総額	39,200 千円	主 な 財 産	
うち 掛川市負担額	— 千円	土 地	— m <sup>2</sup>
うち 大東町負担額	7,950 千円	建 物	2,022 m <sup>2</sup>
うち 大須賀町負担額	5,775 千円	物 品（車両等）	4 台他
地方債残高	134,400 千円	基 金	— 千円

## (8) 東遠学園組合

構成団体〔1市7町〕	掛川市・大東町・大須賀町 （菊川町・小笠町・浜岡町・森町・春野町）		
設立年月日	昭和48年5月12日		
事務所の位置又は事務局	東遠学園内（菊川町）		
共同処理する事務	知的障害児（者）に関する福祉施設の運営及び在宅サービス		
施設及び事務の概要	①児童寮：定員30人 ②青年寮：定員30人 ③こども発達センター めばえ：定員40人 ④めばえ外来療育センター：定員65人 ⑤東遠地区生活支援センター		
職員体制	一般職59人、看護師1人、栄養士1人、嘱託・臨時30人		
負担金、出資金等の割合	均等割：20%、人口割：40%、入、通所者又は利用者割：40%		
平成14年度決算総額	531,444 千円	主 な 財 産	
うち 掛川市負担額	59,799 千円	土 地	— m <sup>2</sup>
うち 大東町負担額	19,182 千円	建 物	3,850 m <sup>2</sup>
うち 大須賀町負担額	15,226 千円	物 品（車両等）	19 台他
地方債残高	364,774 千円	基 金	20,941 千円

## (9) 中東遠看護専門学校組合

構成団体〔3市4町〕	掛川市（磐田市・袋井市・菊川町・小笠町・浜岡町・森町）		
設立年月日	平成3年7月30日		
事務所の位置又は事務局	看護専門学校内（袋井市）		
共同処理する事務	東海アクシス看護専門学校の設置及び管理運営		
施設及び事務の概要	定員：3年コース各学年40人、2年コース各学年40人 計200人 現在の生徒数：189人		
職員体制	（学校職員）教員17人、嘱託教員1人、嘱託教務事務2人 （袋井市職員）事務職員4人、嘱託事務職員1人		
負担金、出資金等の割合	人口割：50%、認可病床数割：50%		
平成14年度決算総額	302,200 千円	主 な 財 産	
うち 掛川市負担額	71,138 千円	土 地	— m <sup>2</sup>
うち 大東町負担額	— 千円	建 物	6,452 m <sup>2</sup>
うち 大須賀町負担額	— 千円	物 品（車両等）	4 台他
地方債残高	735,869 千円	基 金	25,190 千円

## (10) 浅羽地域湛水防除施設組合

構成団体〔1市3町〕	大須賀町（浅羽町・福田町・袋井市）		
設立年月日	昭和45年5月12日		
事務所の位置又は事務局	浅羽町建設課内		
共同処理する事務	湛水防除施設（排水機場、樋門等）の設置及び管理運営		
施設及び事務の概要	排水機場6機場、樋門10箇所 受益面積：大須賀町280ha、浅羽町1,188ha、福田町91ha、 袋井市105ha 計1,664ha		
職員体制	事務局職員 浅羽町建設課職員2人		
負担金、出資金等の割合	経常経費…平等割：30%、面積割：70% 施設に係る経費…面積割 維持管理適正化事業に係る経費…面積割		
平成14年度決算総額	34,171 千円	主 な 財 産	
うち 掛川市負担額	— 千円	土 地	314 m <sup>2</sup>
うち 大東町負担額	— 千円	建 物	1,951 m <sup>2</sup>
うち 大須賀町負担額	4,138 千円	物 品（車両等）	— 台他
地方債残高	— 千円	基 金	— 千円

## (11) 静岡県大井川広域水道企業団

構成団体 〔県及び4市11町〕	掛川市・大東町・大須賀町 (静岡県・島田市・焼津市・藤枝市・岡部町・大井川町・榛原町・相良町・御前崎町・金谷町・菊川町・小笠町・浜岡町)		
設立年月日	昭和52年2月28日		
事務所の位置又は事務局	静岡県大井川水道企業団内(島田市)		
共同処理する事務	水道用水供給事業		
施設及び事務の概要	全体計画水量：160,700m <sup>3</sup> 責任水量：掛川市40,100m <sup>3</sup> 、大東町10,500m <sup>3</sup> 、大須賀町6,300m <sup>3</sup>		
職員体制	一般職28人(内県職員3人)		
負担金、出資金等の割合	建設時出資金(水道広域化)：市町村別事業別割 補助金：1期事業の基本水量割 受水費：基本料+使用料金(+超過料金)		
平成14年度決算総額	7,710,711 千円	主 な 財 産	
うち 掛川市負担額	1,014,260 千円	土 地	186,212 m <sup>2</sup>
うち 大東町負担額	333,052 千円	建 物	4,549 m <sup>2</sup>
うち 大須賀町負担額	138,926 千円	物 品(車両等)	7 台他
地方債残高	43,442,127 千円	基 金	— 千円

## (12) 東遠広域施設組合

構成団体〔7町〕	大東町・大須賀町 (菊川町・小笠町・浜岡町・御前崎町・相良町)		
設立年月日	昭和39年2月19日		
事務所の位置又は事務局	東遠衛生センター内(浜岡町)		
共同処理する事務	し尿処理場の設置及び運営		
施設及び事務の概要	し尿処理：195kℓ/日(し尿25kℓ/日、浄化槽汚泥170kℓ/日) 生ゴミ処理：200kg/日		
職員体制	一般職11人		
負担金、出資金等の割合	平等割：40%、面積割：60%		
平成14年度決算総額	516,943 千円	主 な 財 産	
うち 掛川市負担額	— 千円	土 地	20,283 m <sup>2</sup>
うち 大東町負担額	71,599 千円	建 物	6,606 m <sup>2</sup>
うち 大須賀町負担額	53,611 千円	物 品(車両等)	4 台他
地方債残高	2,964,083 千円	基 金	167,174 千円

## 2 根拠法令

### (1) 地方自治法（抄）

#### （組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。以下略

3～6 略

#### （組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。以下略

2 略

#### （解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

#### （財産処分）

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

#### （議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条、第288条、及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

### (2) 市町村の合併の特例に関する法律（抄）

#### （一部事務組合等に関する特例）

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうちに地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 略

### 3 先進事例

都道府県 市町村名	合併市町村の概要		一部組組合等の調整方針(抜粋)
山口県 周南市	合併年月日	平成15年4月21日	<p>①山口県徳山地方養老介護施設組合は、新市で合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>②光地域広域水道企業団、周南地区衛生施設組合、周陽環境整備組合、玖西環境衛生組合、光地区消防組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市で旧市町の区域を対象地区として、当該組合に加入する。</p> <p>③周南地区食肉センター組合、山口県市町村災害基金組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市の全区域を対象地区として、当該組合に加入する。</p> <p>④山口県自治会館管理組合は、合併の日の前日をもって一部事務組合から脱退する。</p>
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	2市2町	
	人口	約158千人	
静岡県 静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	<p>①静岡中央卸売市場組合については解散し、その事務を新市に引き継ぐとともに、その他の事務の共同処理については、両市は合併の日の前日をもって協議会等から脱退し、合併の日に加入する方向で調整する。</p>
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	2市	
	人口	約707千人	
福岡県 宗像市	合併年月日	平成15年4月1日	<p>①宗像・玄海衛生施設組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し、新市に事務を継承する。</p> <p>②上記以外の一部事務組合等(広域連合を除く。以下同じ。)については、両町は合併の日の前日をもって当該一部事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合等に加入する。</p>
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	1市1町	
	人口	約92千人	
岐阜県 山県市	合併年月日	平成15年4月1日	<p>①3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日に全ての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>②その他の一部事務組合については、3町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>③岐阜地域広域市町村圏協議会について、3町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p>
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	2町1村	
	人口	約31千人	
香川県 さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	<p>①大井地区広域行政振興整備事務組合、大井町外4ヶ町組合、香川県東部清掃施設組合、三木・長尾葬斎組合、香川県消防補償等組合及び香川県市町村共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>②大井町外2ヶ町県行造林組合、富田県行造林組合、大井総合病院組合、津田川総合開発事務組合、大井町寒川町清掃組合、長尾地区少年育成センター組合、大井中部開発組合及び大井学校給食組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。</p>
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	5町	
	人口	約58千人	

協議第13号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、協議を求める。

平成15年10月21日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 使用料について

使用料とは、行政財産や公の施設の使用、利用の対価としてその使用者、利用者から徴収する金銭をいう。具体的には、上下水道使用料、公の施設の使用料等がある。

なお、使用料に関する事項は地方自治法第 228条の規定により条例で定めなければならないこととなっている。

#### 地方自治法（抄）

##### （使用料）

第 225条 普通地方公共団体は、第 238条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

##### （分担金等に関する規制及び罰則）

第 228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 略

##### （行政財産の管理及び処分）

第 238条の 4

1～3 略

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

5・6 略

### 2 手数料について

手数料とは、地方公共団体の事務で、特定の者のためにするものにつき、その費用を償うため、又は報酬として徴収する料金をいう。具体的には、印鑑証明手数料、戸籍謄本交付手数料、納税証明手数料等がある。

なお、使用料と同じく、手数料に関する事項は地方自治法第 228条の規定により条例で定めなければならないこととなっている。

#### 地方自治法（抄）

第 227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

### 3 協議の目的及び対象

同一目的の施設の使用料や同一種類の事務手数料であっても市町間で金額等に差異があるため、あらかじめその取扱いについて協議しておく必要がある。

協議会では、使用料及び手数料のうち広く住民に影響があり、1市2町間で大きく差異のあるものについて、その取扱いの方向性を協議するものとする。

## 調整方針

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の施設の使用料については統一に向け調整する。
- 2 手数料については、原則として統一するものとする。
- 3 統一が困難な使用料及び手数料等については、次に掲げるものを除き、新市における住民の一体性の確保、負担の公平性の原則及び受益者負担の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討するものとする。
  - (1) 保育所保育料については、合併年度及びそれに続く3年度間は、大東町の例により統一し、それに続く2年度間において、国の徴収基準額を参考に検討し、適正な保育所保育料を段階的に調整するものとする。
  - (2) 幼稚園保育料については、大東町及び大須賀町の例により統一するものとする。
  - (3) 上水道料金等については、合併時はそれぞれ現行のとおりとし、新市において水道事業計画を策定した上で、統一に向け調整するものとする。
  - (4) 公共下水道及び農業集落排水施設の使用料等については、合併時はそれぞれ現行のとおりとし、新市において下水道事業計画を策定した上で、統一に向け調整するものとする。
  - (5) 税務証明手数料及び住民窓口手数料については、大東町の例により調整するものとする。

参考資料

1 1市2町で大きく差異のある使用料及び手数料等

項目	掛川市					大東町						
保育所保育料	(単位：円)					(単位：円)						
	各月初日の入所児童の属する世帯の区分		徴収金額（月額）			各月初日の入所児童の属する世帯の区分		徴収金額（月額）				
	階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
	1	生活保護法における被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	1	同左	0	0	0		
	2	第1階層及び第4階層から	市町村民税非課税世帯	7,000	5,000	5,000	2	同左	同左	2,000	1,500	1,500
	3	第7階層までを除き前年度分の市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯(均等割又は所得割のある世帯)	17,000	14,000	14,000	3	同左	同左	9,000	7,000	7,000
	4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯	64,000円未満	27,500	24,000	23,000	4	同左	同左	17,000	14,500	14,000
	5	64,000円以上160,000円未満	44,000	33,500	31,000	5	同左	同左	27,000	22,000	19,500	
	6	160,000円以上408,000円未満	54,600	37,700	32,000	6	同左	同左	32,000	23,500	21,500	
	7	408,000円以上	65,700	37,700	32,000	7	同左	同左	37,000	23,500	21,500	
	備考1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次に掲げる階層に認定された場合は、次の表の徴収金額とする。 (1)母子世帯等 (2)在宅障害児(者)のいる世帯 (3)その他の世帯					備考1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次に掲げる階層に認定された場合は、次の表の徴収金額とする。 (1)母子世帯等 (2)在宅障害児(者)のいる世帯 (3)その他の世帯						
	階層区分	徴収金額				階層区分	徴収金額					
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合				3歳未満児の場合	3歳以上児の場合				
	第2階層	0円	0円			第2階層	0円	0円				
	第3階層	16,000円	13,000円			第3階層	8,000円	6,000円				
幼稚園保育料	月額 7,200円 (ただし、すこやか幼稚園部は、8,100円)					月額 6,000円						

大 須 賀 町

(単位：円)

各月初日の入所児童の属する世帯の区分		徴収金額 (月額)		
階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	同左	0	0	0
2	同左	3,800	2,300	2,300
3	同左	9,600	7,000	7,000
4	同左	17,400	16,000	16,000
5	同左	35,800	23,500	23,500
6	同左	44,000	25,000	25,000
7	同左	47,000	26,100	26,100

備考1

児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次に掲げる階層に認定された場合は、次の表の徴収金額とする。

- (1) 母子世帯等
- (2) 在宅障害児(者)のいる世帯
- (3) その他の世帯

階層区分	徴収金額	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円

月額 6,000円

備 考

■国の徴収金基準額

(単位：円)

各月初日の入所児童の属する世帯の区分		徴収金額 (月額)		
階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	同左	0	0	0
2	同左	9,000	6,000	6,000
3	同左	19,500	16,500	16,500
4	同左	30,000	27,000	27,000
5	同左	44,500	41,500	41,500
6	同左	61,000	58,000	58,000
7	同左	80,000	77,000	77,000

■児童福祉法(抄)

(費用の徴収)

第56条

1・2 略

3 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

4～9 略

項目	掛川市	大東町																																				
上水道料金	<p>・用途別段階別従量料金（通増型） （1ヶ月料金、税抜）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金（1m3につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">0m3～ 8m3</td> <td rowspan="3">960円</td> <td>8m3～ 25m3</td> <td>165円</td> </tr> <tr> <td>25m3～100m3</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>100m3～</td> <td>195円</td> </tr> </tbody> </table>	基本料金		従量料金（1m3につき）		0m3～ 8m3	960円	8m3～ 25m3	165円	25m3～100m3	180円	100m3～	195円	<p>・用途別料金 （1ヶ月料金、税抜）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用</td> <td>10m3</td> <td>1,200円</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>官公署団体用</td> <td>15m3</td> <td>1,950円</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>営業その他事業所</td> <td>15m3</td> <td>2,600円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>工業用</td> <td>50m3</td> <td>8,800円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>—</td> <td>3,000円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本水量	基本料金	超過料金	家庭用	10m3	1,200円	180円	官公署団体用	15m3	1,950円	180円	営業その他事業所	15m3	2,600円	250円	工業用	50m3	8,800円	250円	臨時用	—	3,000円	300円
基本料金		従量料金（1m3につき）																																				
0m3～ 8m3	960円	8m3～ 25m3	165円																																			
		25m3～100m3	180円																																			
		100m3～	195円																																			
区 分	基本水量	基本料金	超過料金																																			
家庭用	10m3	1,200円	180円																																			
官公署団体用	15m3	1,950円	180円																																			
営業その他事業所	15m3	2,600円	250円																																			
工業用	50m3	8,800円	250円																																			
臨時用	—	3,000円	300円																																			
メーター使用料	なし	なし																																				
水道利用加入金	<p>（税込）</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>21,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>31,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>189,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>367,500円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>682,500円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,050,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>1,890,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>3,990,000円</td></tr> </tbody> </table>	13mm	21,000円	20mm	31,000円	25mm	63,000円	30mm	189,000円	40mm	367,500円	50mm	682,500円	75mm	1,050,000円	100mm	1,890,000円	150mm	3,990,000円	<p>（税込）</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>52,500円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>73,500円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>126,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>210,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>315,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>525,000円</td></tr> <tr><td>100mm以上</td><td>840,000円</td></tr> </tbody> </table>	13mm	52,500円	20mm	63,000円	25mm	73,500円	30mm	126,000円	40mm	210,000円	50mm	315,000円	75mm	525,000円	100mm以上	840,000円		
13mm	21,000円																																					
20mm	31,000円																																					
25mm	63,000円																																					
30mm	189,000円																																					
40mm	367,500円																																					
50mm	682,500円																																					
75mm	1,050,000円																																					
100mm	1,890,000円																																					
150mm	3,990,000円																																					
13mm	52,500円																																					
20mm	63,000円																																					
25mm	73,500円																																					
30mm	126,000円																																					
40mm	210,000円																																					
50mm	315,000円																																					
75mm	525,000円																																					
100mm以上	840,000円																																					
公共下水道使用料 農業集落排水施設使用料	<p>（1ヶ月料金、税抜）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">従量料金（1m3につき）</th> </tr> <tr> <th>排除汚水料</th> <th>使用料</th> <th>排除汚水料</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">0m3～ 8m3</td> <td rowspan="3">700円</td> <td>8m3～ 25m3</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>25m3～100m3</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>100m3～</td> <td>140円</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料		従量料金（1m3につき）		排除汚水料	使用料	排除汚水料	使用料	0m3～ 8m3	700円	8m3～ 25m3	100円	25m3～100m3	120円	100m3～	140円	<p>（1ヶ月料金、税抜）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">従量料金（1m3につき）</th> </tr> <tr> <th>排除汚水料</th> <th>使用料</th> <th>排除汚水料</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0m3～10m3</td> <td rowspan="2">1,400円</td> <td>10m3～ 60m3</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>60m3～</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">臨時用</td> <td>1m3につき</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料		従量料金（1m3につき）		排除汚水料	使用料	排除汚水料	使用料	0m3～10m3	1,400円	10m3～ 60m3	150円	60m3～	200円	臨時用		1m3につき	200円		
基本使用料		従量料金（1m3につき）																																				
排除汚水料	使用料	排除汚水料	使用料																																			
0m3～ 8m3	700円	8m3～ 25m3	100円																																			
		25m3～100m3	120円																																			
		100m3～	140円																																			
基本使用料		従量料金（1m3につき）																																				
排除汚水料	使用料	排除汚水料	使用料																																			
0m3～10m3	1,400円	10m3～ 60m3	150円																																			
		60m3～	200円																																			
臨時用		1m3につき	200円																																			

## 大 須 賀 町

・口径別料金

(1ヶ月料金、税抜)

区 分	基本水量	基本料金	超過料金
13mm	10m <sup>3</sup>	1,400円	140円
20mm	10m <sup>3</sup>	1,500円	150円
25mm	20m <sup>3</sup>	3,400円	170円
30mm	20m <sup>3</sup>	3,600円	180円
40mm	50m <sup>3</sup>	11,000円	220円
50mm	50m <sup>3</sup>	12,000円	240円
75mm	50m <sup>3</sup>	12,500円	250円
100mm	50m <sup>3</sup>	13,500円	270円

(税込)

13mm	1個2ヶ月につき	126円
20mm	1個2ヶ月につき	210円
25mm	1個2ヶ月につき	315円

(税込)

13mm	52,500円
20mm	63,000円
25mm	73,500円
30mm	126,000円
40mm	210,000円
50mm	315,000円
75mm	525,000円
100mm以上	840,000円

なし

※公共下水道については平成17年4月供用開始予定

## 備 考

■上水道料金比較(2ヶ月・税込・大須賀町はメーター使用料含む。)

①家庭用(50m<sup>3</sup>使用の場合)

	2ヶ月料金	1m <sup>3</sup> 当たり
掛川市	7,900円	158.0円
大東町	8,190円	163.8円
大須賀町 口径13mm	7,476円	149.5円
口径20mm	8,085円	161.7円

②工場用(口径75mm、3,000m<sup>3</sup>使用の場合)

	2ヶ月料金	1m <sup>3</sup> 当たり
掛川市	609,550円	203.2円
大東町	779,739円	259.9円
大須賀町	787,500円	262.5円

③工場用(口径75mm、20,000m<sup>3</sup>使用の場合)

	2ヶ月料金	1m <sup>3</sup> 当たり
掛川市	4,090,300円	204.5円
大東町	5,242,230円	262.3円
大須賀町	5,250,000円	283.5円

④工場用(口径100mm、50,000m<sup>3</sup>使用の場合)

	2ヶ月料金	1m <sup>3</sup> 当たり
掛川市	10,232,800円	204.7円
大東町	13,117,230円	262.3円
大須賀町	14,175,000円	283.5円

■下水道使用料金比較(2ヶ月・税込)

使用水量	掛川市	大東町
30 m <sup>3</sup>	2,940円	4,515円
40 m <sup>3</sup>	3,990円	6,090円
50 m <sup>3</sup>	5,040円	7,665円
60 m <sup>3</sup>	6,300円	9,240円
100 m <sup>3</sup>	11,340円	15,540円
200 m <sup>3</sup>	23,940円	35,490円

項目	掛川市	大東町																																																				
公共下水道事業受益者負担金	土地の面積に対し、1 m <sup>2</sup> 当たり430円。	公共マス1個につき200,000円。																																																				
農業集落排水事業分担金	年度ごとに必要とする事業の事業費の額に100分の5を乗じて得た額。 受益者から徴収する分担金額は、分担金の総額を受益者の数で除して得た額。(100円未満の端数は張り捨て)	公共マス1個につき200,000円。																																																				
税務証明手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得証明書</td> <td>1件 350円</td> </tr> <tr> <td>課税証明書</td> <td>1件 350円</td> </tr> <tr> <td>評価証明書(家屋)</td> <td>1件 350円</td> </tr> <tr> <td>評価証明書(土地)</td> <td>1件 350円</td> </tr> <tr> <td>住宅用家屋証明書</td> <td>1件 1,300円</td> </tr> <tr> <td>納税証明書</td> <td>1件 350円</td> </tr> <tr> <td>公課証明</td> <td>1件 350円</td> </tr> <tr> <td>名寄帳の写し</td> <td>1件 350円</td> </tr> <tr> <td>法人所在証明書</td> <td>1件 350円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金	所得証明書	1件 350円	課税証明書	1件 350円	評価証明書(家屋)	1件 350円	評価証明書(土地)	1件 350円	住宅用家屋証明書	1件 1,300円	納税証明書	1件 350円	公課証明	1件 350円	名寄帳の写し	1件 350円	法人所在証明書	1件 350円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得証明書</td> <td>1件 300円</td> </tr> <tr> <td>課税証明書</td> <td>1件 300円</td> </tr> <tr> <td>評価証明書(家屋)</td> <td>1件 300円</td> </tr> <tr> <td>評価証明書(土地)</td> <td>1件 300円</td> </tr> <tr> <td>住宅用家屋証明書</td> <td>1件 1,300円</td> </tr> <tr> <td>納税証明書</td> <td>1件 300円</td> </tr> <tr> <td>公課証明</td> <td>1件 300円</td> </tr> <tr> <td>名寄帳の写し</td> <td>1件 300円</td> </tr> <tr> <td>法人所在証明書</td> <td>1件 300円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金	所得証明書	1件 300円	課税証明書	1件 300円	評価証明書(家屋)	1件 300円	評価証明書(土地)	1件 300円	住宅用家屋証明書	1件 1,300円	納税証明書	1件 300円	公課証明	1件 300円	名寄帳の写し	1件 300円	法人所在証明書	1件 300円												
区 分	料 金																																																					
所得証明書	1件 350円																																																					
課税証明書	1件 350円																																																					
評価証明書(家屋)	1件 350円																																																					
評価証明書(土地)	1件 350円																																																					
住宅用家屋証明書	1件 1,300円																																																					
納税証明書	1件 350円																																																					
公課証明	1件 350円																																																					
名寄帳の写し	1件 350円																																																					
法人所在証明書	1件 350円																																																					
区 分	料 金																																																					
所得証明書	1件 300円																																																					
課税証明書	1件 300円																																																					
評価証明書(家屋)	1件 300円																																																					
評価証明書(土地)	1件 300円																																																					
住宅用家屋証明書	1件 1,300円																																																					
納税証明書	1件 300円																																																					
公課証明	1件 300円																																																					
名寄帳の写し	1件 300円																																																					
法人所在証明書	1件 300円																																																					
住民窓口手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身分又は年齢に関する証明書</td> <td>1通 350円</td> </tr> <tr> <td>住民票又は戸籍の附票に関する証明書の交付</td> <td>1通 350円</td> </tr> <tr> <td>外国人登録に関する証明書</td> <td>1通 350円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳の一部の写しの閲覧</td> <td>1人 350円</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証の再交付</td> <td>1通 350円</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証明書の交付</td> <td>1通 350円</td> </tr> <tr> <td>戸籍の謄抄本の交付又は戸籍記録事項証明書の交付</td> <td>1通 450円</td> </tr> <tr> <td>戸籍記載事項証明書の交付</td> <td>1件 350円</td> </tr> <tr> <td>除籍の謄抄本の交付又は除籍記録事項証明書の交付</td> <td>1通 750円</td> </tr> <tr> <td>除籍記載事項証明書の交付</td> <td>1通 450円</td> </tr> <tr> <td>戸籍法に基づく届出の受理又は不受理の証明書の交付</td> <td>1通 350円 (上質紙 1,400円)</td> </tr> <tr> <td>戸籍法に基づく届書の閲覧</td> <td>1件 350円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金	身分又は年齢に関する証明書	1通 350円	住民票又は戸籍の附票に関する証明書の交付	1通 350円	外国人登録に関する証明書	1通 350円	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人 350円	印鑑登録証の再交付	1通 350円	印鑑登録証明書の交付	1通 350円	戸籍の謄抄本の交付又は戸籍記録事項証明書の交付	1通 450円	戸籍記載事項証明書の交付	1件 350円	除籍の謄抄本の交付又は除籍記録事項証明書の交付	1通 750円	除籍記載事項証明書の交付	1通 450円	戸籍法に基づく届出の受理又は不受理の証明書の交付	1通 350円 (上質紙 1,400円)	戸籍法に基づく届書の閲覧	1件 350円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身分又は年齢に関する証明書</td> <td>1件 300円</td> </tr> <tr> <td>住民票又は戸籍の附票に関する証明書の交付</td> <td>1件 300円 1件2枚以上 400円</td> </tr> <tr> <td>外国人登録に関する証明書</td> <td>1件 300円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳の一部の写しの閲覧</td> <td>1件 300円</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証の再交付</td> <td>1件 300円</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証明書の交付</td> <td>1件 300円</td> </tr> <tr> <td>戸籍の謄抄本の交付又は戸籍記録事項証明書の交付</td> <td>1通 450円</td> </tr> <tr> <td>戸籍記載事項証明書の交付</td> <td>1件 350円</td> </tr> <tr> <td>除籍の謄抄本の交付又は除籍記録事項証明書の交付</td> <td>1通 750円</td> </tr> <tr> <td>除籍記載事項証明書の交付</td> <td>1通 450円</td> </tr> <tr> <td>戸籍法に基づく届出の受理又は不受理の証明書の交付</td> <td>1通 350円 (上質紙 1,400円)</td> </tr> <tr> <td>戸籍法に基づく届書の閲覧</td> <td>1件 350円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金	身分又は年齢に関する証明書	1件 300円	住民票又は戸籍の附票に関する証明書の交付	1件 300円 1件2枚以上 400円	外国人登録に関する証明書	1件 300円	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件 300円	印鑑登録証の再交付	1件 300円	印鑑登録証明書の交付	1件 300円	戸籍の謄抄本の交付又は戸籍記録事項証明書の交付	1通 450円	戸籍記載事項証明書の交付	1件 350円	除籍の謄抄本の交付又は除籍記録事項証明書の交付	1通 750円	除籍記載事項証明書の交付	1通 450円	戸籍法に基づく届出の受理又は不受理の証明書の交付	1通 350円 (上質紙 1,400円)	戸籍法に基づく届書の閲覧	1件 350円
区 分	料 金																																																					
身分又は年齢に関する証明書	1通 350円																																																					
住民票又は戸籍の附票に関する証明書の交付	1通 350円																																																					
外国人登録に関する証明書	1通 350円																																																					
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人 350円																																																					
印鑑登録証の再交付	1通 350円																																																					
印鑑登録証明書の交付	1通 350円																																																					
戸籍の謄抄本の交付又は戸籍記録事項証明書の交付	1通 450円																																																					
戸籍記載事項証明書の交付	1件 350円																																																					
除籍の謄抄本の交付又は除籍記録事項証明書の交付	1通 750円																																																					
除籍記載事項証明書の交付	1通 450円																																																					
戸籍法に基づく届出の受理又は不受理の証明書の交付	1通 350円 (上質紙 1,400円)																																																					
戸籍法に基づく届書の閲覧	1件 350円																																																					
区 分	料 金																																																					
身分又は年齢に関する証明書	1件 300円																																																					
住民票又は戸籍の附票に関する証明書の交付	1件 300円 1件2枚以上 400円																																																					
外国人登録に関する証明書	1件 300円																																																					
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件 300円																																																					
印鑑登録証の再交付	1件 300円																																																					
印鑑登録証明書の交付	1件 300円																																																					
戸籍の謄抄本の交付又は戸籍記録事項証明書の交付	1通 450円																																																					
戸籍記載事項証明書の交付	1件 350円																																																					
除籍の謄抄本の交付又は除籍記録事項証明書の交付	1通 750円																																																					
除籍記載事項証明書の交付	1通 450円																																																					
戸籍法に基づく届出の受理又は不受理の証明書の交付	1通 350円 (上質紙 1,400円)																																																					
戸籍法に基づく届書の閲覧	1件 350円																																																					

大 須 賀 町	備 考																										
なし	<p>■都市計画法（抄） （受益者負担金）</p> <p>第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。</p> <p>2～7 略</p>																										
なし	<p>■地方自治法（抄） （分担金）</p> <p>第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。</p>																										
<table border="1" data-bbox="242 846 655 1227"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得証明書</td> <td>1 件 300円</td> </tr> <tr> <td>課税証明書</td> <td>1 件 300円</td> </tr> <tr> <td>評価証明書（家屋）</td> <td>1 件 300円</td> </tr> <tr> <td>評価証明書（土地）</td> <td>1 件 300円</td> </tr> <tr> <td>住宅用家屋証明書</td> <td>1 件 1,300円</td> </tr> <tr> <td>納税証明書</td> <td>1 件 300円</td> </tr> <tr> <td>公課証明</td> <td>1 件 300円</td> </tr> <tr> <td>名寄帳の写し</td> <td>1 件 300円</td> </tr> <tr> <td>法人所在証明書</td> <td>1 件 300円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金	所得証明書	1 件 300円	課税証明書	1 件 300円	評価証明書（家屋）	1 件 300円	評価証明書（土地）	1 件 300円	住宅用家屋証明書	1 件 1,300円	納税証明書	1 件 300円	公課証明	1 件 300円	名寄帳の写し	1 件 300円	法人所在証明書	1 件 300円							
区 分	料 金																										
所得証明書	1 件 300円																										
課税証明書	1 件 300円																										
評価証明書（家屋）	1 件 300円																										
評価証明書（土地）	1 件 300円																										
住宅用家屋証明書	1 件 1,300円																										
納税証明書	1 件 300円																										
公課証明	1 件 300円																										
名寄帳の写し	1 件 300円																										
法人所在証明書	1 件 300円																										
<table border="1" data-bbox="173 1301 724 1984"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身分又は年齢に関する証明書</td> <td>1 件 350円</td> </tr> <tr> <td>住民票又は戸籍の附票に関する証明書の交付</td> <td>1 件 300円</td> </tr> <tr> <td>外国人登録に関する証明書</td> <td>1 件 300円</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳の一部の写しの閲覧</td> <td>1 人 300円</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証の再交付</td> <td>1 件 300円</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証明書の交付</td> <td>1 件 300円</td> </tr> <tr> <td>戸籍の謄抄本の交付又は戸籍記録事項証明書の交付</td> <td>1 通 450円</td> </tr> <tr> <td>戸籍記載事項証明書の交付</td> <td>1 件 350円</td> </tr> <tr> <td>除籍の謄抄本の交付又は除籍記録事項証明書の交付</td> <td>1 通 750円</td> </tr> <tr> <td>除籍記載事項証明書の交付</td> <td>1 通 450円</td> </tr> <tr> <td>戸籍法に基づく届出の受理又は不受理の証明書の交付</td> <td>1 通 350円 (上質紙 1,400円)</td> </tr> <tr> <td>戸籍法に基づく届書の閲覧</td> <td>1 件 350円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金	身分又は年齢に関する証明書	1 件 350円	住民票又は戸籍の附票に関する証明書の交付	1 件 300円	外国人登録に関する証明書	1 件 300円	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1 人 300円	印鑑登録証の再交付	1 件 300円	印鑑登録証明書の交付	1 件 300円	戸籍の謄抄本の交付又は戸籍記録事項証明書の交付	1 通 450円	戸籍記載事項証明書の交付	1 件 350円	除籍の謄抄本の交付又は除籍記録事項証明書の交付	1 通 750円	除籍記載事項証明書の交付	1 通 450円	戸籍法に基づく届出の受理又は不受理の証明書の交付	1 通 350円 (上質紙 1,400円)	戸籍法に基づく届書の閲覧	1 件 350円	
区 分	料 金																										
身分又は年齢に関する証明書	1 件 350円																										
住民票又は戸籍の附票に関する証明書の交付	1 件 300円																										
外国人登録に関する証明書	1 件 300円																										
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1 人 300円																										
印鑑登録証の再交付	1 件 300円																										
印鑑登録証明書の交付	1 件 300円																										
戸籍の謄抄本の交付又は戸籍記録事項証明書の交付	1 通 450円																										
戸籍記載事項証明書の交付	1 件 350円																										
除籍の謄抄本の交付又は除籍記録事項証明書の交付	1 通 750円																										
除籍記載事項証明書の交付	1 通 450円																										
戸籍法に基づく届出の受理又は不受理の証明書の交付	1 通 350円 (上質紙 1,400円)																										
戸籍法に基づく届書の閲覧	1 件 350円																										

## 2 保育事業、幼稚園事業及び上下水道事業の概要

### (1) 保育事業について

#### ① 保育所の設置状況

	掛川市	大東町	大須賀町
保育所数	公立 3園 私立 7園	公立 0園 私立 3園	公立 0園 私立 1園
入所者数 (H15.3.1現在)	1,058人	320人	147人

#### ② 保育所保育料について

保育所の運営に必要な経費は、国と市町村による公費負担と所得に応じ保護者から徴収する保育料で賄うこととなっている。

1市2町では、国が定める保育料徴収金基準額表に基づいて、それぞれの保育料を設定し、保護者の負担軽減を図っているが、その軽減の額が大きく異なっている。

なお、大東町の額で統一した場合の軽減率を試算すると、以下のように見込まれる。

<平成14年度決算からみた軽減率の状況>

(単位：円)

	国徴収基準額 A	市町保育料 B	軽減額 (単費投入額) (A-B) C	軽減率(%) C/A×100	備考
掛川市	409,259,720	357,771,160	51,488,560	12.6	
大東町	129,030,600	69,652,550	59,378,050	46.0	
大須賀町	53,702,040	37,199,990	16,502,050	30.7	
合計	591,992,360	464,623,700	127,368,660	21.5	
大東町の額 とした場合 の試算	591,992,360	319,038,650	272,953,710	46.1	単費投入額の増額 145,585,050円

※国徴収基準額：国の徴収基準額表により算出した徴収額。

※市町保育料：各市町の保育料による徴収額。

※軽減率：国の徴収基準額表により算出した徴収額と市町の保育料による徴収額を比較し、どれだけ軽減しているかを表す数値。

軽減率が高ければ市(町)の単費投入額(持ち出し)が多いということとなる。

なお、軽減率は年度末に実績により算出するため、毎年変動するものである。

<県下20市の平成14年度における軽減率>

(単位：%)

市名	軽減率	市名	軽減率	市名	軽減率	市名	軽減率
三島市	41.3	下田市	29.4	富士宮市	21.1	島田市	17.1
伊東市	36.2	裾野市	28.3	富士市	20.9	浜北市	16.8
旧静岡市	36.0	熱海市	28.0	沼津市	20.6	袋井市	16.5
御殿場市	33.7	旧清水市	26.3	磐田市	19.8	藤枝市	16.0
浜松市	31.7	湖西市	25.8	焼津市	17.2	天竜市	14.9
						県内市平均	24.3

(2) 幼稚園事業について

① 公立幼稚園の設置状況

	掛川市	大東町	大須賀町
幼稚園数	9園	6園	3園
入園者数 (H15.9.1現在)	659人	370人	219人

② 幼稚園保育料について

幼稚園保育料は、1市2町それぞれ条例の定めるところにより、次のような月額保育料が定められており、平成14年度の決算は以下のとおりである。

<平成14年度 幼稚園保育料収入の状況> (単位：円)

	入園延人数 (人)	保育料月額	保育料収入	備 考
掛川市	7,266	7,200	50,994,000	すこやか幼稚園部8,100円
大東町	4,877	6,000	29,313,000	
大須賀町	2,588	6,000	15,474,000	
計	14,731		95,757,000	
大東町、大須賀 町の額とした場 合の試算	14,731	6,000	88,386,000	1市2町合計との差額 7,371,000円

<県下19市の幼稚園保育料（月額）の状況> (単位：円)

市名	保育料	備 考	市名	保育料	備 考
静岡市	7,500	入園料2,400円	焼津市	7,200	
浜松市	7,000	入園料6,000円	藤枝市		公立幼稚園なし
沼津市	5,900		御殿場市	7,000	入園料1,000円
熱海市	5,700		袋井市	7,500	
三島市	7,000	入園料1,000円 第2子3,500円, 第3子0円	天竜市	7,000	
富士宮市		公立幼稚園なし	浜北市	7,000	
伊東市	5,700		下田市	5,000	
島田市	7,500	入園料1,500円	裾野市	6,300	入園料1,000円
富士市	7,500		湖西市	6,000	入園料 600円
磐田市	7,000				

### (3) 上水道事業について

#### ① 平成14年度 業務内容

(単位：円)

	掛川市	大東町	大須賀町	合計
給水人口(人)	81,095	22,585	12,020	115,700
給水戸数(人)	29,897	7,185	3,889	40,971
総配水量(m3)	11,639,953	3,948,821	1,617,315	17,206,089
総給水量(m3)	10,770,325	3,511,156	1,385,264	15,666,745
一日平均有収水量(m3)	29,508	9,620	3,795	42,923

#### ② 平成14年度 損益計算書

(単位：円)

	掛川市	大東町	大須賀町	合計
水道事業収益 (営業収益、営業外収益) A	1,836,835,720	718,294,982	278,132,782	2,833,263,484
水道事業費用 (営業費用、営業外費用、特別損失) B	1,675,706,529	592,382,784	277,269,501	2,545,358,814
純利益(A-B)	161,129,191	125,912,198	863,281	287,904,670
前年度繰越利益剰余金	24,321,817	41,336,332	2,950,104	68,608,253
当年度未処分利益剰余金	185,451,008	167,248,530	3,813,385	356,512,923

#### ③ 水道料金の基本的な考え方

水道事業の目的は、低廉な水を安定的に供給することであり、事業の運営上必要な経費は、その事業による収入で賄うという、地方公営企業法に基づいた企業会計として独立採算性を採っている。

水道料金は、水道という飲み水を供給する施設の使用料であり、水道法第15条の常時給水義務に基づき、いつでも蛇口をひねれば水が出る状態にしておくために必要な維持管理費を回収するものである。

水道料金の算定方法については、地方公営企業法では、適正な料金原価を基礎とする総括原価主義(損益ベース)を採用すべきであるとしており、(社)日本水道協会の「水道料金算定要領」によると、①水道事業の能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とすること、②総括原価(料金原価)には適正な資本報酬を算入し、営業費用と資本費用(支払利息と資本報酬)が構成要素になること、③料金体系は、料金負担の公平の見地から、各使用者の負担すべき料金を個別原価に基づき算定されること、となっている。

水道料金の料金体系については、口径別と用途別の2つに分けられるが、1市2町では、掛川市及び大東町が用途別、大須賀町が口径別となっている。

#### (4) 下水道事業について

##### ① 公共下水道事業の概要

	掛川市	大東町	大須賀町
全体計画区域面積	1,846ha	486ha	409ha
全体計画人口	50,500人	12,200人	13,600人
全体計画処理能力	36,400m <sup>3</sup> /日	7,700m <sup>3</sup> /日	7,400m <sup>3</sup> /日
認可計画区域面積	249ha	367ha	120ha
認可計画処理人口	11,570人	8,610人	4,700人
認可計画処理能力	9,100m <sup>3</sup> /日	5,480m <sup>3</sup> /日	3,700m <sup>3</sup> /日
認可計画期間	平成6～17年度	平成7～20年度	平成6～18年度
認可計画総事業費	185億円	139億円	78億円

##### ② 農業集落排水事業の概要

	掛川市	大東町	大須賀町
供用地区名	日坂地区	海戸地区	—
供用開始年月日	平成13年8月1日	平成7年5月1日	—
計画戸数	303戸	84戸	—
計画人口	1,530人	410人	—
計画処理能力	413m <sup>3</sup> /日	123m <sup>3</sup> /日	—
整備地区名	上内田地区	土方地区	—
整備計画期間	平成11～17年度	平成10～18年度	—
計画戸数	542戸	697戸	—
計画人口	2,710人	3,460人	—
計画処理能力	732m <sup>3</sup> /日	935m <sup>3</sup> /日	—

##### ③ 下水道使用料について

下水道使用料は、家庭や事業所から排水される汚水を処理する費用や、下水道施設の維持管理に要する費用に充てるため、下水道を使用する方に納めていただくものである。使用料金は、一般的に上水道の使用量に応じて使用料単価を掛けて算出する。

1市2町では、使用料金の算定根拠（算定期間、維持管理費の算定方法等）や基本料金の設定の考え方が異なっている。

##### ④ 公共下水道事業受益者負担金について

公共下水道事業の利益を直接受ける処理区域の方々に事業費の一部を負担していただくものが受益者負担金である。

1市2町では、賦課対象が根本的に異なっており、掛川市は土地の面積に対して賦課するのに対し、大東町では公共マス（戸当たり）に対し賦課している。

##### ⑤ 農業集落排水事業分担金について

農業集落排水事業の利益を直接受ける処理区域の方々に事業費の一部を負担していただくものが分担金である。

1市2町では、分担金の算定根拠が異なっており、掛川市は事業費の5%を対象戸数で除した額を分担金額としているのに対し、大東町では全町下水道計画に基づき公共下水道事業受益者負担金額と同額としている。

### 3 主な1市2町の使用料及び手数料等一覧

#### 【使用料】

分類	掛川市	大東町	大須賀町
生活環境		霊柩車使用料	霊柩車使用料
	富士見台霊園永代使用料	海戸兼情墓園永代使用料	
健康福祉	老人福祉センター使用料	老人福祉センター使用料	老人福祉センター使用料
	保育所保育料	保育所保育料	保育所保育料
		児童館使用料	児童館使用料
	隣保館（つくし会館）使用料	隣保館（千浜会館、浜野会館、睦三会館）使用料	
			老人作業所使用料
	総合研修ホール使用料		
	市立病院使用料		
商工観光		大東いこいの広場使用料	
		大東ふれあい館（シートピア） 入場料	
産業経済		農村環境改善センター使用料	農村環境改善センター使用料
			多目的研修センター使用料
	明ヶ島キャンプ場使用料		
	居尻キャンプ場使用料		
	林業協業活動拠点施設使用料		
都市建設	都市公園使用料	都市公園使用料	
	市営住宅使用料	町営住宅使用料	町営住宅使用料
	住環境整備住宅使用料		
	再開発住宅使用料		
	駐車場使用料		
	駐輪場使用料		
	道路占用料	道路占用料	道路占用料
	河川占用料	河川占用料	河川占用料
	上水道料金	上水道料金	上水道料金
	簡易水道使用料		
			飲料水供給施設水道料
	公共下水道使用料	公共下水道使用料	
	農業集落排水処理施設使用料	農業集落排水処理施設使用料	
	汚水処理施設（コミュニティプラント）使用料	汚水処理施設（コミュニティプラント）使用料	
教育文化	幼稚園保育料	幼稚園保育料	幼稚園保育料
	中央文化施設使用料 生涯学習センター使用料 駅南学習センター美感ホール 使用料 掛川城・御殿入館料 掛川城・御殿使用料 二の丸美術館観覧料 二の丸茶室入館料 二の丸茶室使用料	中央文化施設使用料 公民館使用料 文化会館（シオーネ）使用料 吉岡彌生記念館入館料 吉岡彌生記念館使用料	中央文化施設使用料 公民館使用料

分類	掛川市	大東町	大須賀町
教育文化	学校開放施設（屋内運動場、夜間照明）使用料	学校開放施設（屋内運動場、夜間照明）使用料	学校開放施設（屋内運動場、夜間照明、銃剣道場）使用料
	社会体育施設使用料 いこいの広場使用料 海洋センター使用料 安養寺運動公園使用料 海洋センター使用料 下垂木多目的広場使用料	社会体育施設使用料 総合運動場使用料 B & G海洋センター使用料 町民プール使用料 千浜幼児プール使用料 北運動場使用料 ビーチスポーツ公園運動場使用料	社会体育施設使用料 町民運動場使用料 勤労者体育センター使用料 B & G海洋センター使用料

【手数料等】

分類	掛川市	大東町	大須賀町
総務	公函等閲覧手数料	公函等閲覧手数料	公函等閲覧手数料
	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料
	督促手数料	督促手数料	督促手数料
生活環境	住民窓口手数料	住民窓口手数料	住民窓口手数料
	掛川市火災予防条例に基づく水張検査又は水圧検査に係る手数料		
	消防法に基づく事務に係る手数料		
	火薬類取締法に基づく事務に係る手数料		
	廃棄物の処理に関する手数料	廃棄物の処理に関する手数料	廃棄物の処理に関する手数料
			墓地改装手数料
	犬の登録、予防注射に関する手数料	犬の登録、予防注射に関する手数料	犬の登録、予防注射に関する手数料
	化製場等に関する法律に基づく事務に係る手数料	化製場等に関する法律に基づく事務に係る手数料	化製場等に関する法律に基づく事務に係る手数料
健康福祉	ホームヘルプサービス事業派遣手数料	ホームヘルプサービス事業派遣手数料	ホームヘルプサービス事業派遣手数料
	市立総合病院証明手数料		
産業経済	鳥獣飼養に係る許可申請手数料	鳥獣飼養に係る許可申請手数料	鳥獣飼養に係る許可申請手数料
			農業経営基盤強化促進法による嘱託登記手数料
都市建設	静岡県屋外広告物条例に基づく事務に係る手数料		
	水道関係手数料	水道関係手数料	水道関係手数料
	水道利用加入金	水道利用加入金	水道利用加入金
	浄化槽法に基づく事務に係る手数料	浄化槽法に基づく事務に係る手数料	浄化槽法に基づく事務に係る手数料
	排水設備指定工事店に係る手数料	排水設備指定工事店に係る手数料	
	公共下水道受益者負担金	公共下水道受益者負担金	
	農業集落排水事業分担金	農業集落排水事業分担金	

4 先進事例

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	<p>新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。</p> <p>ただし、差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行どおりとする。</p> <p>また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	2市2町	
		人口	約 158 千人	
静岡県	静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	<p>使用料、手数料等は、原則として現行のとおりとする。</p> <p>ただし、同一又は類似する施設の使用料や手数料等は、新市における適正な額を決定するものとする。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	2市	
		人口	約 707 千人	
香川県	さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	<p>使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	5町	
		人口	約 58 千人	
岐阜県	山県市	合併年月日	平成15年4月1日	<p>使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講じるものとする。</p> <p>手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	2町1村	
		人口	約 31 千人	
福岡県	宗像市	合併年月日	平成15年4月1日	<p>使用料、手数料等については、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、項目別に調整を図るものとする。</p> <p>(1) 2市町における同一又は同種の使用料、手数料等については、原則統一するものとし、新市の発足前に事前調整を行う。</p> <p>(2) 2市町における独自の使用料、手数料については、他の使用料、手数料等との関係を考慮しながら、適切な負担を検討する。</p>
		合併方式	新設	
		市町村数	1市1町	
		人口	約 93 千人	

# 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会規程集

- (1) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会会議運営規程
- (2) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程
- (3) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程
- (4) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会幹事会規程
- (5) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会専門部会設置規程
- (6) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事務局規程
- (7) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会財務規程
- (8) 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

# 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会会議運営規程

## 目次

### 第1章 会議の運営（第1条－第7条）

### 第2章 会議の傍聴（第8条－第16条）

#### 第1章 会議の運営

##### （趣旨）

第1条 この規程は、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （基本方針）

第2条 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

##### （会議の公開）

第3条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、規約第10条第2項の規定により会議の議長となる会長（以下「議長」という。）は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に著しい支障が生ずると認められる場合には、あらかじめ会議に諮り会議を公開しないことができる。

##### （会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後でなければ、発言することができない。

##### （表決）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、議長が全会一致により決することが困難であると認める場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、前項ただし書の規定による表決を行うときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。

##### （会議録の調製等）

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 議長は、作成した会議録に記名押印し、適正に保管しなければならない。

4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、第3条ただし書の規定により非公開とされた場合にあつては、この限りでない。

2 会議録の公開は、前条第4項の規定により会議録が確定した日後に行うものとする。

## 第2章 会議の傍聴

(傍聴席の区分)

第8条 傍聴席は、一般傍聴席と報道関係席とに区分する。

(傍聴の制限)

第9条 議長は、会場の規模その他の事情により必要があると認めるときは、一般傍聴席の数を制限することができる。

(傍聴の手続)

第10条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴者」という。)は、受付その他所定の場所において、傍聴受付簿(別記様式)に氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴を制限される者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類(第13条の規定による許可を得たものを除く。)を携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められ

る者

(傍聴者が守るべき事項)

第12条 傍聴者は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話の電源を切り、使用しないこと。
- (6) 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録音等の制限)

第13条 傍聴者は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第14条 傍聴者は、会場内においては、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場等)

第15条 議長は、傍聴者が第9条から前条までの規定に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

別記様式（第10条関係）

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会傍聴受付簿

（ 年 月 日開催 第 回会議）

No.	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

## 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程

### (設置)

第1条 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市建設計画策定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

### (担当事務)

第2条 小委員会は、掛川市、大東町及び大須賀町（以下「1市2町」という。）による合併協議において策定する新市建設計画（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の市町村建設計画をいう。）に関し、調査及び審議を行う。

### (委員)

第3条 小委員会は、委員16人をもって組織する。

2 小委員会の委員（以下「委員」という。）は、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 規約第8条第1項第1号の助役
- (2) 規約第8条第1項第2号の議員（1市2町から各1人）
- (3) 規約第8条第1項第3号の学識経験を有する者（静岡県職員の職員を除く。）

### (委員長)

第4条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

### (副委員長)

第5条 小委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における協議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

## 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程

### (設置)

第1条 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市名称候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

### (担当事務)

第2条 小委員会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 掛川市、大東町及び大須賀町（以下「1市2町」という。）が合併した場合における新市の名称（以下「新市名称」という。）の候補の選定
- (2) 新市名称の選定基準の策定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新市名称の選定に関し必要な事項

### (組織)

第3条 小委員会は、委員9人をもって組織する。

2 小委員会の委員（以下「委員」という。）は、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 規約第8条第1項第1号の助役
- (2) 規約第8条第1項第2号の議員（1市2町から各1人）
- (3) 規約第8条第1項第3号の学識経験を有する者（1市2町から選出された者各1人）

### (委員長)

第4条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

### (副委員長)

第5条 小委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における協議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

## 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会幹事会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (幹事長及び副幹事長)

第3条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する者をもって充てる。

3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が会議の議長となる。

2 幹事会は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

### (報告)

第5条 幹事長は、幹事会における協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

### (庶務)

第6条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	職 名
掛 川 市	助 役
	総 務 部 長
大 東 町	助 役
	企 画 課 長
大 須 賀 町	助 役
	総 務 課 長

## 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会専門部会設置規程

### (設置)

第1条 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会専門部会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 専門部会は、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会幹事会規程第3条第1項の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整する。

### (組織)

第3条 専門部会の種類は、幹事長が別に定める。

2 専門部会の委員は、幹事長が指名する者をもって充てる。

### (部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の中から幹事長が選任する。

3 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指定した副部会長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

### (分科会)

第6条 専門部会は、必要に応じ、専門部会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

### (報告)

第7条 部会長は、専門部会における協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

### (庶務)

第8条 専門部会の庶務は、規約第13条第1項の事務局において処理する。

### (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

## 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務係、計画係及び調整係を置く。

2 総務係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局の庶務及び会計に関すること。
- (2) 合併手続に関すること。
- (3) 国及び県その他公共団体との連絡調整に関すること。
- (4) 協議会の会議に関すること。
- (5) 協議会の協議資料の調整に関すること。
- (6) 協議会の人事に関すること。
- (7) 協議会の予算に関すること。
- (8) 次に掲げる協議事項に係る資料の作成に関すること。

ア 合併の方式

イ 合併の期日

ウ 新市の名称

エ 新市の事務所の位置

オ 議会の議員の定数及び任期の取扱い

カ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

キ 特別職の職員の身分の取扱い

- ク 一般職の職員の身分の取扱い
- ケ 条例、規則等の取扱い
- コ 事務組織及び機構の取扱い
- サ 地域審議会の取扱い

(9) 企画及び総務の部門における事務事業の調整に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、他の係に属さないこと。

3 計画係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新市建設計画の策定に関すること。
- (2) 財政計画の策定に関すること。
- (3) 新市の予算に関すること。
- (4) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (5) 次に掲げる協議事項に係る資料の作成に関すること。

- ア 町・字名の取扱い
- イ 慣行の取扱い
- ウ 電算システムの取扱い

(6) 生活環境、健康福祉及び産業経済の部門における事務事業の調整に関すること。

4 調整係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事務事業の調整作業の総括に関すること。
- (2) 次に掲げる協議事項に係る資料の作成に関すること。

- ア 財産の取扱い
- イ 地方税の取扱い
- ウ 一部事務組合等の取扱い
- エ 使用料、手数料等の取扱い
- オ 公共的団体等の取扱い
- カ 補助金、交付金等の取扱い
- キ 国民健康保険事業の取扱い
- ク 介護保険事業の取扱い
- ケ 消防団の取扱い
- コ 各種事務事業の取扱い

(3) 都市建設、教育文化及び議会等の部門における事務事業の調整に関すること。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長その他職員を置く。

- 2 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、事務局次長その他職員を指揮監督する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 その他職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(専決区分)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 掛川市、大東町及び大須賀町との連絡調整に関すること。
  - (2) 事務局における事務の取扱方針に関すること。
  - (3) 各種資料等の調製に関すること。
  - (4) 実務的な調査の実施に関すること。
  - (5) 物品及び現金の出納に関すること。
  - (6) 職員を対象とする研修会、説明会等の実施に関すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。
- 2 前項に定めるもののほか、事務局における専決区分については、掛川市事務決裁規程（平成10年掛川市訓令甲第3号）の規定を準用する。この場合において、同規程中「市長」とあり、「助役」とあり、及び「部長」とあるのは「会長」と、「課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の取扱いについては、掛川市文書取扱規程（平成8年掛川市訓令甲第1号）の規定の例による。

(公印の取扱い)

第7条 協議会の公印の名称、寸法、書体、使用区分、個数及び保管者は、別表のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、協議会の公印の取扱いについては、掛川市公印規則（平成2年掛川市規則第2号）の規定の例による。

(職員の服務)

第8条 事務局の職員の服務及び勤務条件（次条に規定する事項を除く。）については、当該職員がそれぞれ所属する市又は町における条例、規則その他規程の規定の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務局の職員の勤務時間については、掛川市職員の勤務時間、休暇

等に関する条例（平成7年掛川市条例第3号）の規定の例による。

（職員の給与等）

第9条 事務局の職員の給与については、当該職員がそれぞれ所属する市又は町が負担する。

2 事務局の職員の旅費については、掛川市職員等の旅費に関する条例（平成3年掛川市条例第4号）及び掛川市職員等の旅費に関する規則（昭和41年掛川市規則第19号）の規定の例により、協議会の予算において支給するものとする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

#### 別表（第7条関係）

名 称	寸 法 (mm)	書 体	使 用 区 分	個数	保管者
掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の印	正方18	れい書	協議会名をもって施行する文書	1	事務局長
掛川市・大東町・大須賀町合併協議会会長の印	正方18	れい書	会長名をもって施行する文書	1	事務局長
掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事務局長の印	正方18	れい書	事務局長名をもって施行する文書	1	事務局長

## 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、掛川市、大東町及び大須賀町（以下「1市2町」という。）の負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

(予算の編成)

第3条 1市2町の長は、遅くとも会計年度開始前40日までに、1市2町の負担金の額を決定し、それぞれの議会に提案しなければならない。

2 1市2町の長は、前項の規定による決定をするときは、あらかじめ協議会の会長（以下「会長」という。）に対し、協議会の事務に要する経費の見積りに関する書類（以下「見積書類」という。）の提出を求めるものとする。

3 会長は、毎会計年度予算を調製し、当該予算の写しを1市2町の長に送付するとともに、年度開始後速やかに協議会の会議に報告しなければならない。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る予算に変更を加える必要がある場合は、予算の補正をすることができる。この場合において、1市2町の負担金の額に変更を加える必要がある場合は、会長は、あらかじめ1市2町の長に対し、見積書類を提出しなければならない。

2 前項に規定する場合において、1市2町の長は、協議の上速やかに、当該負担金の額を決定し、それぞれの議会に提案しなければならない。

3 前条第3項の規定は、予算の補正をする場合において準用する。この場合において、同項中「毎会計年度予算を調製し」とあるのは「第4条第1項の規定により予算の補正をしたときは」と、「年度開始後速やかに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局長に協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第8条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を調製し、規約第15条第2項の監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算の協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを1市2町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第10条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続については、掛川市予算の編成及び執行に関する規則（平成10年掛川市規則第23号）及び掛川市会計規則（平成4年掛川市規則第23号）の規定の例による。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の予算に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第3条第3項中「毎会計年度予算を調製し」とあるのは「協議会の予算を調製したときは」と、「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 分担金及び負担金	1 負担金
2 諸収入	1 預金利子

別表第2（第5条関係）

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 事業費	1 事業推進費
2 総務費	1 総務管理費
3 予備費	1 予備費

## 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条第2項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償の額、支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、委員及び規約第15条第1項に規定する監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額6,300円とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の長、助役その他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の職務を行うために掛川市、大東町及び大須賀町以外の区域に出張したときは、掛川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年掛川市条例第14号）の規定の例により、費用弁償を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償の額、支給方法等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

掛川市・大東町・大須賀町  
新都市ビジョン（案）

平成15年10月20日

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会  
新市建設計画策定小委員会

# 目 次

## 序論

- 1 新都市ビジョンの策定方針 . . . . . 1
- 2 合併の必要性 . . . . . 2

## 1市2町の分析

- 1 1市2町の現状 . . . . . 4
- 2 1市2町の資源特徴 . . . . . 15
- 3 1市2町の重要な課題 . . . . . 18

## 新都市の将来ビジョン

- 1 新市に期待される役割 . . . . . 23
- 2 新市の将来像 . . . . . 27
- 3 新市の基本目標 . . . . . 29
- 4 新市の主要施策 . . . . . 31
- 5 新都市ビジョン体系図 . . . . . 38

- 用語解説 . . . . . 39

# 序 論

## 1 新都市ビジョンの策定方針

### ( 1 ) 新都市ビジョンの位置づけ

新都市ビジョンは、掛川市、大東町、大須賀町の合併による新市のまちづくりのあり方を示したものである。新市の資源特徴、主要課題を踏まえて、新市が目指すべきまちづくりの将来像や基本目標（分野別目標）、新市が取り組むべき主要施策を明らかにすることを目的としており、新市建設計画の一部をなすものである。

今後検討することになる新市建設計画は、この新都市ビジョンの考え方に沿って策定されることになる。新市建設計画の検討段階では、財政的な検討を加えつつ、新都市ビジョンに示された将来像を実現する上で最適な事業を選択することになる。新都市ビジョンは、新市建設計画の構想部分に相当するものである。

### ( 2 ) 新都市ビジョンの構成

新都市ビジョンの構成は、以下の通りである。

- ・ 合併の必要性
- ・ 1市2町の現状
- ・ 1市2町の資源特徴
- ・ 1市2町の重要な課題
- ・ 新市に期待される役割
- ・ 新市の将来像
- ・ 新市の基本目標
- ・ 新市の主要施策

### ( 3 ) 新都市ビジョンの策定方法

新都市ビジョンは、平成 15 年 6 月に実施した住民意向調査を踏まえつつ、新市建設計画策定小委員会が中心となり策定したものである。

## 2 合併の必要性

### (1) 住民の生活圏の広域化への対応

住民の日常生活圏は、鉄道や道路網の整備、マイカーの普及など交通手段の発達、パソコンネットワークや携帯電話の普及など情報通信手段の発達、広域圏を対象とした商業施設やレジャー施設の立地などにより、市町村の区域を越えて広域化するとともに、都市周辺地域の住宅団地の開発等により、通勤・通学圏も拡大を続けている。毎日の通勤・通学を例にとると、他市町村への流出口は、掛川市 16,720 人、大東町 5,707 人、大須賀町 3,505 人であり、流入人口は掛川市 16,089 人、大東町 6,488 人、大須賀町 3,330 人である。毎日約 26,000 人が市町村を越えて通勤・通学しており、こうした住民の生活圏の広域化に対応するためには、1市2町が一つになり、一層利便性の高いまちづくりを進めていくことが必要である。

### (2) 住民ニーズへの的確な対応

住民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、情報化社会の進展などによって、行政に対する住民や地域からのニーズは多様化・細分化し、よりきめ細やかな事業の推進が求められている。さらに、医療・福祉・健康・安全など、豊かで安心できる地域生活の実現のための各種サービスの需要が急増している。急速に変化する社会と、住民や地域の間にとって、良質な行政サービスを提供し、増大する住民ニーズに的確に対応していくためには行財政基盤の充実が必要である。また、環境対策、介護保険、住民サービスの電子化などのように広域的に取り組むべき課題・新たな課題も増加している。新たなニーズや複雑な問題が増えていくことが予想される中で、もっとも基本的で身近な行政主体である市町村には、迅速で適切な対応を行うことができる体制整備が求められている。

### (3) 少子高齢化への対応

1市2町では少子化と高齢化が徐々に進行している。平成12年時点の1市2町の年少人口（14歳以下）は18,463人であったが、10年後の平成22年には約17,200人になるものと予想される。また、1市2町の老年人口（65歳以上）は21,018人であったが、平成22年には約25,000人になるものと予想される。地域を支える若者が減少すれば地域活力は低下し、高齢者が増加すれば、福祉や医療の充実が求められることになる。こうした社会環境の変化に的確に対応するためには、合併して行政組織の合理化を図り、その合理化で生まれた余力を、今後ニーズが高まる福祉・医療分野等に手厚く投入していくことが必要である。子育てや高齢者に対して、きめ細かい行政サービスを提供するためには、既存の福祉施設・人材・活動組織等を有効に活用することが望ましく、1市2町が合併して対処することが求められている。

#### ( 4 ) 地方分権に対応した行政基盤の強化

国では、従来の中央集権型システムにおける国・都道府県・市町村の役割分担を見直し、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力ある地域社会の実現を図るとして、地方分権を急速に進めている。

地方分権の進展に伴い、地方自治体にはさらなる自治能力の向上が求められる。これまでの国・県の権限や事務が委譲されてくる中で、自治体が主体性や独自性を発揮し、質の高い住民サービスを提供するためには、行財政基盤の強化とともに専門的能力を備えた人材養成が必要である。一般的に、人口規模の小さな市町村では、仕事の種類に比べて職員数が少なく、職員は分野が異なる仕事を兼務し、専門性は発揮しにくい。一方、合併によって市町村の規模が大きくなれば、仕事の種類に応じた専門の担当者を配置しやすい。地方分権に対応した市町村に転換するためには、合併によって自治体の能力をさらに向上させることが必要である。

#### ( 5 ) 厳しい財政状況の中での財政基盤の強化

国と地方を合わせた債務残高は 700 兆円に達しており、財政の健全化を図ることが急務となっている。国は地方交付税や国庫補助金の見直しとともに、税源移譲による三位一体改革が進められようとしており、国への財源依存体質からの脱却が求められている。自治体も社会経済の見通しが厳しい時代の中にあっては、現状の行政サービスを維持しようとしても、財政的には厳しさを増していくことが予想される。こうした状況の中では、1市2町が合併して行財政の効率化を進めるとともに、都市基盤の整備や産業基盤の整備等を通じて地域産業の活性化を図り財政基盤を強化していくことが必要である。

#### ( 6 ) 都市間競争への対応

静岡県内各地で市町村合併が推進され、将来的には県内のほとんどの自治体が市となり、平均的な人口規模は拡大するものと予想される。こうした状況の中で、1市2町が現状のまままで過ごした場合、相対的に自治体の規模は小さくなり、人、物、情報の吸引力は低下することが危惧される。1市2町の持つ魅力を相対的に低下させることなく、さらに発展を遂げていくためには、1市2町が合併して都市的規模の拡大を図り、東海道新幹線駅や東名高速道路インターチェンジを最大限に活用するとともに、海・川・山、工業集積、歴史文化等をはじめとする地域資源に磨きをかけて、新しい個性を発揮していくことが必要である。

# 1 市 2 町の分析

## 1 1 市 2 町の現状

### ( 1 ) 1 市 2 町の概況

#### 位置

新市は、静岡県の西部に位置し、東側は金谷町、菊川町、小笠町、浜岡町に、西側は袋井市、森町、浅羽町に接する。

市北部は、標高 832m の八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開ける。市中央部には標高 264m の小笠山があり、その山麓は複雑な谷戸を持った丘陵地である。市南部には平地が広がり、遠州灘に面して約 10 km にわたる砂浜海岸がある。

新市は、静岡県の二大都市静岡市と浜松市の間に位置している。新市から北東側約 50 km の位置に人口約 70 万人の静岡市があり、西側約 25 km の位置に人口約 58 万人の浜松市があり、新市は東西の大都市に挟まれた立地条件にある。

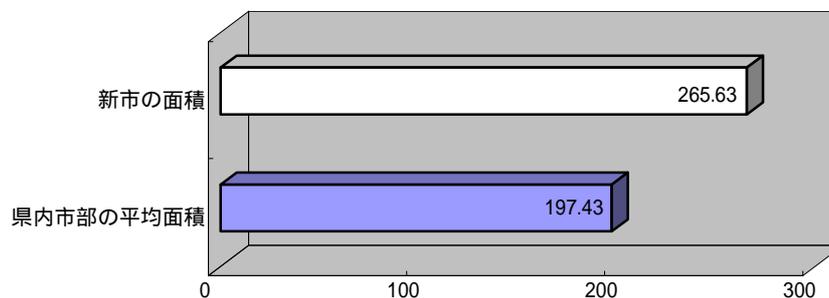
#### 気候

新市の 1 年を通じての平均気温は 17 度前後、年間降水量は約 1,800mm、気候は温暖である。冬季は「遠州のカラッ風」と呼ばれる寒風が吹く。

#### 面積

新市は、東西約 16 km、南北約 30 km で南北に細長く、小笠山付近でくびれた形状である。面積は 265.63 km<sup>2</sup> であり、県内で 3.4% を占め、県内 20 市の中で静岡市、富士宮市に次いで 3 番目に広い都市となる。

#### 新市の面積

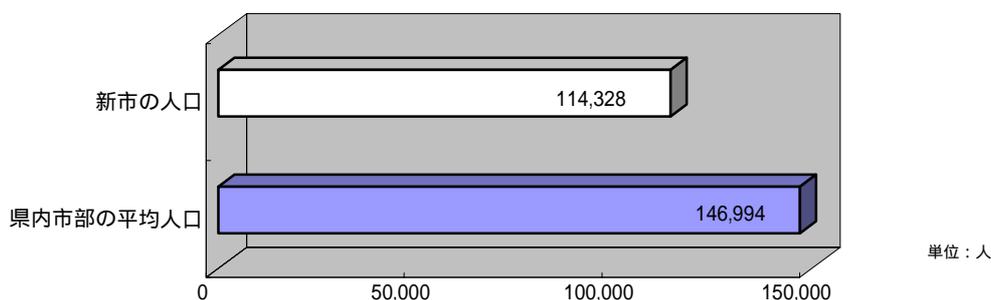


## ( 2 ) 1 市 2 町 の 人 口

### 人 口

新市の人口(平成12年国勢調査人口)は、114,328人(34,926世帯)であり、県内で3.0%を占め、富士宮市(120,222人、38,298世帯)、焼津市(118,248人、37,915世帯)などの10万人都市に次いで、県内20市中第8番目の人口規模を持つ都市となる。なお、県内20市の平均人口は、146,994人である。

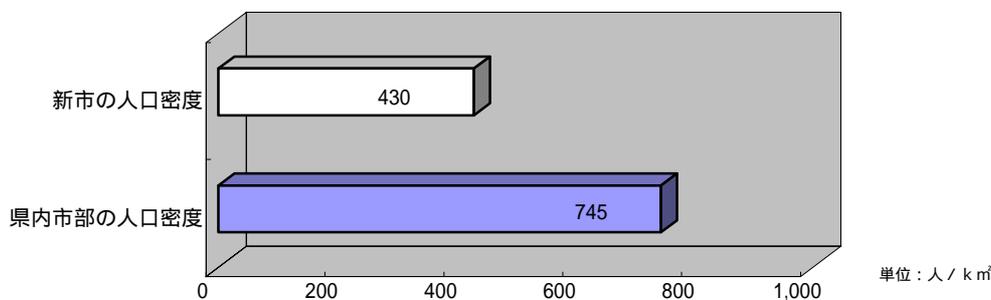
#### 新市の人口



### 人 口 密 度

平成12年国勢調査人口と国土地理院市町村別面積によれば、新市の人口密度は430人/k㎡であり、県内20市中第15番目の人口密度を持つ都市となる。また、可住地面積当りの人口密度は761人/k㎡であり、県内20市中第19位である。県内市部の人口密度は745人/k㎡、県内市部の可住地面積当りの人口密度は1,814人/k㎡であることから、新市の人口密度は市部平均の約6割、可住地面積当りの人口密度では市部平均の約4割と低いことが特徴である。

#### 新市の人口密度



### 年少人口

平成 12 年国勢調査によれば、新市の年少人口(14 歳以下)は 18,463 人、構成比は 16.1% であり、県内 20 市中で第 4 番目に年少人口の構成比が高い都市となる。県内市部の年少人口の構成比は 15.1% であり、新市はこれを上回っている。

### 老年人口

平成 12 年国勢調査によれば、新市の老年人口は(65 歳以上)は 21,018 人、高齢化率は 18.4% であり、県内 20 市中で第 6 番目に高齢化率が高い都市となる。県内市部の高齢化率は 17.0% であり、新市はこれを上回っている。

### 将来人口

財団法人統計情報研究開発センターによる市区町村別将来人口推計に基づき、新市の将来人口を算出すると、新市の人口は今後増加し 2015 年には約 12 万 3 千人になるものと予想されている。年少人口は微減であるが、65 歳以上人口は今後増加し、高齢化率も 2015 年には約 23% になるものと予想されている。

#### 新市の将来人口

(単位：人、%)

	2005年	2010年	2015年
新市総数	118,072	121,240	123,687
0 - 14 歳人口	17,374	17,210	17,068
15 - 64 歳人口	77,521	79,049	77,959
65 歳以上人口	23,177	24,981	28,660
高齢化率	19.6%	20.6%	23.2%

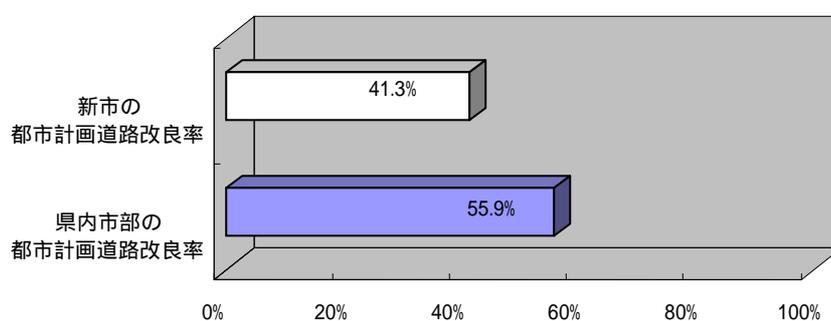
(データ：(財)統計情報研究開発センターによる平成 12 年国勢調査に基づく推計値)

### ( 3 ) 1 市 2 町の都市基盤

#### 幹線道路

東名高速道路、国道 1 号、150 号が新市を横断し、東西方向の幹線道路には恵まれている。しかし、南北方向は片側 1 車線の県道であり、南北幹線道路は貧弱な状況である。静岡県統計センターによる「都市計画道路一覧表」（平成 13 年度末現在）によれば、新市の都市計画道路の計画決定延長は 147,815m である。このうち改良済延長は 61,045m であり、都市計画道路改良率は 41.3% になる。県内 20 市の中では、第 17 番目に位置する改良率であるとともに、県内市部の改良率は 55.9% であり、新市はこれを下回っている。

新市の都市計画道路



#### 鉄道

新市には東海道新幹線の掛川駅、東海道本線の掛川駅、天竜浜名湖鉄道の 8 駅があり、人の交流を支えている。平成 12 年度の東海道新幹線掛川駅の 1 日平均乗車人員は 4,230 人である。県内には新幹線駅が 6 箇所あり、掛川駅の乗車人員は最も少ないが、年々増加を続けている。なお、東海道本線掛川駅の 1 日平均乗車人員は 12,293 人、天竜浜名湖鉄道の 8 駅全体の 1 日平均乗車人員は 2,565 人となっている。（データ：静岡県統計センター）

平成 12 年度東海道新幹線駅別 1 日平均乗車人員（単位：人/日）

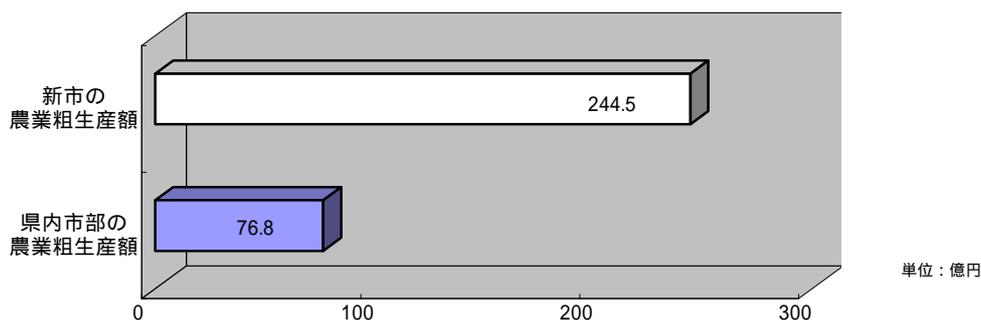
県内新幹線駅	熱海駅	三島駅	新富士駅	静岡駅	掛川駅	浜松駅
1 日平均乗車人員	5,000	13,300	4,540	18,150	4,230	11,610

## (4) 1市2町の産業

### 農業

平成12年生産農業所得統計によれば、新市の農業粗生産額は244.5億円であり、浜松市、静岡市に次いで県内20市中第3番目の生産額である。県内市部の農業粗生産額の平均は76.8億円で、新市はこの約3倍の生産額である。茶の生産額が最も高いことが特徴である。

新市の農業粗生産額

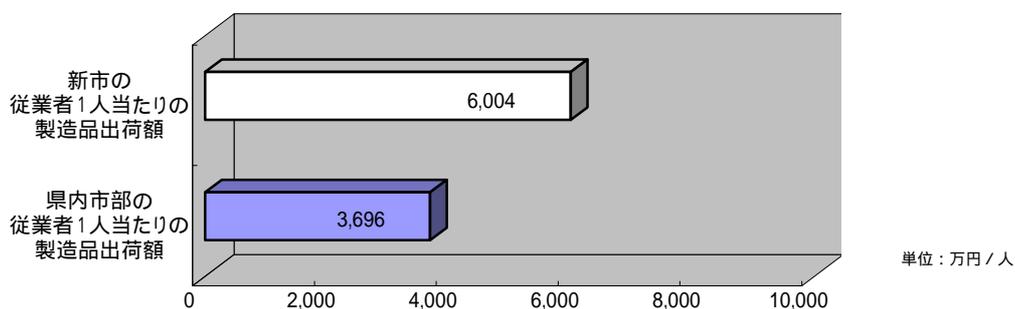


### 工業

平成13年の工業統計調査によれば、新市の製造品出荷額は1兆1991億円、従業者数は19,971人である。製造品出荷額の規模は、県内20市中第6番目である。

新市の従業者1人当たりの製造品出荷額は6,004万円/人、住民1人当たりの製造品出荷額は1,049万円/人である。県内市部平均はそれぞれ3,696万円/人、419万円/人であり、新市の工業はこれを大きく上回る。

新市の製造品出荷額

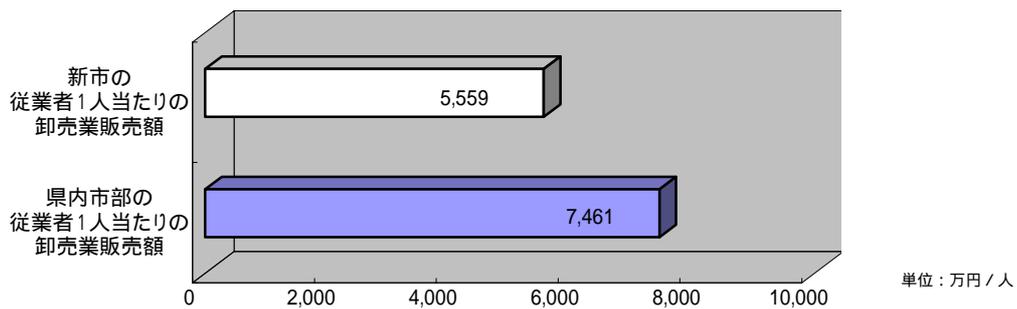


## 卸売業

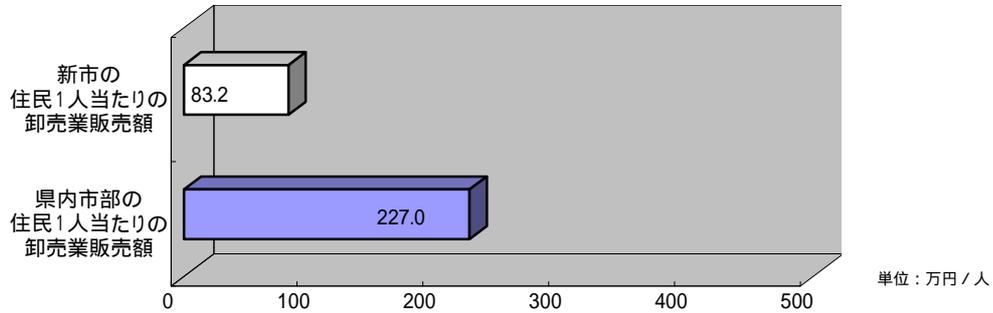
平成 14 年の商業統計調査によれば、新市の卸売業の年間販売額は、951 億円、従業者数は 1,710 人である。年間販売額の規模は、県内 20 市の中では第 8 番目である。

新市の従業者 1 人当たりの販売額は 5,559 万円 / 人、住民 1 人当たりの販売額が 83.2 万円 / 人である。県内市部平均はそれぞれ 7,461 万円 / 人、227 万円 / 人であり、新市の卸売業はこれを下回っている。

新市の卸売業販売額（従業者 1 人当たり）



新市の卸売業販売額（住民 1 人当たり）

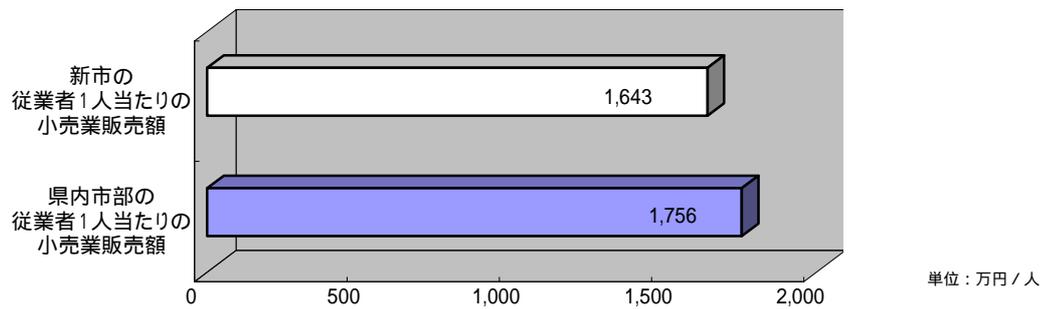


## 小売業

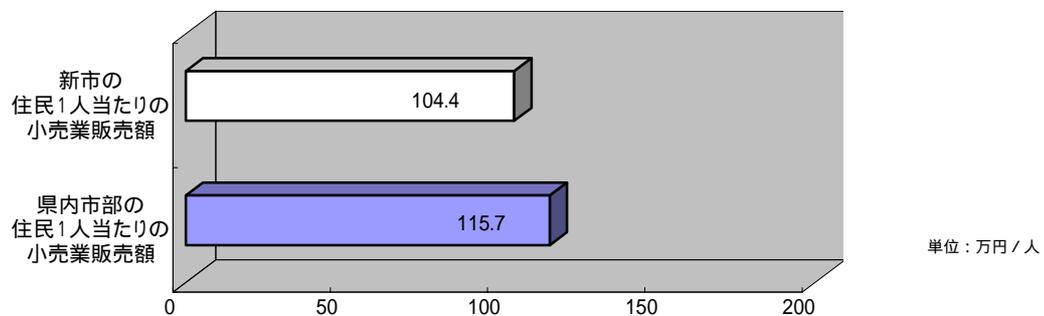
平成 14 年の商業統計調査によれば、新市の小売業の年間販売額は 1,193 億円、従業者数は 7,261 人である。新市の小売業販売額は、県内 20 市中第 8 番目の大きさである。

新市の従業者 1 人当たりの販売額は 1,643 万円 / 人、住民 1 人当たりの販売額が 104.4 万円 / 人である。県内市部平均はそれぞれ 1,756 万円 / 人、115.7 万円 / 人であり、新市の小売業はこれを下回っている。住民の買物の利便性向上や、賑わいあるまちをつくる上で、小売業の強化が必要になっている。

新市の小売業販売額（従業者 1 人当たり）



新市の小売業販売額（住民 1 人当たり）



## ( 5 ) 1 市 2 町の健康・福祉

### 国民健康保険診療費

平成 13 年度国民健康保険事業状況によれば、新市の国民健康保険診療費は 11,217 百万円、国民健康保険 1 人当たり診療費は 257,288 円である。市部平均の国民健康保険 1 人当たり診療費は 276,080 円であり、新市は市部平均を下回っている。

### 老人医療費

静岡県健康福祉部国民健康保険室による老人医療費（平成 13 年度）によれば、新市の老人医療費受給者数は 15,673 人、老人医療費は 9,678 百万円、1 人当たり老人医療費は 617,495 円である。市部平均の 1 人当たり老人医療費は 666,563 円であり、新市は市部平均を下回っている。

### 要介護認定者数

静岡県統計センターによる要介護認定者数（平成 13 年 3 月末時点）によれば、新市の要介護認定者数は 2,053 人で、高齢者人口（21,355 人）に占める割合は 9.6% である。市部平均の高齢者人口に占める要介護認定者数の割合は 9.5% であり、新市はほぼ市部平均と同様割合である。

### 児童福祉

静岡県統計センターによる保育所設置数（平成 13 年 4 月 1 日時点）によれば、新市の保育所定員数は 1,285 人、0 歳から 5 歳人口（6,545 人）に占める割合は 19.6% である。市部平均の 0 歳から 5 歳に占める保育所定員割合は、19.2% であり、新市はほぼ市部平均と同様の定員数を確保している。

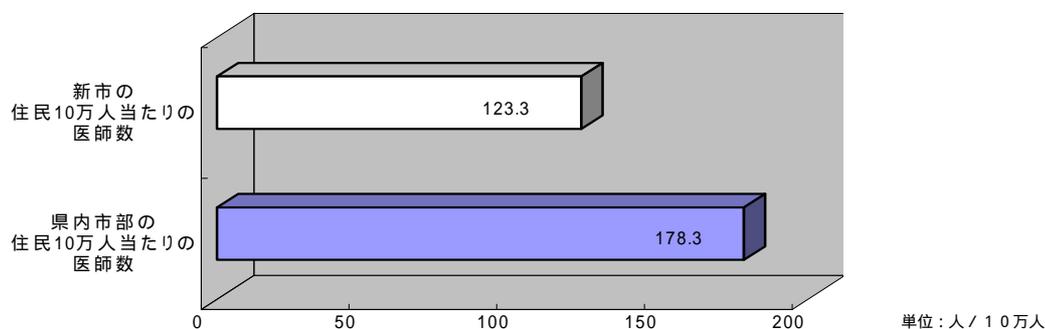
## ( 6 ) 1 市 2 町 の 医 療

### 医 師 数、 歯 科 医 師 数

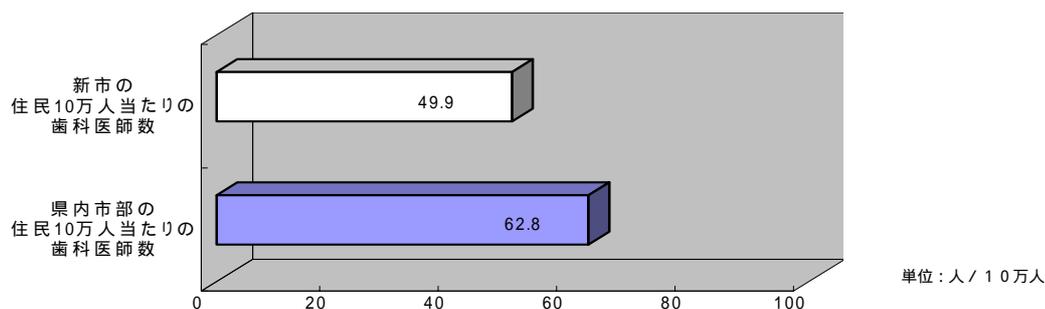
厚生労働省の医師・歯科医師・薬剤師調査（従業地データ、平成12年12月末現在）によれば、新市の医師数は141人、住民10万人当たりの医師数は123.3人であり、県内20市中第15番目である。また歯科医師数は57人、住民10万人当たりの歯科医師数は49.9人であり、県内20市中第13番目である。

住民10万人当たりの医師数の市部平均は178.3人、同歯科医師数の市部平均は62.8人であり、医師数、歯科医師数とも市部平均を下回る。

#### 新市の医師数



#### 新市の歯科医師数



### 医 療 施 設

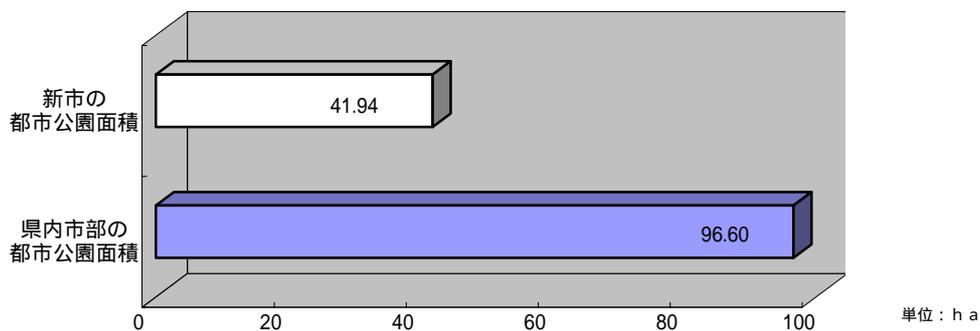
厚生労働省の医療施設調査（平成13年10月末現在）によれば、新市の一般病床数は650床、住民10万人当たりの一般病床数は、568.5床であり、県内20市中第18番目である。診療所数は77箇所、人口10万人当たりの診療所数は67.4箇所である。住民10万人当たりの一般病床数の市部平均は881.7床、同診療所数は70.7箇所であり、一般病床数、診療所数とも市部平均を下回っている。

## (7) 1市2町の生活環境

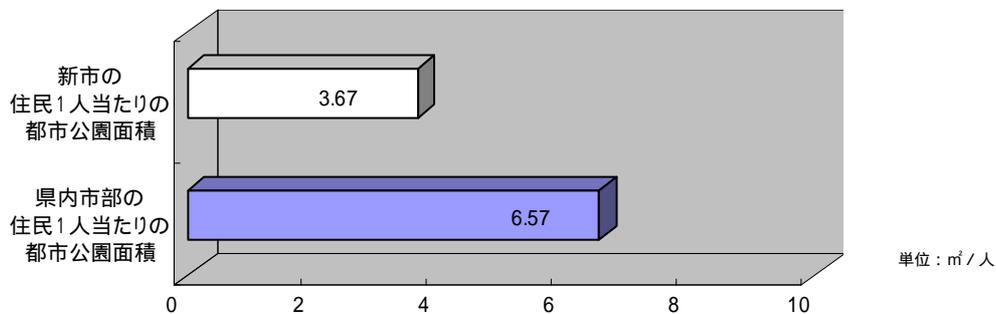
### 都市公園

静岡県統計センターによる都市公園面積（平成14年3月末時点）によれば、新市の都市公園面積は41.94ha、住民1人当たりの都市公園面積は3.67㎡である。住民1人当たりの都市公園面積は、県内20市の中で11番目である。市部平均の都市公園面積は96.6ha、同住民1人当たりの都市公園面積は6.57㎡であることから、新市は都市公園の整備が遅れていることがうかがえる。

#### 新市の都市公園面積



#### 新市の都市公園面積（住民1人当たり）



### ごみ収集

静岡県統計センターによるごみ排出量（平成11年度）に基づき、新市の住民1人1日当たりのごみ排出量を試算すると746.6gである。これは県内20市中で天竜市、磐田市に次いで3番目に少ないごみ排出量である。市部平均の同ごみ排出量は1,051gであり、新市のごみ排出量は市部平均の約7割である。

### 災害時避難地

静岡県地域防災計画（平成 13 年度）によれば、新市の住民千人当たりの避難地箇所数は 0.30 箇所、住民千人当たりの避難地面積は 0.38 m<sup>2</sup>である。市部平均の同避難地箇所数は 0.24 箇所、同避難地面積は 0.38 m<sup>2</sup>であり、新市の避難地は箇所数が市部平均を上回り、面積は市部平均と同数である。

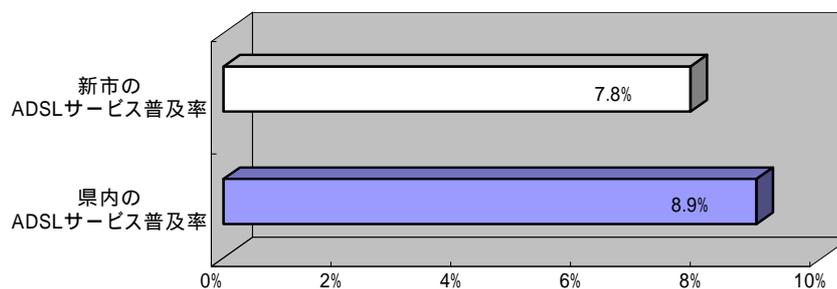
### 図書館蔵書

静岡県統計センターによる図書館蔵書数（平成 13 年 4 月 1 日現在）によれば、新市の住民 1 人当たりの図書館蔵書数は 2.3 冊である。市部平均の図書館蔵書数も住民 1 人当たり 2.3 冊であり、新市の図書館蔵書数は市部平均と同様である。

### 高速通信サービス

N T T 西日本のデータ（平成 14 年 5 月末時点）に基づけば、新市をカバーしている掛川局、大須賀局、掛川大東局管内の A D S L サービス提供件数は 2,642 件であり、新市の世帯数に対して 7.8%の普及状況である。静岡県内平均の A D S L サービスの普及状況は 8.9%であり、新市は県内平均を下回っている。

新市の A D S L サービス普及率



## 2 1市2町の資源特徴

### (1) 1市2町全体の資源特徴

#### 自然的資源特徴

##### 1) 県内二大都市の中間に位置

新市は静岡県の二大都市静岡市と浜松市の中間に位置し、企業の営業所や出張所の立地の可能性が高い。さらに広域的に眺めると、新市は東京と大阪の中間に位置しており、東西の消費地に対して輸送上効率的な条件を持つ。

##### 2) 南北に長い市域形状

新市は南北に長い市域であり、北側から山地、平地、丘陵地、平地、海岸と地形的な変化が見られる。一つの市内で多様な自然環境を体験することが可能である。

##### 3) 温暖な気候、海岸の西風

新市は温暖な気候であり、農業や余暇活動に適している。さらに海岸線は西風が強い。太陽光や風力といった自然エネルギーの活用にも適している。

##### 4) 約10kmに及ぶ海岸線、砂地

新市南部は遠州灘に面し、約10kmにわたり砂浜海岸が続く。遠浅の海は投げ釣りやサーフィンに適している。砂浜は新しい野外活動の場所としての可能性を備えている。また、海岸の後背地は砂地栽培に適し、特徴ある農産物が生産されている。

##### 5) 多数の溜池

新市には原野谷川、菊川等の河川が流れている。また、農業用水確保のため、溜池が多数あり、親しみやすい水面に恵まれている。

##### 6) 山、平地、海岸に温泉

新市北部の山間地、中央部の平地、さらに南部の海岸線に温泉があり、それぞれ個性ある活用がなされ、新市は「保養」の機能にも恵まれている。

##### 7) 特徴ある農産物

新市は全国有数の茶の生産地である。この他、砂地を活用して高品質の野菜、果物を生産しており、特徴ある農業が展開されている。

##### 8) 緑に包まれた景観

新市は北部の山間地、中央部の小笠山に緑の拠点がある。さらに全市的に丘陵地には茶が栽培され、緑あふれる景観を持つ。

#### ハード系の資源特徴

##### 1) 広域交通体系に優れる

新市には東名高速道路が東西に横断し、掛川インターチェンジが新市中央部に位置して、広域交通に優れている。さらに国道1号が新市中央部、国道150号が新市南部を横断しており、自動車による交通利便性が良好である。また、新市北部には第二東名高速道路も建設中であり、さらなる交通利便性の向上が期待される。

## 2) 新幹線停車駅を抱える

新市は東海道新幹線の掛川駅、東海道本線の掛川駅を抱え、鉄道による交通利便性が良好である。

## 3) 近接して静岡空港が開港

平成 18 年度の開港を予定している静岡空港は、新市から東へ約 20 k m の位置である。静岡空港から最も近接した新幹線駅は掛川駅であることから、掛川駅と静岡空港間に人、モノの流動が生じる可能性がある。

## 4) 御前崎港にも近接

新市の南東側約 20 k m の位置に、重要港湾に指定される御前崎港があり、完成自動車の輸出、自動車部品の移出などに利用されている。大型船の寄港に向け、港湾施設が充実されつつあり、新市は海上輸送にも利便性が高い。

## 5) 有力企業が立地

エコポリスをはじめとして、新市には国内の有力企業、外資系企業が立地している。携帯電話や液晶ガラスに関しては、国内有数の生産拠点を抱える企業が立地している。

## 6) 拠点的医療機関が立地

新市には病床数 450 床を抱える掛川市立総合病院があり、地域の拠点的な医療機関として貢献している。さらに東京女子医科大学看護学部があり、看護に関する人材を全国から集め育成している。

## ソフト系の資源特徴

### 1) 3つの城を持つ

新市には掛川城、横須賀城跡、高天神城跡がある。さらに宿場町や城下町の面影を残す街並みも散在している。こうした歴史的な資源は、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」の資源としての可能性を持っている。

### 2) 報徳の精神

新市は、「勤労」「分度」「推譲」を柱とした報徳の教えを普及する本社を有する。モラルの低下や社会経済が行き詰まりを見せている中で、道徳と経済の調和を目指す報徳の精神を取り入れたまちづくりが期待できる。

### 3) 住民参加

新市には、住民の意見を行政に汲み上げる仕組みがあり、また地域活動も盛んである。こうした住民参加をさらに発展させることにより、住民と行政の協働によるまちづくりが可能となる。

### 4) 生涯学習が普及

新市では生涯学習が全国でも先駆けて実践されている。学習施設も充実し、人材育成が進められている。

### 5) 外国人が多数居住

新市からは中国人留学生教育に情熱を注いだ松本亀次郎を輩出した歴史を持つ。さらに現在では外国人が多数居住し、国際的な交流をしやすい環境がある。

## ( 2 ) 小笠山を中心とした資源特徴

### 自然的資源特徴

#### 1 ) 広大な面積

小笠山は東西約 15 k m ( 周辺自治体含む )、南北 10 k m に及び、広大な面積を有する。新市の生態系を支えるとともに、新市を象徴する山である。

#### 2 ) 谷戸地形

標高 264m の小笠山は山全体が丘陵地である。しかし複雑に谷戸が入りこんでおり、広い平地は確保しにくく、面的な利用は山麓に限定される。

#### 3 ) 多彩な自然

小笠山は人工植林によるクロマツと天然のアカマツを主とする森林であり、クロマツ、アカマツが衰退した場所にはシイ・カシ類やコナラなどの樹林が見られる。多数の野鳥や昆虫が見られ、貴重種 ( オオタカ、ハッチョウトンボ、ムカシヤンマ等 ) が生息し、自然環境を保全すべき山である。

#### 4 ) 新市の中心位置

小笠山は 1 市 2 町のほぼ中心的な位置にあり、各市町の中心市街地からもほぼ均等の距離である。1 市 2 町の住民にとって公平に利用しやすい場所であり、新市の均衡ある発展に向けて役立つ場所である。

### 社会的資源特徴

#### 1 ) 法的規制

小笠山の主要な尾根は主として保安林に指定されており、開発は規制されている。自然観察など、森林が持つ多様な機能を尊重した利用が適する。なお国有林も多く、国有地の保安林解除には、大臣の許可が必要になる。

#### 2 ) 広域的な交通利便性

小笠山は東名高速道路掛川インターチェンジ、東海道新幹線掛川駅、平成 18 年度の開港を予定している静岡空港からの交通利便性が良く、新市だけではなく、国内外からの来訪者を集めやすい交通条件を備えている。

#### 3 ) エコパ ( 競技場 ) の存在

小笠山には「静岡スタジアム・エコパ」を中心とした総合運動公園が整備されている。大規模なスポーツイベントが開催可能であり、知名度も高い。

#### 4 ) 自然環境を尊重した活用の可能性

小笠山は新市の中央に位置することから新市の均衡ある発展に役立たせるべきである。豊かな自然環境は保全すべきであり、活用は山麓に限定し、しかも自然環境と調和した利用内容であることが適切である。また、小笠山は広域的な交通利便性に優れることから、広域圏からの集客の可能性を備えている。

### 3 1市2町の重要な課題

#### (1) 都市基盤面の重要課題 新市の背骨となる南北軸の形成

##### 道路 - 円滑な南北往来を実現する幹線道路が必要

新市は、東名高速道路、国道1号、150号と東西方向の幹線道路には恵まれている。しかし、市域が南北方向に長い形状にもかかわらず、南北幹線道路は貧弱であり、新市北部と南部との円滑な往来に支障をきたしている。新市の一体性の実現、産業基盤としての動脈整備、散在する公共施設の利便性向上、あるいは掛川駅、東名高速道路掛川インターチェンジ、第二東名高速道路(仮称)森・掛川インターチェンジへの連絡性を向上するためにも、短時間での南北移動を可能にする南北幹線道路を確保することが必要になっている。

##### 交通 - 交通弱者の容易な移動を実現する仕組みが必要

新市は南北に長く、なおかつ市街地や集落が分散しており、南北方向の公共交通に弱みを抱えている。さらに近年路線バスの廃止や便数の削減により、公共交通の利便性が低下している。高齢者の通院や買物、高校通学の利便性を向上するため、また散在する生涯学習施設や余暇施設の利用を促すためにも、地域特性に応じた交通手段を提供し、交通弱者の容易な移動を実現することが必要である。

##### 情報 - 新市の一体感の醸成に向けた情報ネットワーク形成が必要

新市は広大な面積を有するとともに、新市の中央部には小笠山が位置して1市2町のつながりを分断している。地形的な制約を乗り越え、1市2町が一つの自治体として円滑に融合するためには、情報通信基盤を強化した上で、地域間の連帯性を強める情報ネットワークを形成することが必要である。庁舎間や公共施設間を情報ネットワークで連携するとともに、日常生活に密着した地域情報を全住民に効果的に伝達し、全住民が地域情報を共有化する仕組みを整え、新市の一体感醸成を促すことが重要である。

##### 開発 - 小笠山に、均衡ある発展につながる機能配置が必要

新市の中心に位置する小笠山は恵まれた自然環境を有しており、これまで開発はなされてこなかった。しかし、小笠山の山麓は広域交通体系に近接し利便性がよく、なおかつ1市2町それぞれの地域からほぼ等距離にあることから、適切な機能を山麓に配置して、新市の均衡ある発展につなげていくことが重要である。

小笠山は、新市北部の山間地から南部の海岸に至る南北自然軸の中心であり、自然環境を尊重し、自然環境を十分に生かせる機能を配置することが必要である。

### 高次都市機能 - 12 万人都市としての高次都市機能の集積が必要

新市の人口（平成 12 年国勢調査）は、114,328 人となる。新市は約 12 万人の都市となるが、商業機能（百貨店、大規模商業施設等）、業務機能（企業の支店、営業所等）、研究開発機能（高等教育機関、研究機関等）といった高次都市機能の集積は不十分であり、静岡市と浜松市の間位置する中心的都市として発展するよう、高次都市機能を充実させることが必要である。

### 地域バランス - 中心的市街地と既存市街地の振興が必要

新市の都市機能が集積している中心的市街地は、合併によって発展していくことが予想される。新市の中心部が発展するだけでなく、既存市街地においても、合併によって振興がなされるように地域バランスを考えた振興策が必要である。

## ( 2 ) 産業面の重要課題 次代に向けた産業の育成

### 農業 - 競争力ある農業に進化させることが必要

新市は地形的条件や温暖な気候に恵まれ、水田、茶園、海岸砂地を活用した農業に特色を持っている。しかし、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足という課題を抱えている。さらに米の生産調整の強化、海外からの低価格の農産物の輸入増加などにより、農業を取り巻く環境は一層厳しくなっている。新市の基幹的産業の一つである農業を、次代に向けて維持発展させるため、人材育成とともに、社会環境の変化に対応した競争力ある農業に進化させていくことが必要である。

### 工業 - 既存立地企業・地場企業への支援、起業応援が必要

新市には有力企業が立地し、県内有数の製造品出荷額を誇っている。しかし、生産拠点は世界的な視野で移転する時代になっており、長期的な展望のもとに、既存立地企業を新市に定着化させる仕組みを整えることが必要になっている。さらに、新市の経済的発展、雇用機会の確保に向けて、地場企業に対する支援拡充、起業応援制度の拡充が必要である。

### 商業 - 既存商店街が衰退、地域商業の活路開拓支援が必要

大型店の出店や店主の高齢化に伴い、既存商店街は苦戦している。地域に密着した商店街は、住民の最寄りの買物場所であるとともに、活気あるまちづくりに不可欠な要素であり、維持することが望まれる。大型店と共存できるよう、既存商店街の活路開拓に対して支援することが必要である。

### 健康産業 - 地域資源を生かした健康産業の育成が必要

新市は森林、海岸、温泉といった自然環境に恵まれ、さらに花や庭園を主役とした集客施設や大規模なリゾート施設も散在している。こうした地域資源が備える特性を活かしながら、人々の健康増進、心身のリフレッシュをテーマとした産業の育成を促していくことが必要である。

### サービス - 交通利便性を生かし、多様なサービス業の立地促進が必要

県内の市町村合併が進むことによって、都市間競争はさらに進展し、生活のしやすい都市、ビジネスのしやすい都市に人や企業が集まることが予想される。生活のしやすい都市やビジネスのしやすい都市になるためには、多種多様な対生活サービス業、対事業所サービス業が集積していることが重要である。新市は静岡市と浜松市の中間に位置し、新幹線駅や高速道路インターチェンジを抱え広域交通体系に恵まれている。加えて生産拠点の集積度合いは、県内でも有数である。こうした条件を踏まえて、さらに新市に人や企業が集まるよう、多様なサービス業の立地を促す仕組みを整えることが必要である。

### ( 3 ) 生活面の重要課題 豊かさが実感できる生活環境の提供

#### 都市機能の円滑な活用 - 掛川の都市機能の利便性向上

南北幹線道路が不十分であるため、2町の住民から見て、掛川市の主要公共施設、交通施設、商業施設は利用しにくい。掛川市に集積している都市機能に関して、2町の住民が容易に利用できるよう、南北道路、交通機関、施設案内を充実させることが必要である。

#### 田園機能の楽しさ発掘 - 2町の自然・余暇・文化環境の発掘

掛川市の住民から見て、2町が備える海、海岸、余暇施設、街並み、食文化などの楽しさは、明確には認識しにくい。2町の自然環境、余暇環境、文化環境の面白さを引き出すよう環境整備を進め、誰もが楽しさを享受できる仕組みを整えることが必要である。

#### 散在する公共施設有効活用 - 多彩な公共施設の活用と効率化

新市は1市2町の多彩な公共施設を抱えることになる。散在する公共施設のネットワーク化を図り、有効活用により住民の生活を豊かなものとし、さらには効率的な運営に努めることが必要である。

#### 散在する資源の有効活用 - 相乗効果を生み出す仕掛け

新市には城下町や宿場町に関連した歴史的資源や、温泉、集客施設が散在している。しかし、資源相互の連携や、統一の見地に基づく個性化は不十分であり、相乗効果を生み出すには至っていない。散在する資源を束ねて有効に活用することが必要である。

#### 少子高齢化への対応 - 福祉、医療分野の充実

新市においても少子高齢化が進展し、福祉や医療分野で新たな需要が生じるものと考えられる。新市の既設福祉施設、医療施設、医科系大学の活用、相互連携を図るとともに、福祉分野では民間事業者の参入を促し、住民に対して手厚いサービスが提供される仕組みを整えることが必要である。

#### 防災対応 - 東海地震への対応

東海地域は約100年から150年の周期でマグニチュード8程度の大地震が起こっている。1854年の安政東海地震以来約150年も大地震が発生していないことから、東海地震に備えて、新市が一体となった防災体制づくりが必要になっている。

#### 下水道整備の推進 - 生活排水処理の向上

公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水等による生活排水処理率は、県平均値を下回っている。地域に応じた汚水処理の手法を採用しつつ、水系の水質向上を図ることが必要である。

### 地域特性の活用 - 異なる個性の充実と連携

掛川市の東部、西部、北部、さらには大東町、大須賀町は、それぞれ地域特性が大きく異なる。新市の地域ごとの異なる個性を大切に、地域相互の連携等によって個性を生かしたまちづくりを進める必要がある。

# 新都市の将来ビジョン

## 1 新市に期待される役割

新市の資源特徴、課題、住民意向調査結果、委員会意見などの要点を整理すると、新市に期待されている役割は、次のようにまとめることができた。

### (1) 新市に期待される「まちづくりの基本方針」

#### 南北軸の形成と東西軸とのクロス効果の活用

新市は南北に細長い形状ながら、南北の往来は不便であり、南北軸の創出が新市最大の課題となっている。掛川駅、掛川インターチェンジ、主要な公共施設に対するアクセスを改善して生活利便性の向上を図るとともに、産業振興を促す物流の効率化、新市の一体性創出、全市的な均衡ある発展を実現する上でも、南北軸の形成が期待されている。さらに新市には東海道新幹線、東名高速道路、国道1号、国道150号、第二東名高速道路等の東西広域交通体系が横断している。東西二大都市の中間にあり、国土の動脈上に位置する特長を活かし、南北軸と東西軸を連携させることによって、人、もの、情報の交流を活性化させ、人や産業の集積をさらに進めることが期待されている。

- ・住民の生活利便性向上するためには
- ・産業振興の物流を活性化するためには
- ・新市の一体性を創出するためには
- ・新市全体の均衡ある発展のためには
- ・東西広域交通体系を活かすためには
- ・人、もの、情報の交流活性化のためには



【新市のまちづくりの要として】  
南北軸の形成と東西軸の活用が  
期待される

#### 「都市」と「田園」の調和による幸せの実感

掛川市には交通施設、工業施設、医療施設、文化施設等の都市機能が集積し、さらに茶畑や山間地をはじめとする田園機能も備えている。大東町と大須賀町にも、工業施設、教育施設、文化施設があり、さらに遠州灘をはじめとする恵まれた自然環境を備えている。1市2町が一つのまちになることを契機として、「都市の豊かさ」と「田園の豊かさ」がさらに強く実感できるまちにすることが期待されている。都市の利便性、田園の快適性を活かすとともに、これまで築いてきた公共施設をネットワークで結び、より有効に活用することで、住民が期待している「医療や福祉の充実」を実現することが求められている。「都市」と「田園」の調和がとれ、幸せが実感できる生活環境を提供することが期待されている。

- ・都市機能と田園機能の良さを活かすためには
- ・既存の公共施設を活かすためには
- ・住民が期待する医療や福祉を充実するためには



【新市の資源の活用として】  
都市と田園のバランスを図り、充  
実した豊かさの提供が期待される

## 生涯学習と報徳精神によるまちづくり

1市2町はこれまで独自のまちづくりを進めてきたが、新市誕生を契機として、新市として一体感があり、かつ地域ごとの特色を生かしたまちづくりが期待されることとなる。このようなまちづくりを行うためには、住民参加や人材育成とともに、地域の団体や企業もそれぞれの得意分野をまちづくりに活かすことが期待されている。まちづくりに対する新しい参加の仕組みを整え、住民主体の新しい活動を支援することによって、地域の自立が実現していく。生涯学習に対する積極的な取り組み姿勢、報徳の精神といった地域独自の心の資源をさらに発展させて、住民参加、協働、自立のまちづくりを進めることが期待されている。

- ・地域特性を反映したまちづくりを行うためには
- ・地域の期待に沿ったまちづくりを行うためには
- ・生涯学習が盛んな特長を活かすためには
- ・報徳の精神が根付く風土を活かすためには



【住民の優れた資質の活用として】  
住民参加、協働、地域の自立が期待されている

## (2) 新市に対する分野別期待

### 健康・福祉・医療分野に対する期待

住民意向調査で新市の望ましい姿を尋ねたところ「保健・医療・福祉が充実したまち」が第1位回答であった。この他合併の必要性として「少子高齢化への対応」が、新市の課題として「地域資源を活かした健康産業の育成」「福祉医療分野の充実」があり、これらを総合すると、新市には「福祉が行き届いたまち」や「住民が安心できるまち」が期待されていることがうかがえる。

- ・住民意向調査 - 保健・医療・福祉の充実
- ・合併の必要性 - 少子高齢化への対応
- ・課題 - 健康産業の育成  
- 福祉医療分野の充実



福祉が行き届いたまち  
住民が安心できるまち

### 自然・環境分野に対する期待

住民意向調査で新市の望ましい姿を尋ねたところ「自然環境の豊かなまち」が第2位回答であった。新市の資源特徴としては「小笠山や遠州灘をはじめとする多様な自然環境」があり、さらに新市の課題として「田園環境の楽しさ発掘」「生活排水処理の向上」がある。これらを総合すると、新市には「自然環境豊かなまち」「快適な居住環境のまち」が期待されていることがうかがえる。

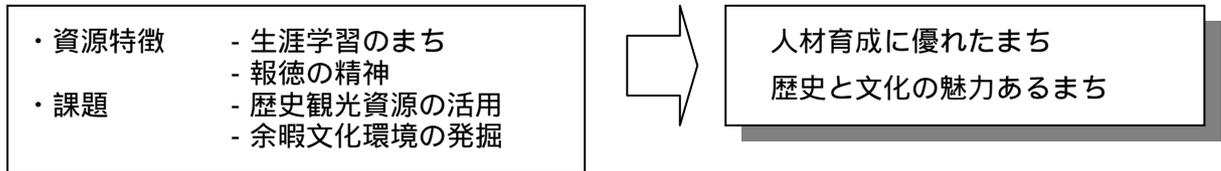
- ・住民意向調査 - 自然環境の豊かなまち
- ・資源特徴 - 小笠山の自然環境
- ・課題 - 田園機能の楽しさ発掘  
- 生活排水処理の向上



自然環境豊かなまち  
快適な居住環境のまち

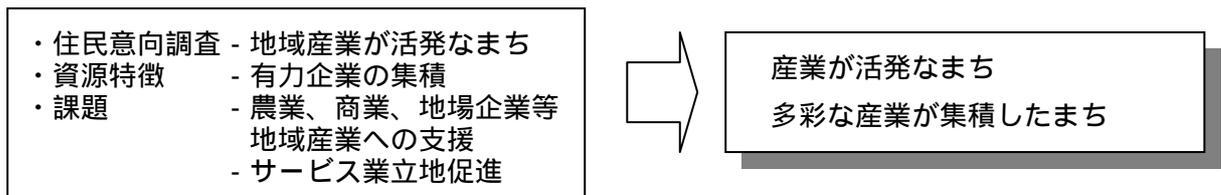
### 教育・文化分野に対する期待

新市の資源特徴として「生涯学習のまち」「報徳の精神」があげられる。さらに新市の課題には「歴史観光資源の活用」「余暇文化環境の発掘」があり、これらを総合すると、新市には「人材育成に優れたまち」「歴史と文化の魅力あるまち」が期待されている。



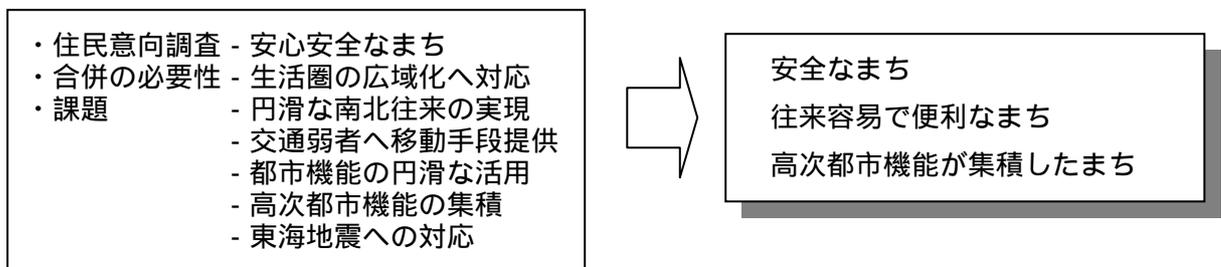
### 産業分野に対する期待

住民意向調査で新市の望ましい姿を尋ねたところ「地域産業が活発なまち」が第4位回答であった。新市の資源特徴としては「有力企業の集積」が揚げられる。その一方で新市の課題としては、「農業、地域商業、地場企業に対する支援」「多様なサービス産業の立地促進」があり、これらを総合すると、新市には「産業が活発なまち」「多彩な産業が集積したまち」が期待されていることがうかがえる。



### 都市基盤分野に対する期待

住民意向調査で新市の望ましい姿を尋ねたところ「安心安全なまち」が第3位回答であった。この他、合併の必要性として「生活圏の広域化への対応」が、さらに新市の課題として「円滑な南北往来の実現」「交通弱者への円滑な移動手段の提供」「掛川市の都市機能の円滑な活用」「12万人都市としての高次都市機能の集積」「東海地震への対応」があげられる。これらを総合すると、新市には「安全なまち」「往来容易で便利なまち」「高次都市機能が集積したまち」が期待されていることがうかがえる。



### 地域コミュニティー、連携・交流分野に対する期待

住民意向調査で新市の望ましい姿を尋ねたところ「人のふれあいが豊かなまち」が第5位回答であった。新市の資源特徴としては、これまで育んできた「住民参加の仕組み」があり、さらに新市の課題としては「小笠山に均衡ある発展につながる機能配置」「周辺地域の振興」「異なる個性の充実と連携」があげられる。これらを総合すると、新市には「住民参加が進んだまち」「地域バランスのとれたまち」が期待されていることがうかがえる。

- ・住民意向調査 - 人のふれあい豊かなまち
- ・資源特徴 - 住民参加の仕組みと実績
- ・課題 - 小笠山に均衡ある発展につながる機能配置  
- 周辺地域の振興  
- 異なる個性の充実と連携



住民参加が進んだまち  
地域バランスのとれたまち

### 行財政分野に対する期待

住民意向調査で合併によってどのような効果を期待するか尋ねたところ「役所の人件費等、経費の節減がされる」が第1位回答であった。また合併の必要性としては「財政基盤の強化」が、新市の課題としては「多彩な公共施設の活用と効率化」「新市の一体感の醸成に向けた情報ネットワークの形成」があげられる。これらを総合すると、新市には「効率的に運営できるまち」が期待されていることがうかがえる。

- ・住民意向調査 - 行財政効率化を期待
- ・合併の必要性 - 財政基盤の強化
- ・課題 - 公共施設の活用と効率化  
- 一体感醸成に向けた情報ネットワーク形成



効率的に運営できるまち

## 2 新市の将来像

### (1) 新市の将来像の考え方

#### 海山連携のまちづくり

「南北軸の創出、東西軸との連携によって便利になる、豊かになる、一つになる。」

南北幹線道路を中心とする南北軸を創出し、遠州灘から掛川北部山系に至る円滑な往来を実現する。この南北軸と東西軸を連携させることによって、新市全体の生活利便性を高めていく。新市の広域的な交通条件がさらに向上することを活かして、人、もの、情報の交流を活性化させ、優れた人材、勢いある産業が集積する豊かなまちとしていく。そして南北軸が新市の背骨となって地域相互の一体性を強めるとともに、住民の気持ちも一つにしていく。

「便利になる」の意味	新市内の生活交通・産業交通の円滑化
「豊かになる」の意味	広域的な交通条件を活かした人材集積、産業集積
「一つになる」の意味	地域相互の一体性強化、住民の気持ちも一体化

#### 健康長寿のまちづくり

「都市と田園の良さを充実させ、元気になる、楽しくなる、安心できる。」

都市の利便性を一段と向上させ、田園の快適性をさらに充実させるとともに、1市2町が築き育ててきた公共施設、人材を結ぶネットワークを形成し、更なる有効活用を図り、元気あふれるまちとしていく。新市には遠州灘、小笠山をはじめとする地域資源があり、それらの持つ魅力を引き出し、楽しさあふれる生活を提供していく。さらに新市の医療、福祉分野の機能充実や連携を進めると同時に、生活環境の向上に力を入れて、住民が心から安心できる暮らしを実現していく。

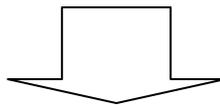
「元気になる」の意味	都市機能と田園機能の多様化、利便性と快適性の向上
「楽しくなる」の意味	遠州灘、小笠山等の多彩な地域資源の活用
「安心できる」の意味	医療、福祉、生活環境の充実による安心感の提供

## 生涯学習のまちづくり

「住民参加と協働、報徳精神によって優しくなる、手をつなぐ、未来を拓く。」

住民が新市のまちづくりに積極的に参加し、住民、企業、行政が相互に協力することによって、地域で福祉や教育を支え、地域で環境を守る優しいまちを実現していく。異なる風土を育ててきた地域間の連携や、住民と行政のパートナーシップの確立を積極的に進め、効率的な地域運営を目指すとともに、視野の広い次代を担う人材の育成、住民活動を支援し、住民が主役となって、新市の未来を拓いていくまちを実現する。

「優しくなる」の意味	地域で福祉、教育、環境を支える
「手をつなぐ」の意味	連携、協力による地域運営の仕組み、活動を創る
「未来を拓く」の意味	次代を担う人材の育成、住民活動の支援



## (2) 新市の将来像 - フレーズ

海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち

「海」とは遠州灘であり、「山」とは新市北部の山間地を意味している。この「海」と「山」は、新市が多彩な地域資源に恵まれていることを象徴するものであり、豊かさを備えたふるさとであることを示している。そして「街道」とは、新市を東西に横断する広域交通体系を意味し、我が国の「人」「物」「情報」の動脈を抱えていることを示している。この「海」と「山」が融合し、さらに「街道」と連携することによって、新市全体はさらなる発展の可能性が広がり、住民の「夢」を実現し、「未来」を創造していくまちに変わることを示している。

### 3 新市の基本目標（分野別目標）

#### （1）新市の基本目標（分野別目標）のフレーズ

- 「住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る」
- 「美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る」
- 「子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る」
- 「活発な産業活動が生まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る。」
- 「南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る。」
- 「住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る。」
- 「行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る。」

#### （2）新市基本目標（分野別目標）の内容

##### 健康・福祉・医療系

「住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る」

保健、医療、福祉をさらに充実させ、高齢者、障害者、子育てしている人をはじめとして、すべての住民が安心して暮らすことができるまち、優しさにあふれたまちを実現する。新市の保健、医療、福祉機関が相互に連携し、健康予防医学や介護体制等を充実させ、住民の健康を守り、長寿につながるまちを実現する。

##### 自然・環境系

「美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る」

新市には山間地、丘陵地、平地、海岸、河川があり、自然環境は多様性に富んでいる。貴重な動植物が生息する自然環境を保全し後世に残すとともに、茶畑や砂浜海岸に代表される新市の個性的な風景を活かし、人々が訪れ、住みたくなるまちを実現する。さらに、生活排水や廃棄物の処理・再生を進め清流を取り戻し、美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを目指す。

##### 教育・文化系

「子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る」

子供の健全な成長と学習を促し、住民の夢実現を応援するまちを創出するとともに、新市の歴史的資源や田園環境から育まれた伝統的文化と、先進的な都市型文化とが共生したまちを目指す。そして、地域に根付く報徳の精神に基づき、生涯学習先鞭の地にふさわしい社会

に貢献する人材を育てるまちを実現する。

### 経済・産業・観光系

「活発な産業活動が生まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る。」

地域特性に応じて個性的で競争力ある農業が営まれているまち、商店が繁盛し地元企業が成長するまちを目指す。さらに、高次都市機能の充実、多様な都市型サービス業の集積を図り、雇用機会に恵まれ、知的創造が盛んに行われ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを実現する。

### 都市基盤系

「南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る。」

南北軸を創出し、新市の南北方向の時間距離を縮め、新市に散在する公共施設、交通施設等へ短時間で到着できる便利なまちを実現するとともに、南北軸と東西軸とを連携させて、広域的な交通利便性の良さに磨きをかける。さらに、この南北軸を活用して、中心市街地を連絡する公共交通を充実させて交通弱者にも優しいまちを目指し、さらに中心市街地では都市機能を充実させて、賑わいのあるまちを実現する。

### 連携・協働・交流系

「住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る。」

住民が主体的にまちづくりを考え、老若男女がともにまちづくりに参加して、自立の気風に満ちたまちを実現する。そして、異なる個性を備えた地域が相互に連携し、中心地域と周辺地域の隔てなく均衡ある発展を目指す。さらに、異なる立場の住民、企業、行政が相互に協力し、地域活動、地域間交流、国際交流を活発に行い、住民の意思と活力に支えられたコミュニティ活動や交流活動の盛んなまちを実現する。

### 行財政改革系

「行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る。」

新市に散在する公共施設の有効活用、情報通信技術の導入、住民ニーズの高い部門への重点的な職員配置等によって、行き届いた行政サービスが提供できるまちを目指す。また、人材の有効活用や育成を通じて政策立案能力を高め、国県に対しても提言を行える自立した地方都市を目指す。その一方で、行政組織のスリム化や業務の効率化を進め、無駄を省いた新市運営を実現する。

## 4 新市の主要施策

### (1) 「住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る」

#### 健康づくり・予防医学の充実

市立総合病院、医科系大学、行政が連携し、健康づくり、予防医学・検診体制の充実を図り、住民が健康で長生きできるまちを実現する。

#### 先進的な保健医療機能の集積

新市の良好な自然環境を活かしつつ、住民や来訪者の心身をリフレッシュさせる「癒し」機能の集積を図り、住民の健康増進を実現する。

#### 在宅医療、在宅福祉の充実

市内の医療機関の連携を促し、在宅医療を充実させて、通院困難な住民や独居老人等に対してきめ細かい医療を提供していく。さらに行政、福祉団体、民間事業者が協力し、充実した在宅福祉を実現する。

#### 高齢者福祉施設の充実

高齢者の増加を踏まえて、高品質で家族的雰囲気を備えた高齢者福祉施設を充実させて、住民が安心して老後を迎えることができる社会を実現する。

#### 障害者支援の充実

障害者も健常者と全く同じように活躍できる社会を目指し、障害者福祉施設、支援体制、相談機能を充実させて、手厚い障害者福祉を実現する。

#### ユニバーサルデザインに配慮した社会の実現

高齢者や障害者のみならず、すべての住民が安全かつ容易に利用できる建物や街に改善し、ユニバーサルデザインに配慮した社会を提供し、高齢者や障害者をはじめとしてすべての住民が積極的に社会参加できるまちを実現する。

#### 子育て環境、支援策の充実

子育てに対するニーズが多様化していることを踏まえて、保育サービス、保育内容、保育環境、育児支援策を充実し、住民が安心して子育てができるまちを実現する。

#### スローライフによる健康増進

効率性や速さを重視し過ぎた生活を見直し、伝統的食文化、温泉等による伝統的療法を生活に取り入れ、自然と調和した暮らしを取り戻して、健康増進を図る活動を普及する。

## ( 2 ) 「美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る」

### 貴重な自然環境の保全

新市北部の山間地、中央に位置する小笠山、南部の海岸線や河川は、新市の骨格をなす自然環境であり、保全と管理に努め、自然環境の豊かなまちを継承していく。

### 美しい景観の形成

砂浜海岸、丘陵地の茶畑、屋敷の植囲いは新市を特長づける景観である。良好な景観の保全、美しい景観形成に向けた仕組みを整え、人々が訪れ、住みたくなるまちを実現する。

### 安全で安定した上水の提供

信頼できる安全な水の安定的な提供体制、災害にも強い供給体制を整備し、安全・安心な市民生活の実現を図る。

### 生活排水対策の充実

人口密度や地形等の地域特性に合わせて、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽等を整えて生活排水を適正に処理し、河川の水質を向上させて快適な居住環境を実現する。

### 資源循環型社会の実現

環境教育を充実させ、住民、事業所、行政が協力して廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の再利用、再資源化の仕組みを整え、資源循環型社会の実現を図る。

### 自然エネルギーの活用

太陽光や風力などの自然エネルギーや新エネルギーが、住宅や事業所で積極的に活用されるよう支援策を充実させ、地域のエネルギー自給率が高い環境都市を実現する

### ( 3 ) 「子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る」

#### 子供たちの教育環境の充実

地域、家庭、学校の連携により、豊かな心を育む教育、子供の能力を引き出す教育、情報化や国際化に対応した教育等がさらに充実するよう、次代を担う子供たちに優れた教育環境を提供する。

#### 生涯学習の推進と地域を支える人材の育成

全国有数の生涯学習が盛んなまちであり、報徳の精神が根付いている土地柄を踏まえ、さらに人材育成を充実させて、まちづくりをはじめとして地域を支える人材を育成する。

#### スポーツ環境の充実

青少年の心身の強化や、幅広い住民の健康増進を目指し、住民が手軽にスポーツに親しむことができる環境を創出する。

#### 学習・文化機能の充実

住民が気軽に利用できる図書館の拡充、地域の歴史文化を保存・伝承する学習施設の充実等により自由に学習できる場を充実させる。また伝統的文化を地域の財産として後世に伝えていくとともに、新しい都市的文化を広めることに努め、住民が幅広い文化に触れる環境をつくることで、住民の夢実現を応援するまちを実現する。

#### 歴史的資源の再生と活用

掛川城、横須賀城跡、高天神城跡、城下町や宿場町の面影を残す街並みなどは、新市の貴重な歴史的資源であり、統一的な考えの下に保全、再生、活用を図り、地域の歴史を後世に伝えていく。

## (4) 「活発な産業活動が生まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る」

### 地産地消のまちづくり

遠州灘の海岸線を中心として砂地農業が生まれ、高品質な野菜や果物が生産されている。平地では良質の米が栽培されるとともに、丘陵地では日本有数の生産量を誇る茶が栽培されている。安全で美味しい地場農産物の地域消費を促し、地産地消のまちづくりを進めていく。

### 次世代型農業の実現

経営組織の強化、生産体制の効率化、流通経路の開拓等を促し、競争力ある農業に向けて法人化や企業経営の手法を取り入れた合理的な農業経営の実現を図る。さらに、新規就農者に対する支援拡充を通じて担い手の確保及び育成を行う。

### 地域商業の活性化

便利で快適な暮らし、まちの活気、住民の交流等にとって地域商業はなくてはならないものであり、新市の各地域の商店街の活性化を図る。

### 雇用機会の確保に向けた企業誘致と支援拡充

有力企業の集積実績、交通利便性の向上等を生かして、企業誘致活動を積極的に展開するとともに、地場企業、立地企業さらに起業家に対する支援を拡充し、地域産業の活性化を図り、住民に多様な雇用機会を提供する。また、工業用水の水利確保について研究を進める。

### 観光の振興

歴史的資源、風景や温泉等の自然環境の活用や、農業や民間集客施設との連携を通じて、来訪者にとって魅力あるまちづくりを進め、交流人口を増やして地域経済を活性化していく。

### 高次都市機能の充実

新市の高次都市機能の充実を目指し、緑茶、種苗、予防医学等の地域資源に関する研究開発機能、既設有力企業の研究開発機能の誘致を行う。

### 都市型サービス業の集積促進

市街地再開発ビルを核としながら、新たなサービス業の進出を促す仕組みを整え、住民の暮らしや事業活動をサポートする多様な都市型サービス業の集積を図る。

## ( 5 ) 「南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る」

### 海山連携道路の実現

渋滞を解消するとともに1市2町間を15分程度で結ぶ道路の早期実現を目指し、南北間の円滑な生活・産業交通を実現する。さらに抜本的な解決策として、国道150号から第二東名高速道路に至る海山連携道路を計画し、新市の背骨となる南北軸を創出する。

### 南北軸と東西軸の連携

南北幹線道路と東西幹線道路及び東海道新幹線等の連携がもたらす、関東中京関西圏へ時間短縮効果や交通結節点としての特性を活かし、人、物、情報の活発な交流を促して、地域全体の活性化を実現する。

### 生活道路網の充実

南北幹線道路とともに、そこから各集落に至る生活道路を充実させ、全市的に利便性の高いまちを実現する。

### 地域特性に応じた交通システムの導入

人口密度や地域コミュニティの熟度に応じて、利便性と経済性を備えた新公共交通システムの導入を図り、交通弱者の通学、買物、通院等の利便性向上を図る。

### 中心市街地の活性化

集客の核となる商業機能や文化余暇機能、憩いの場や子供たちの遊び場となる身近な公園を充実させて、中心市街地への居住促進を図り、人が集まり賑わいある中心的市街地を実現する。

### 中心的な憩いの場（中央公園）の提供

全住民のレクリエーション活動の拠点となり、住民相互の交流の場となり、住民の健康づくりにも役立つ、新市の中心的な憩いの場を創出する。

### 防災拠点の確保・防災機能の強化

防災拠点の充実、避難路の確保、公共施設の耐震性の向上などによって、災害に強い安全なまちを実現する。

## ( 6 ) 「住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る」

### 住民参加システムの構築

地域のことは地域で考え、地域で行動を起こしていくことができるよう、住民が自ら積極的にまちづくりに参加する仕組みを整え、自立の気風に満ちたまちを実現する。

### 男女共同参画の推進

性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会を目指し、男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革を行う。男女が共に活躍できる環境の実現に努め、市民の個性がより活かされる新市を実現する。

### 均衡ある発展に向けた役割分担

異なる個性を備えた地域が相互に尊重し合い、地域ごとに特徴ある役割を担うことによって、全市域が均衡ある発展を実現していく。

### 新たな情報媒体による地域情報発信

コミュニティーFMといった新たな情報媒体の導入を検討し、日常生活に密着した地域情報を全住民に効果的に伝達する仕組みを整えるとともに、魅力ある情報発信ができる人材の育成を図り、地域情報の共有化によって新市の一体感を早期に実現する。

### 報徳の精神に基づいた地域活動の促進

報徳の精神が根付いている地域特性を踏まえ、地域活動に対する支援を拡充し、新たなボランティア活動、NPO活動などの地域活動が次々と生まれてくる自立の気風に満ちたまちを実現する。

### 国内・国際交流、国際化の推進

若者の国際感覚の醸成、地場企業の国際化を促すため、在住外国人との交流や国際姉妹都市との交流を推進し、国際的に活躍できる人材を養成する。さらに住民に多様な活躍の機会を提供するため、住民や地域の団体が育んできた地域間交流を応援し、市民の交流活動を活かしたまちづくりを実現する。

## (7) 「行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る」

### 電子自治体の実現

自宅や身近な公共施設からの申請手続きや行政情報の入手、離れた公共施設で開催される講習会を自宅や身近な公共施設で受講できるように、インターネットや情報通信機器を活用した電子自治体の実現を図る。

### 効率的な行政組織の実現

合併を契機とした行政組織の見直し、住民や企業の活用を進め、行き届いた良質な行政サービス提供と効率化が両立した行政組織を実現する。企業、NPO、ボランティアと行政との適切な役割分担を検討して、スリムで効率的な行政組織を実現する。

### 政策立案能力に優れた人材の育成

企画部門の充実、職員の育成を強化し、地方分権時代にふさわしい政策立案能力の高い組織を目指していく。行政ニーズの多様化や高度化に対して的確に対応できる専門的な知識を有する職員を育成する。

### 広域行政による効率化の実現

新市の周辺自治体との連携によって機能補完や業務効率化等が実現できる場合は、積極的に広域行政に取り組み、周辺自治体と協力して行政サービスの向上、コストダウンを目指していく。

### 成果を重視した新たな仕組みの創設

行政評価システム、公共事業コスト削減指針、PFI事業ガイドライン等、行政を効率的かつ効果的に進める新しい仕組みを検討し、住民や地域への貢献の視点に立った行政サービスを実現する。

### 戦略的な都市経営と健全な財政運営

バランスシートの作成、外部監査制度、成果主義に基づく人事評価制度等の導入を検討し、経営的視点を一段と充実させて、新市の効率的な運営、財政的な健全性を維持していく。

### 市民の声を大切にすまちづくり

地域の声を積極的にまちづくりに活かしていくことができるように、地域の声をくみ上げる新たな仕組みを整える。

# 5 新都市ビジョン体系図

～新市の将来像、まちづくりの考え方  
基本目標、主要施策～

将来像(案)  
海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち

「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」の意味  
「海」とは遠州灘であり、「山」とは新市北部の山間地を意味している。この「海」と「山」は、新市が多彩な地域資源に恵まれていることを象徴するものであり、豊かさを備えたふるさとであることを示している。そして「街道」とは、新市を東西に横断する広域交通体系を意味し、我が国の「人」「物」「情報」の動脈を抱えていることを示している。この「海」と「山」が融合し、さらに「街道」と連携することによって、新市全体はさらなる発展の可能性が広がり、住民の「夢」を実現し、「未来」を創造していくまちに変わること示している。

海山連携のまちづくり	南北軸の創出、東西軸との連携によって便利になる、豊かになる、一つになる 南北幹線道路を中心とする南北軸を創出し、遠州灘から掛川北部山系に至る円滑な往来を実現する。この南北軸と東西軸を連携させることによって、新市全体の生活利便性を高めていく。新市の広域的な交通条件がさらに向上することを活かして、人、もの、情報の交流を活性化させ、優れた人材、勢いある産業が集積する豊かなまちとしていく。そして南北軸が新市の背骨となって地域相互の一体性を強めるとともに、住民の気持ちも一つにしていく。
健康長寿のまちづくり	都市と田園の良さを充実させ、元気になる、楽しくなる、安心できる 都市の利便性を一段と向上させ、田園の快適性をさらに充実させるとともに、1市2町が築き育ててきた公共施設、人材を結ぶネットワークを形成し、更なる有効活用を図り、豊かさが実感できるまちとしていく。新市には遠州灘、小笠山をはじめとする地域資源があり、それらの持つ魅力を引き出し、楽しさあふれる生活を提供していく。さらに新市の医療、福祉分野の機能充実や連携を進めると同時に、生活環境の向上に力を入れて、住民が心から安心できる暮らしを実現していく。
生涯学習のまちづくり	住民参加と協働、報徳精神によって優しくなる、手をつなぐ、未来を拓く 住民が新市のまちづくりに積極的に参加し、住民、企業、行政が相互に協力することによって、地域で福祉や教育を支え、地域で環境を守る優しいまちを実現していく。異なる風土を育んできた地域間の連携や、住民と行政のパートナーシップの確立を積極的に進め、効率的な地域運営を目指すとともに、視野の広い次代を担う人材の育成、住民活動を支援し、住民が主役となって、新市の未来を拓いていくまちを実現する。

<p><b>健康・福祉・医療系</b></p> <p>住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る</p> <p>保健、医療、福祉をさらに充実させ、高齢者、障害者、子育てしている人をはじめとして、すべての住民が安心して暮らすことができるまち、優しさにあふれたまちを実現する。新市の保健、医療、福祉機関が相互に連携し、健康予防医学や介護体制等を充実させ、住民の健康を守り、長寿につながるまちを実現する。</p>	<p><b>自然・環境系</b></p> <p>美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る</p> <p>新市には山間地、丘陵地、平地、海岸、河川があり、自然環境は多様性に富んでいる。貴重な動植物が息する自然環境を保全し後世に残すとともに、茶畑や砂浜海岸に代表される新市の個性的な風景を活かし、人々が訪れ、住みたくなるまちを実現する。さらに、生活排水や廃棄物の処理・再生を進め清流を取り戻し、美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを目指す。</p>	<p><b>教育・文化系</b></p> <p>子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る</p> <p>子供の健全な成長と学習を促し、住民の夢実現を応援するまちを創出するとともに、新市の歴史的資源や田園環境から育まれた伝統的文化と、先進的な都市型文化とが共生したまちを目指す。そして、地域に根付く報徳の精神に基づき、生涯学習先鞭の地にふさわしい社会に貢献する人材を育てるまちを実現する。</p>	<p><b>経済・産業・観光系</b></p> <p>活発な産業活動が生まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る</p> <p>地域特性に応じて個性的で競争力ある農業が営まれているまち、商店が繁盛し地元企業が成長するまちを目指す。さらに、高次都市機能の充実、多様な都市型サービス業の集積を図り、雇用機会に恵まれ、知的創造が盛んに行われ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを実現する。</p>	<p><b>都市基盤系</b></p> <p>南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る</p> <p>南北軸を創出し、新市の南北方向の時間距離を縮め、新市に散在する公共施設、交通施設等へ短時間で到着できる便利なまちを実現するとともに、南北軸と東西軸とを連携させて、広域的な交通利便性の良さに磨きをかける。さらに、この南北軸を活用して、中心市街地を連絡する公共交通を充実させて交通弱者にも優しいまちを目指し、さらに中心市街地では都市機能を充実させて、賑わいのあるまちを実現する。</p>	<p><b>連携・協働・交流系</b></p> <p>住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る</p> <p>住民が主体的にまちづくりを考え、老若男女がともにまちづくりに参加して、自立の気風に満ちたまちを実現する。そして、異なる個性を備えた地域が相互に連携し、中心地域と周辺地域の隔てなく均衡ある発展を目指す。さらに、異なる立場の住民、企業、行政が相互に協力し、地域活動、地域間交流、国際交流を活発に行い、住民の意思と活力に支えられたコミュニティー活動や交流活動の盛んなまちを実現する。</p>	<p><b>行財政改革系</b></p> <p>行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る</p> <p>新市に散在する公共施設の有効活用、情報通信技術の導入、住民ニーズの高い部門への重点的な職員配置等によって、行き届いた行政サービスが提供できるまちを目指す。また、人材の有効活用や育成を通じて政策立案能力を高め、国県に対しても提言を行える自立した地方都市を目指す。その一方で、行政組織のスリム化や業務の効率化を進め、無駄を省いた新市運営を実現する。</p>
<p><b>主要施策</b></p> <p>健康づくり・予防医学の充実 先進的な保健医療機能の集積 在宅医療、在宅福祉の充実 高齢者福祉施設の充実 障害者支援の充実 ユニバーサルデザインに配慮した社会の実現 子育て環境、支援策の充実 スローライフによる健康増進</p>	<p><b>主要施策</b></p> <p>貴重な自然環境の保全 美しい景観の形成 安全で安定した上水の提供 生活排水対策の充実 資源循環型社会の実現 自然エネルギーの活用</p>	<p><b>主要施策</b></p> <p>子供たちの教育環境の充実 生涯学習の推進と地域を支える人材の育成 スポーツ環境の充実 学習・文化機能の充実 歴史的資源の再生と活用</p>	<p><b>主要施策</b></p> <p>地産地消のまちづくり 次世代型農業の実現 地域商業の活性化 雇用機会の確保に向けた企業誘致と支援拡充 観光の振興 高次都市機能の充実 都市型サービス業の集積促進</p>	<p><b>主要施策</b></p> <p>海山連携道路の実現 南北軸と東西軸の連携 生活道路網の充実 地域特性に応じた交通システムの導入 中心市街地の活性化 中心的な憩いの場(中央公園)の提供 防災拠点の確保・防災機能の強化</p>	<p><b>主要施策</b></p> <p>住民参加システムの構築 男女共同参画の推進 均衡ある発展に向けた役割分担 新たな情報媒体による地域情報発信 報徳の精神に基づいた地域活動の促進 国内・国際交流、国際化の推進</p>	<p><b>主要施策</b></p> <p>電子自治体の実現 効率的な行政組織の実現 政策立案能力に優れた人材の育成 広域行政による効率化の実現 成果を重視した新たな仕組みの創設 戦略的な都市経営と健全な財政運営 市民の声を大切にすまちづくり</p>

## 用語解説

### ア行

#### 【インターネット】

世界的規模のコンピューター通信網のことである。職場、家庭にも急速に普及し、情報化社会の実現に貢献している。

#### 【液晶ガラス】

パソコンやテレビに利用されている液晶画面のガラスのこと。

#### 【NPO】

ボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利団体のことである。利益追求ではなく、特定の社会的使命の実現を目的とした活動を行う団体である。

#### 【ADSLサービス】

一般の電話回線を利用した通信規格のこと。比較的安価で高速通信が可能となる。

### カ行

#### 【外部監査制度】

地方公共団体が、その組織に属さない外部監査人と契約を締結し、監査を受ける制度。平成9年の地方自治法の一部改正により導入された。

#### 【改良済延長】

道路の規格を定めた道路構造令の規定に適合するように改築された道路のことである。

#### 【行政評価システム】

行政の政策、施策、事務事業について、一定の基準、指標をもって評価すること。成果を分析し、政策の質的向上や市民サービスの向上を図ることができる。

#### 【協働】

同じ目的のために、協力してともに働くこと。地域社会における協働とは、住民、

団体、企業、行政が、今まで以上に協力関係を強め、まちづくり等を進めることである。

#### 【高次都市機能】

教育、医療、福祉、文化、芸術、商業、業務等の分野で、専門性の高いサービスを提供する機能。具体的な施設は、高等教育機関、高度医療機関、劇場、百貨店などである。

#### 【コミュニティFM】

市町村など限られた地域を対象に、地域に密着した情報提供を目的としたFM放送。

### サ行

#### 【推譲(すいじょう)】

二宮尊徳の唱えた教えの1つであり、勤労や分度で生まれたものを、将来のために残したり、社会のために利用し、皆が幸福になること。

#### 【スローライフ】

地元の食材と食文化を大事にする取組み「スローフード」の考え方に端を発する生活設計の考え方。自然尊重、本物志向で豊かな人生を目指す考え方。

#### 【製造品出荷額】

事業所が所有する原材料によって製造した製品の年間出荷額のこと。

### タ行

#### 【対事業所サービス業】

一般消費者を対象とした対個人サービス業に対して、企業活動において必要なサービスを提供するサービス業。

#### 【对生活サービス業】

衣食住をはじめとした日常生活に関わり、家庭や個人を対象としたサービス業。

【田園機能】

農村や田園地域の備える自然的機能のことであり、食料生産、環境保全、景観などの機能を総合的に表現したもの。

【電子自治体】

インターネット等の情報通信技術を活用し、住民や事業者に対してより便利で質の高いサービスを提供する自治体。

【都市型サービス業】

情報、娯楽、文化などに関わり、都市部において集積が見られるサービス業。

【都市計画道路】

都市計画法において定められた道路であり、人と車の流れを円滑にし、都市の健全な発展と機能的な都市活動が促進される。

ナ行

【農業集落排水施設】

農村の生活環境の快適性向上を目的とした、生活排水処理施設のことである。

【農業粗生産額】

稲作、野菜栽培、畜産などの農業生産によって得られた農畜産物と、その農畜産物を原料として作られた加工農産物を販売して得られた1年間の利益額のこと。

ハ行

【パソコンネットワーク】

通信回線を利用してパソコンをつなぎ、情報のやり取りを行う通信網。

【バランスシート】

貸借対照表のこと。国や自治体の会計にバランスシートを導入して、過去からの財政運営の結果を把握する取り組みが進められている。

【パートナーシップ】

住民、企業、行政などが、それぞれの立場に応じた役割を分担し、友好的な協力関係を築くこと。

【PFI（ピーエフアイ）】

Private Finance Initiative（プライベートファイナンスイニシアチブ）の略で、民間の資金、経営能力を活用して公共事業を進め、効率的な公共サービス提供を行う事業手法である。

【ビジョン】

将来の見通し、未来像のことであり、新市のまちづくりの将来の見通しを意味している。

【分度（ぶんど）】

二宮尊徳の唱えた教えの1つであり、それぞれの個性や能力に応じて力量を発揮し、収入の範囲で支出を抑え、豊かさやゆとりを産み出していくこと。

ヤ行

【ユニバーサルデザイン】

高齢者や身体障害者だけでなく、誰もが使いやすいものにしようとするデザイン。

【予防医学】

科学的な健康管理を行って病気の要因を取り除き、積極的に病気の予防を行うこと。

ラ行

【ライフスタイル】

生活様式のことであり、近年個性に応じた生活様式が選択され、多様化が進んでいる。

# 新市名称候補選定小委員会

## 第2回委員会提出資料

1	新市名称応募状況	1
2	新市名称応募作品一覧表（50音順）	2
3	新市名称応募数順一覧表	15
4	居住地別応募数順一覧表（上位10名称）	18
5	年代別応募数順一覧表（上位10名称）	19

## 1 新市名称応募状況

応募日	応募はがき	インターネット・Eメール	官製はがき	F A X	封書	計	累計
8月15日(金)		13	1	2		16	16
8月16日(土)						0	16
8月17日(日)		12				12	28
8月18日(月)	14	8	23			45	73
8月19日(火)	12	10	10	4		36	109
8月20日(水)	53	4	6	1		64	173
8月21日(木)	41	1	5	1		48	221
8月22日(金)	57	1	7			65	286
8月23日(土)		7				7	293
8月24日(日)		4		1		5	298
8月25日(月)	99	1	15			115	413
8月26日(火)	22	6	2			30	443
8月27日(水)	37	1				38	481
8月28日(木)	37	1				38	519
8月29日(金)	42	2	3			47	566
8月30日(土)		1				1	567
8月31日(日)		1		3		4	571
9月1日(月)	101	3	21			125	696
9月2日(火)	5	4	3	1		13	709
9月3日(水)	53	3	1	1		58	767
9月4日(木)	27	1		1		29	796
9月5日(金)	26	2	1			29	825
9月6日(土)		4				4	829
9月7日(日)		1				1	830
9月8日(月)	71	4	2			77	907
9月9日(火)	14	2	1			17	924
9月10日(水)	38	2	5	1		46	970
9月11日(木)	23	4	6			33	1,003
9月12日(金)	29	5	4			38	1,041
9月13日(土)		8		1		9	1,050
9月14日(日)		7				7	1,057
9月15日(月)		12				12	1,069
9月16日(火)	261	12	27	3		303	1,372
合計	1,062	147	143	20	0	1,372	
構成比	78%	11%	10%	1%	0%	100%	

## 2 新市名称応募作品一覧表（50音順）

	名称	フリガナ	応募数	主な応募理由
1	あい	アイ	1	・助け「あい」、話し「あい」、郷土「あい」、ゆずり「あい」、平和と愛を込めて。
2	愛川	アイカワ	1	・川は3市町が仲良く並んで愛を持って接していくという意味から。
3	葵	アオイ	1	・掛川城、高天神城、横須賀城に縁のある徳川家（家紋…葵）にちなんで。
4	あすなろ	アスナロ	1	・未来に希望を持っている名称だから。
5	安住	アズミ	1	・「安心して住めるまち」という願いを込めて。
6	あっぱれ	アッパレ	1	・昔、殿様が褒め称える時に、「おお、あっぱれ」と言ったから。
7	あらた	アラタ	1	・3市町が合併し、あらたに頑張っていくという願いを込めて。ひらがなの方が柔らかい感じが出て良いから。
8	いきいき	イキイキ	1	・明るい未来を感じながら住んでいる人達が、いきいきと暮らしていけるまちづくりを目指すという気持ちを込めて。
9	一番	イチバン	1	・合併後の地形が、指で一番と指しているように見えるから。
10	海茶	ウチャ	1	・掛川茶と大東、大須賀地域と言えば海だから。
11	海のまち 山のまち 掛川	ウミノマチ ヤマ ノマチ カケガワ	1	・海の幸も山の幸も自然も豊かで、住み良いまちであり続けるように。
12	海山	ウミヤマ	1	・海も山もある緑豊かな市になるから。
13	栄城	エイジョウ	1	・今以上に栄える事を祈って。（3市町の城から） ・方言の「えいちょうし」より調子のいい町 栄城市。
14	ええとこ	エエトコ	1	・3市町とも本当にええとこだから。
15	エコパ	エコパ	3	・全国的に知名度が高いから。掛川市にエコパがあるから。 ・エコパは将来の市の中心であるから。
16	遠茶城	エサシロ	1	・大東、大須賀一面に広がる遠州灘、掛川・小笠地区特産の茶、日本の唯一の木造復元城掛川城から。
17	遠海	エンカイ	1	・遠州灘から。
18	遠州	エンシュウ	54	・全国的に知名度が高く、地理的にイメージできる。 ・馴染みも深く、親しみやすい。 ・歴史と将来の発展を願って。 ・将来の広域合併を考えて。 ・遠州を代表する市になってほしいから。 ・天気予報でも遠州が使われているから。 ・遠州灘へ向かって大きく発展していくように。 ・遠州灘のように広く大きなまちになるように。 ・3市町とも遠州の中心に位置しているから。 ・全国に通ずる深遠壮大な呼称である。 ・青い海と美しい砂浜を持つ遠州灘に面した市であるから。 ・3市町ともそれぞれに個性があり、大きく遠州でとらえた方が良い。 ・広大な遠州灘の荒波を乗り越え、大きく発展する街づくり。 ・遠州地方に位置する新市名にふさわしいから。 ・全国的にも「遠州」は書物、芝居等で広く親しまれている名称だから。
19	遠州大掛	エンシュウ オオガケ	1	・遠州と3市町の名称から。
20	遠州・掛川	エンシュウ カケガワ	1	・掛川市が3市町の中で一番中心だから。
21	遠州かけがわ	エンシュウ カケガワ	3	・遠州灘と掛川市の環境をイメージしてひらがなで。 ・遠州を代表する大きな市という意味と宿場町である掛川を残したいから。 ・南は遠州灘、北は緑の多い山々と新幹線、東名、JRと日本の中心でもある静岡県の主要道路等の通るまち、掛川に相応しい名前であってほしいから。

（注）第1次選定基準により、選定対象から外れるものは  で表示した。

## 新市名称応募作品一覧表（50音順）

	名称	フリガナ	応募数	主な応募理由
22	遠州掛川	エンシュウ カケガワ	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠州灘に面している2町と全国に知られている城下町掛川市を合わせて。</li> <li>・掛川の名称は知名度が高いので残したい。</li> <li>・掛川の名は全国的にも知名度が高いから。</li> <li>・大東、大須賀町ともに遠州灘に面しているから。</li> <li>・親しみやすい。</li> <li>・地形的に山や海とで南北に長くなり、近代的イメージではないが、茶産地のアピールを加美し、緑豊かなまちを前面に出した方が良い。</li> <li>・静岡市と浜松市の間にある中心都市として栄えるように。</li> <li>・昔から遠州という呼称があり、住民に親しまれていたから。</li> <li>・3市町更なる発展を目指す意味を込めて。</li> <li>・遠州の中核をなす、NEW掛川市への期待・希望を込めて。</li> <li>・掛川音頭の「遠州掛川よ」から。</li> </ul>
23	遠州栄	エンシュウ サカエ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠州地方が栄えて有名になるように。</li> </ul>
24	遠州三城	エンシュウ サンジョウ	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町は、戦国時代それぞれ城を有していたので三城とし、地域を特定するため遠州をつけた。</li> </ul>
25	遠州・城下町	エンシュウ ジョウカマチ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大須賀、掛川は城下町の風情が残っているので。</li> </ul>
26	遠州遠江	エンシュウ トオトウミ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町全部が含まれており、県西部地区は遠州と呼ばれているので。</li> </ul>
27	遠州報徳	エンシュウ ホウトク	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小笠郡は日本で最も報徳を生活の信条としており、素晴らしい人材を多く育て上げてきた。報徳の教えの必要性を思い。</li> </ul>
28	遠州三城	エンシュウ ミツシロ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠州灘と掛川城、横須賀城、高天神城の3つの城から。</li> </ul>
29	遠州南	エンシュウ ミナミ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天気予報で、この辺を遠州南と言うから。</li> <li>・わかりやすく、すぐ覚えれると思うから。</li> </ul>
30	遠州笠山	エンシュウ リュウザン	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小笠山を中心とした緑あふれるまちとして、発展してほしいから。</li> </ul>
31	中央	オウキョウ	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京と京都の中央に位置し、スローライフを協調したまちの雰囲気を感じ上げる意味から。</li> <li>・東京と中京の中心であり、城下町としての名にふさわしい。</li> <li>・京は京都ではなく、国の都という意味。中央は国の中心の意味。これから発展し、国の中心となるように。</li> </ul>
32	王京	オウキョウ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の中心となり発展する市という意味から。</li> </ul>
33	遠海	オウミ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町は遠州の遠と太平洋の海があり、最もふさわしい名称だから。</li> </ul>
34	遠江城下町	オウミ ジョウカマチ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町ともに戦国時代の城と関係があるから。</li> </ul>
35	おおかけ	オオカケ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大東、大須賀の「大」、掛川の「掛」から。</li> <li>・新市の発展を願い表記は、ひらがなにした。</li> </ul>
36	大掛	オオカケ	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大東、大須賀の「大」、掛川の「掛」から。</li> <li>・3市町が大きな虹を掛け、明るく住み良い市になるように。</li> <li>・現在の地名が消えてしまうのは寂しいから。</li> <li>・大きく発展して欲しいという願いを込めて。</li> <li>・3市町にとって公平で、発展性を感じる響きだから。</li> <li>・未来に向かって大きな架（掛）橋となれるまちづくりを願って。</li> <li>・語呂が良くて呼びやすいから。</li> </ul>

（注）第1次選定基準により、選定対象から外れるものは  で表示した。

新市名称応募作品一覧表（50音順）

	名称	フリガナ	応募数	主な応募理由
37	大掛	オオガケ	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の市や町の名前の字を残したいから。</li> <li>・掛川の「掛」と大東、大須賀の「大」から。</li> <li>・発音の良さと羽ばたくような感じがとても良いから。</li> <li>・未来への大きな橋がこの新市から掛けられることを願って。</li> <li>・子供達がこの地を起点に将来に向かって大きな夢の掛け橋を何本も掛けられるような市（ふる里）になってほしいから。</li> <li>・世界に目を向け、大きく羽ばたき前進してほしいから。</li> </ul>
38	おお掛川	オオカケガワ	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大須賀、大東の「大」をとって、「おお」と「掛川市」を合わせた。</li> </ul>
39	大掛川	オオカケガワ	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大東、大須賀の「大」をとって、更に大きな市になるよう願って。</li> <li>・飛躍のイメージから。</li> <li>・従来の名称への愛着から、それぞれの名称の文字を使用したい。</li> <li>・「大」を入れることにより、大東、大須賀の方にも納得してもらえるのではと思うから。</li> <li>・わかりやすく、しかも合併により更なる発展を願って。</li> <li>・掛川の地名は全国的に高くなっているから、無くさない方が良い。</li> <li>・大東、大須賀の地名も一部に取り入れて、共通の「大」を入れた。</li> <li>・新しい市の大いなる発展・飛躍することを願って。</li> </ul>
40	大掛町	オオガケチョウ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大須賀、大東の「大」と掛川の「掛」から。</li> </ul>
41	大川	オオカワ	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大東、大須賀の「大」と掛川の「川」から。（川は徳川の由来もある）</li> <li>・3市町の今までの名称も残したいし、わかりやすいから。</li> <li>・大きな川が流れているから。</li> </ul>
42	大城	オオジョウ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町の歴史を重んじ大東、大須賀の「大」と掛川城の「城」から。</li> </ul>
43	大城	オオシロ	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大東、大須賀「大」と掛川市のシンボルでもある「城」から。</li> </ul>
44	大城栄	オオシロ サカエ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城下町掛川の「城」と大東、大須賀の「大」合わせ、益々栄える様に。</li> </ul>
45	大須賀	オオスカ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大東町、大須賀町の「大」、掛川市の「市」をとって。</li> </ul>
46	大空	オオゾラ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北に原泉の山、粟ヶ岳、小笠山があり、原野谷川、倉真川の流れは白砂青松の遠州灘に注いでいる美しい歴史の土地であり、その夢を星につなげたいという思いから。</li> </ul>
47	おがさ	オガサ	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千古動かずそびえ立つ小笠山から。</li> <li>・ひらがなにした方が、誰にでも親しみやすく漢字よりやわらかい感じがして、希望が持てる感じがするから。</li> </ul>
48	小笠	オガサ	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三市町の中央にある小笠山から。（小笠山市では長すぎるため）</li> <li>・小笠山をどう活用していくかが新市のキーになると思うから。</li> <li>・3市町が有する共通の自然、小笠山から。</li> <li>・ワールドカップでエコパが有名になったから。</li> <li>・東名高速道路でも小笠山パーキングの名が全国へ浸透しているから。</li> <li>・将来また昔の小笠郡の町が仲間となることを願って。</li> <li>・小笠山を中心としたスポーツや文化を前面に出した市にしたいから。</li> <li>・小笠郡の中心であった掛川に小笠の名前を残したいから。</li> <li>・小笠山を中心とした3市町が共に発展する地形にある小笠山の名称から。</li> <li>・小笠は昔から親しまれた地名だから。</li> <li>・小笠山を中心に2市6町の広域合併後も見据えて。</li> <li>・小笠山を中心とした都市づくりを願って。</li> </ul>
49	小笠掛川	オガサカケガワ	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小笠郡のイメージと中心地掛川市の合併にちなんで。</li> <li>・近い将来、菊川、小笠も含んだ1市4町合併を目指して。</li> <li>・3市町に共通する小笠山とその中心都市の掛川を組合せから。</li> </ul>

## 新市名称応募作品一覧表（50音順）

	名称	フリガナ	応募数	主な応募理由
50	小笠三城	オガサ サンジョウ	1	・3市町の3つの城から「三城」、頭に小笠と付けた方が、より格調高くなると思うから。
51	小笠山麓学遊	オガササンロク ガクユウ	1	・3市町の共有財産である小笠山の山麓に共に集う生涯学習の都市という意味から。
52	小笠山	オガサヤマ	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町のほぼ中心部にあり、自然豊かで、決して無くすことは出来ない大切な山だから。</li> <li>・緑豊かな小笠山に接し、自然の宝庫に恵まれているから。</li> <li>・3市町の中心に小笠山があり、21世紀の新市を象徴する自然の宝庫だから。</li> <li>・3市町にまたがる小笠山を新市の名称とすることにより、住民意識の一体感が生まれ、新市のアピールにもなると思うから。</li> <li>・小笠山は、3市町の象徴であり、全国的にも有名だから。</li> <li>・長閑で、雄大な響きがあると思うから。</li> <li>・小笠山を有名にすれば新市の知名度も上がり、観光客も増えるから。</li> <li>・馴染みやすく、親しみがもてるから。</li> <li>・将来、より広域になっても通用するから。</li> <li>・今後の広域合併をにらんで。</li> <li>・将来、大きく発展する市を期待して。</li> </ul>
53	小笠山憩いの森	オガサヤマ イコイノモリ	1	・自然の宝庫であり、遠い戦国時代の歴史を今も物語っている古戦場を有する安らぎを与えてくれる地域として。
54	小笠山東	オガサヤマ ヒガシ	1	・小笠山を3市町ともに背にしており、小笠山を囲み東西南北に人々が生活している内のほぼ東半分にあたるから。
55	丘田	オカダ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小高い丘と田で形成されている地形であるから。</li> <li>・大須賀の「お」、掛川の「か」、大東の「だ」から。</li> <li>・掛川市を中心に2つの町と手を取り合い協力し合う語呂合わせとした。</li> </ul>
56	大掛東	オカダ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大須賀の「大」、掛川の「掛」、大東の「東」から。</li> <li>・3市町がまとまっている感じでいいと思ったから。</li> </ul>
57	おだか	オダカ	1	・大須賀の「お」、大東の「だ」、掛川の「か」から。
58	おだかわ	オダガワ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大須賀の「お」、大東の「だ」、掛川の「がわ」から。</li> <li>・穏やかな明るい未来に向かっていこうという気持ちを込めて。</li> </ul>
59	快晴	カイセイ	1	・観光客などが来たとき、晴れた方がまた来たいと思うため。
60	掛大	カオオ	1	・3市町それぞれの個性を伸ばしつつ、鍵を掛けるようにガッチリと組み合わせる意味から。
61	学習	ガクシュウ	1	・生涯学習の先駆者として、全国へアピールし、新市になって更に全市民が生涯学習を肝に銘じて取り組んでいけたら良いと思う。
62	掛海	カケウミ	1	・川しかなかったけど、今度は海があるから。
63	掛賀城	カケガジョウ	1	・掛川、大東（城東）、大須賀ともに城下町で共通しているので。
64	KAKEGAWA	カケガワ	1	・ローマ字の市名は無いので。新しいという意味も込めて。
65	かけがわ	カケガワ	55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛川の名前を残し、柔らかいイメージにしたいから。</li> <li>・市の名称は今までと変わらないので、以前の印象もそのまま残るから。</li> <li>・親しみやすく、わかりやすいし、地理的にもイメージができる。</li> <li>・新幹線、東海道、東名高速道路、掛川城など全国的に知名度が高いから。</li> <li>・掛川は東海道五十三次の宿場で伝統があるため、「カケガワ」という「音と響き」は残したい。</li> <li>・ひらがななら誰（子供）でもわかるし、シンプルで良いと思うから。</li> <li>・歴史的に有名な掛川の名は残したいから。</li> <li>・「掛川」の名称は、新市をアピールするためにも必要。</li> <li>・老若男女が親しみを感じられるひらがなで。</li> <li>・全国に広く知られている掛川の名前は残したいから。</li> <li>・掛川市が中心となって、発展して欲しいという願いを込めて。</li> </ul>

（注）第1次選定基準により、選定対象から外れるものは  で表示した。

新市名称応募作品一覧表（50音順）

	名称	フリガナ	応募数	主な応募理由
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛川の名前は外せないけど、変化がほしいから。</li> <li>・馴染みがあり、呼びやすいため。</li> <li>・新幹線の止まる自然の美しい（田園風景）掛川をアピールする為。</li> <li>・子どもでも読めるし、掛川が3つの中で一番有名だと思うから。</li> <li>・掛川城は、今後も新市民のシンボリック建築物だから「かけがわ」の名を使ってほしい。</li> </ul>
66	カケガワ	カケガワ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛川の名前は親しまれているし、未来に向けて。</li> </ul>
67	かけ川	カケガワ	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町を流れる川にたとえて、丈夫で健全な架け橋でつないでほしいという願いから。</li> <li>・掛川城、新幹線掛川駅など残したい名称であるから。</li> <li>・ひらがなを使うことで、親しみやすい印象が高まると思うから。</li> <li>・合併を期に漢字の掛をひらがなに。読みやすく分かりやすくやさしい感じになるから。</li> <li>・「掛川」の名称が全国的にも知られているが、「掛」の文字をソフトなイメージにして。</li> </ul>
68	掛ヶ和	カケガワ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スローライフ掛川、城下町（和風の和、調和の和）合併による和、平和を願う和。3市町を掛けて和らぎの和という意味から。</li> </ul>
69	掛河	カケガワ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町を流れる川は、重要な水源であり、合併が可になるという「河」を使用した掛河市としたい。</li> </ul>
70	掛賀和	カケガワ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛川の「掛」、大須賀の「賀」、大東の「和」（大が含まれている）から。</li> </ul>
71	掛川	カケガワ	558	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛川城、新幹線掛川駅、JR掛川駅、IC、掛川茶と全国的に知名度が高いから。</li> <li>・昔から馴染んだ地名であり、愛着があるから。</li> <li>・掛川という名は歴史上からも名高い名称であり、誇りを持てるから。</li> <li>・由緒ある「掛川」の名前は合併後も残しておきたい地名だから。</li> <li>・文字的にも響きが良く、書きやすいから。</li> <li>・掛川は城下町として昔からその名は全国的にも知られている。大東も大須賀もその一部にあるのだから、敢えて合併したからといって、名称を変える必要はないと思うから。</li> <li>・旧東海道五十三次のほぼ中央に位置し、掛川宿、掛川城などの名前でも全国的にも知名度が高い。</li> <li>・漫画の「シュート」で掛川という名前は全国区だから。</li> <li>・大須賀町、大東町の名称が無くなるのは寂しいが、歴史ある掛川の名を残すのが自然であるから。</li> <li>・聞き慣れているし、一番覚えやすいから。</li> <li>・誰が聞いてもわかりやすい。東海道の宿場として有名。</li> <li>・地理的にわかりやすい。</li> <li>・日本初の生涯学習都市であるから。</li> <li>・抽象的な名称とすることは大きなマイナスと考える。</li> <li>・新しい名称にするとかえって混乱を生じるから。</li> <li>・掛川市で生まれ育ったため、掛川市の名を消してほしくない。</li> <li>・歴史ある地名を尊重した方が良い。</li> <li>・古くから伝わる歴史を後世の人間が安易に変えてはいけぬ。</li> <li>・合併時のコストが一番かからないから。</li> <li>・掛川城、掛川藩等、歴史的に由緒ある名前であり、新市の名称として将来に伝えていくべき。</li> <li>・新しい名称に変わると知名度が無くなってしまい、全国的に認知してもらうには、大きな労力と時間がかかるから。</li> </ul>

## 新市名称応募作品一覧表（50音順）

	名称	フリガナ	応募数	主な応募理由
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習都市宣言を全国に先駆け実施して、全国的にも注目され、認められているから。</li> <li>・一時的な流行に左右された「ひらがな」や「カタカナ」の市名はつけるべきではないと思うから。</li> <li>・静岡、清水の合併のように新市名に拘る必要はないと思うから。</li> <li>・昔からこの地方の政治、経済、産業の中心であり、これからも永久に中心であり続けると思うから。</li> <li>・遠州、東海地方で唯一の寄ってみたい市にしてほしい。</li> </ul>
72	懸河	カケガワ	2	・あえて、昔の表記である「懸河」を使用し、新たな発展を期待する。
73	懸川	カケガワ	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的に地名を残したいから。</li> <li>・3市町の住民の多くが共有できる名称は「かけがわ」だと思うから。</li> </ul>
74	掛川大須	カケガワオオス	1	・住んでいる町（市）の名前が無くなるのはとても残念なので、一字ずつ入れた。
75	掛川小笠山	カケガワ オガサヤマ	1	・東海道五十三次の宿場でもあり、新幹線が止まる掛川は残し、3市町の共通の自然である小笠山を後に付けた。
76	掛川三城	カケガワ サンジョウ	1	・3市町の城（掛川城、高天神城、横須賀城）を合わせて。
77	掛川汐見	カケガワシオミ	1	・城下町掛川から太平洋を望む歴史と海の街という意味から。
78	掛川城	カケガワジョウ	2	・掛川で一番美しい建物だから。
79	掛川城下	カケガワ ジョウカ	1	・掛川城より遠州灘にかけて広がる市になるから、掛川城下と総称して言うのが良い。
80	掛川新	カケガワシン	2	・掛川市を中心に新しい市、住み良い市にしたいから。
81	掛川大	カケガワタイ	1	・掛川と大東、大須賀町の「大」をとって。
82	掛川大	カケガワダイ	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来、大きな掛川になる事を記念して。</li> <li>・掛川に大東、大須賀の2つの「大」を合わせて。</li> </ul>
83	掛川大都	カケガワダイト	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町が大きく羽ばたいてほしいと思って。</li> <li>・経済、文化的に環境に関する中心都市に改良していくために。</li> </ul>
84	掛川大東	カケガワ ダイトウ	1	・3市町すべて網羅している名前だから。
85	掛城	カケジョウ	1	・掛川にお城が出来て、親しまれているから。
86	掛城	カケシロ	1	・掛川市の頭文字と3市町には城（城跡）があり、共通するところから。
87	掛須城	カケスジョウ	1	・掛川の「掛」と大須賀の「須」、城東の「城」から。お城もあるので。
88	掛須東	カケストウ	1	・3町合わせた意味。
89	掛静	カケセイ	1	・掛川が静岡の様に発展する様に（中心）になるように。
90	掛大	カケタイ	1	・大東、大須賀の「大」、大の字は大きい、広いなど大を表す。それと掛川の「掛」を合わせて。
91	掛大	カケダイ	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町の頭文字から。</li> <li>・市が大きく発展していくように。</li> </ul>
92	掛大須	カケダイス	1	・いつの時代になっても3市町の名称があったことを忘れないように。
93	掛大須賀	カケダイスカ	1	・3市町の名称を合わせて。
94	掛東	カケトウ	1	・高校等の名が残るから。
95	掛東園	カケトウエン	1	・掛川と大東を合わせた名称で語呂がいいから。
96	掛東賀	カケトウガ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛川の「掛」、大東の「東」、大須賀の「賀」をとって。</li> <li>・名前を1字残して伝統を守ろうという気持ちから。</li> </ul>
97	掛東須川	カケトウスガワ	1	・掛川の「掛」、大東の「東」、大須賀の「須」をとって。
98	掛と大	カケトダイ	1	・3市町が協力して明るい未来へ向かう願いを込めて。
99	掛南	カケナン	3	・掛川とその南という意味。あまり重厚な意味を持たせなくても良い。

（注）第1次選定基準により、選定対象から外れるものは  で表示した。

## 新市名称応募作品一覧表（50音順）

	名称	フリガナ	応募数	主な応募理由
100	掛二大	カケニダイ	2	・観光客も増えることを見越して、頭には掛川の「掛」、大須賀、大東の2町の「大」を「二大」ととって。
101	かけはし	カケハシ	1	・掛川のかげを残したい気持ちと3市町が共に1つになり、幸せのかけはしになることができたらと思って。
102	掛橋	カケハシ	1	・掛川の「掛」を使い、3市町の掛け橋となる市になって欲しいから。
103	掛大	カケヒロ	2	・大東、大須賀の「大」を使い、掛川の「掛」を合わせて。 ・読みやすいから。
104	掛海	カケミ	1	・掛川と海に接している大東、大須賀が合併するから。
105	掛洋	カケヨウ	1	・掛川の「掛」と大東、大須賀は太平洋に接していることから「洋」を合わせて。3市町の民意を議会にかけよう。
106	掛笠	カケリュウ	1	・掛川の「掛」と大東、大須賀は小笠郡なので、「笠」を合わせて。
107	笠掛	カサカケ	4	・小笠郡の「笠」、掛川市の「掛」を合わせて。 ・親しんできた地名（小笠郡、掛川市）の一部を残した名称としたい。
108	一豊	カズトヨ	1	・3市町共に城（城跡）をもつ歴史ある地、山内一豊の名から。
109	掛大	カダイ	2	・掛川の「掛」、大東、大須賀の「大」から。
110	掛東賀	カトカ	2	・掛川の「掛」、大東の「東」、大須賀の「賀」から。 ・1字ずつ残すことによって、昔の名称が思い出されるから。
111	かなえ	カナエ	1	・かなえは食物を煮るのに使った金属製の三本脚の器である。 ・3市町の住民の意見を尊重し、三本脚で支えて民意にかなえるように。
112	からっかぜ	カラッカゼ	1	・この地域の気候の特徴から。
113	環香	カンコウ	1	・美しい環境で花の香りが漂ってくるかのような、そんなまちづくりを期待して。
114	ききょう	キキョウ	1	・掛川の市花だから。 ・秋の七草にも取り入れられ、初夏から秋まで咲きつづけるから。
115	桔梗	キキョウ	2	・市役所に飾られた桔梗の花がとても清々しく希望に満ちあふれていた感があったから。 ・花言葉の「変らぬ愛」ように、いつも花と愛のあふれる市になってほしいから。
116	桔梗が丘	キキョウガオカ	1	・花の名称から。
117	葛花	クヅカ	1	・掛川の名産、葛の花から。
118	懸笠	ケンリュウ	1	・掛川宿を「懸川宿」とする表記があることと小笠の「笠」と合わせて。 ・笠懸（かさがけ）という競技があり、目標めざした新市の発展に肖って。
119	交安	コウアン	1	・合併しても、安心して暮らせるような「市」になることを願って。
120	光輝	コウキ	1	・3市町が未来に向かって輝いていけるようにという想いから。
121	極楽	ゴクラク	1	・こんな楽しい名前があっても良いと思うから。 ・誰もが一度聞いただけで覚えてしまうから。
122	ここしか	ココシカ	1	・ここしかない市という意味。
123	琴	コト	1	・3市町共に城下町としての歴史があり、琴の音色が今にも聞こえてきそうな「やさしい歴史のある文化都市」を目指して。
124	これしか	コレシカ	1	・3市町それぞれのこれしかないという特色を出しながら発展していくよう期待を込めて。
125	栄川	サカエガワ	1	・経済、文化、行政、産業等のより一層の発展を願って。 ・日本の中心都市として栄えることを熱望して。
126	栄川	サカガワ	1	・川の流れのように綺麗で澄んだ栄える市になるようお願いを込めて。
127	盛城	サカキ	1	・掛川城、高天神城にちなみ、城下町として活気に満ちた市になるように。
128	櫻	サクラ	1	・日本の代表的なさくらから。
129	桜木	サクラギ	1	・国の代表的な花である桜は日本の象徴として有名で馴染みやすく、知名度を上げるには良いと思うから。
130	茶香	サコウ	1	・市名に「茶」の文字を入れたかったことと「さこう」という音に新しい市が花のように輝かしく、「咲こう」という意味をかけて。

## 新市名称応募作品一覧表（50音順）

	名称	フリガナ	応募数	主な応募理由
131	佐野	サノ	1	・小笠郡は以前は佐野郡とっていた歴史上の地名から。
132	さわやか	サワヤカ	1	・いつまでもさわやかな市であることを願って。
133	三合	サンアイ	1	・3市町が合併するから。
134	三位城	サンイジョウ	1	・3市町とも城に関係あるから。
135	さんごく	サンゴク	1	・3市町が合併し、新しい歴史が始まるから。
136	三城	サンジョウ	45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛川市に掛川城、大東町に高天神城、大須賀町に大須賀城。この三城を合わせて。</li> <li>・それぞれの自治体の象徴ともいえる城（城跡）の字を市名に入れることによって、一体感が生まれると思うから。</li> <li>・「高天神を征するものは…」と古来から言われた3つの城をシンボルとし、協力し合って活気に満ちた新市の発展を願って。</li> <li>・掛川城、高天神城、横須賀城、由緒ある城を持つ3市町の合併を祝して。</li> <li>・掛川城、松尾城（横須賀城）、高天神城、それぞれの地の歴史を大切に更に発展しますように。</li> <li>・3市町の合併を記念し、三城市とし、後世まで語り継がれるように。</li> <li>・歴史と文化を象徴する新市に最もふさわしいから。</li> <li>・3市町共に有名な城下町であり、今後更に結束し、発展することを願って。</li> </ul>
137	参城	サンジョウ	2	・掛川城、横須賀城、高天神城など歴史文化史跡等共通点があり、「参」は（加わる、かかわる）意味もあるので。
138	三城下	サンジョウカ	2	・3市町共に城下町だったので。
139	三城	サンシロ	4	・3市町にそれぞれ掛川城、高天神城、横須賀城あるから。
140	しあわせ	シアワセ	1	・みんながしあわせになるように。
141	紫央里	シオリ	1	・市の色を「紫」、静岡県の中央から「央」、良きふる里という意味から「里」をもらい、それを合わせて。
142	静岡中央	シズオカ チュウオウ	1	・静岡県のほぼ真ん中に位置しているから。
143	静岡南	シズナン	1	・静岡県の南に位置しているし、暖かさを感じる思いから。
144	城下	ジョウカ	1	・お城がある市町の合併であるため。
145	城掛	ジョウカ	1	・3市町の中心である掛川城から。
146	生涯都	ショウガイト	1	・掛川市は生涯学習都市宣言都市として知られており、それを前面に出して全国にアピールすれば、新市の方向付けもしやすくなると思うから。
147	城郭	ジョウカク	1	・歴史的にも名高い掛川城、高天神城、横須賀城があり、3つの城の存在価値は忘れることが出来ない。城の佇まいと同じように至る所の構えを見ても重厚で、しかも品格の溢れたまちになっていくことを願って。
148	城下集	ジョウカシュウ	1	・城があって、みんなが集まるから。
149	城下街	ジョウカマチ	1	・3市町には有名な城があり、城下「町」から城下「街」へ文化や人々も発展してほしいから。
150	城下町	ジョウカマチ	1	・昔の面影を忘れないように風情、趣のある名称がピッタリだと思うから。
151	城砦	ジョウサイ	1	・3市町に共通する「城（城跡）」があり、砦という意味を持つ「城砦」を新市の名称にしたいと思ったから。
152	城東	ジョウトウ	1	・お城の「城」と大東の「東」を合わせて。
153	城南	ジョウナン	1	・掛川城、横須賀城、そして高天神の南方大東町、各々の歴史と今後の文化の発展を願って。
154	城下	シロシタ	1	・掛川市には掛川城があって、大東、大須賀にも歴史的な建物があるから。
155	城元	シロモト	1	・3市町は城下町として栄えてきた歴史があり、城下町としての風情や環境を大切にしているから。
156	城山	シロヤマ	1	・山あり川あり、自然の緑に囲まれた豊かなふる里という意味から。
157	新遠州	シンエンシュウ	1	・遠州地方だから、頭に新をつけてみた。

（注）第1次選定基準により、選定対象から外れるものは  で表示した。

## 新市名称応募作品一覧表（50音順）

	名 称	フリガナ	応募数	主 な 応 募 理 由
158	新大川	シンオオカワ	1	・大東、大須賀の「大」、掛川の「川」を合わせて、3市町力を合わせ一から新たなスタートを切ってほしいという願いを込めて。
159	新小笠	シンオガサ	1	・小笠山を中心とした今後の発展を目指して。
160	新・掛川	シンカケガワ	1	・一番オーソドックスな名称だから。
161	新かけがわ	シンカケガワ	1	・新しくなるから「新」、「かけがわ」は、ひらがなの方がやわらかく親しみやすいから。
162	新掛川	シンカケガワ	41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知名度の高い掛川を残し、大東、大須賀町と力を合わせて、新しく生まれ変わるため。</li> <li>・新しく生まれ変わった掛川市を創ってほしいから。</li> <li>・大きく飛躍し、近未来都市新掛川に生まれ変わっていくことを祈念して。</li> <li>・歴史ある掛川の名は残してほしい。</li> <li>・3市町の中で一番大きい掛川市を代表として、他の2町と共に新しく出発する意味から。</li> <li>・3市町が新しい希望に向かって、他市に負けないように新掛川市として発展することを願って。</li> <li>・掛川の地名は全国的に認知されており、名称の変更はイメージ損である。平成の大合併により新たに誕生した新都市が生涯学習の源として益々発展することを期待して。</li> <li>・他の名称にしてしまうと場所かわらなくなるため。</li> <li>・新横浜のように響きが良く、綺麗な感じがするから。</li> <li>・希望いっぱいの掛川に相応しい名前だと思うから。</li> </ul>
163	新掛川城	シンカケガワ ジョウ	1	・新しい掛川市のイメージから。
164	新静岡	シンシズニシ	1	・静岡県西部の新しい都市として。
165	新城	シンジョウ	1	・新しくできる市、大きい掛川城がメインの市。
166	新駿河	シンスルガ	1	・駿河は温暖で良い所だし、響きも綺麗だから。
167	新生	シンセイ	1	・新しい生活に入ることから。
168	新静岡	シンセイ	1	・新しい静岡の市という意味から。
169	新星掛川	シンセイ カケガワ	1	・新しく生まれ変わって、発展する市という意味から。
170	榛葉	シンバ	1	・自分の名前が新市の名称になったら、格好いいから。
171	駿河	スルガ	1	・昔からの地名駿河から。
172	蒼海	ソウカイ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大須賀、大東一帯の太平洋の蒼海をイメージできるから。</li> <li>・蒼は、森・山・空・草木・川すべてをイメージできる安らぎの色である。</li> </ul>
173	大遠洲	ダイエンシュウ	1	・過去の名称は潔く捨てて、イメージも大きく。
174	大かけがわ	ダイカケガワ	1	・大東の「大」、かけがわはひらがなでやわらかい優しいイメージで。
175	大掛川	ダイカケガワ	36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大東、大須賀の「大」と掛川を合わせて。</li> <li>・掛川は古くから親しまれてきた名称だから残しておきたい。</li> <li>・大きく未来に向かって飛躍、発展する願いをこめて。</li> <li>・未来の大都市をイメージして。</li> <li>・2町に敬意を込めて先に「大」を入れた。</li> </ul>
176	大掛東	ダイカケトウ	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大須賀の「大」、掛川の「掛」、大東の「東」を合わせて。</li> <li>・掛川を中心に大須賀、大東が盛り上げてほしい。</li> </ul>
177	大川須	ダイカウス	1	・大東の「大」、掛川の「川」、大須賀の「須」を合わせて。
178	大成	タイセイ	1	・人、文化、歴史、自然環境、資源、産業等を集め、明るく住み良い新市の発展を望んで。
179	大東	ダイトウ	1	・神小生、幸福の扉が開かれる大東市に希望する。
180	大東城	ダイトウジョウ	1	・東海地区、大遠州の中核都市としてイメージも高く、静岡空港、第二東名が完成すれば、交通面は無論、観光、産業等、多大の発展が望める。
181	大二掛川	ダイニカケガワ	1	・大東、大須賀の大で「大二」と掛川を合わせて、新しく生まれ変わる。

## 新市名称応募作品一覧表（50音順）

	名称	フリガナ	応募数	主な応募理由
182	太陽	タイヨウ	1	・太陽のように明るい市であるように。
183	高天泉	タカテンイズミ	1	・高天神の「高天」と「泉」を合わせ、新市が豊かになることを願って。
184	高天神	タカテンジン	2	・新市の名称は歴史的に縁のあるものが良い。高天神市はもちろん古城高天神城に由来するが、一つ一つの文字を見ると「高い」「天」「神」と実に縁起の良い要素が入っている。この素晴らしい要素に肖って立派なまちづくりをするきっかけとしたい。
185	茶美	チャウツク	1	・茶畑の緑が美しいと感じられる地域で名産物が一目でわかるから。
186	茶香	チャコウ	1	・3市町は茶所だから。
187	茶城	チャシロ	1	・お茶の名産地であり、歴史的な城跡が複数あるから。
188	茶ちゃ	チャチャ	1	・見渡す限りのお茶畑やお茶の香りと味に心を奪われ、お茶をアピールしたいと思ったから。
189	茶都	チャット	1	・3市町は、茶の栽培が盛んで茶文化の振興にも熱心である。また、呼び名は「チャット」と響きがよく、人々が楽しく会話を交わす人間交流都市のイメージが湧くと思うから。
190	茶所	チャドコロ	1	・お茶所だから。
191	茶柱	チャバシラ	1	・全国有数の茶産地であるし、覚えやすくユニークで縁起が良いから。 ・茶柱が起つような幸運で明るい市民生活が出来ることを願って。
192	茶街	チャマチ	1	・大東の「茶」と掛川の「街」を合わせて。
193	茶緑	チャミドリ	1	・掛川や大東や大須賀といえば、お茶なので。
194	中遠	チュウエン	10	・3市町共に遠州地方の中程に位置し、昔から中遠と呼ばれているから。 ・スローライフを楽しむ地形が3市町には多くあり、文化のパロメーターであるお城もそれぞれある歴史文化の多い地だから。 ・遠州広しといえども、遠州の代表的市であるから。 ・日本の真ん中遠州の真ん中を統治する市を目指して。 ・旧遠州東の中央に位置し、3市町の旧名にも属さず公平だから。
195	中遠小笠	チュウエン オガサ	1	・小笠山を中心とした都市。
196	中遠掛川	チュウエン カケガワ	1	・中遠地区+掛川から。
197	中央緑	チュウオウ ミドリ	1	・日本のほぼ中心にあること。大東町（山の緑）掛川市（茶、山の緑）大須賀（大須賀海岸は海の色が緑）から。
198	中部	チュウブ	3	・中部地方の代表的都市として、発展していくことを願って。 ・東海地方に東海市があるように、中部地方に中部市があっても良い。
199	大掛川	デッカケガワ	1	・大東、大須賀の「大」と掛川を合わせ、大きな成長をするという思いを込めて。読み方は「デッカケガワ」。
200	天寿	テンジュ	1	・市民達が天寿を全う出来るような地域になれば良いと思うから。
201	天城	テンジョウ	1	・ライトアップしているお城が空（天）に浮いているように見えるから。
202	天大	テンダイ	1	・天の下に大きく発展する市。
203	東遠	トウエン	13	・文化、歴史、観光の中心地として、発展できる市になってほしいから。 ・東遠地域（1市7町）の中心となる地域であるから。 ・昔の遠江の国の一番東部に位置しているから。 ・遠州の東部に位置しているから。
204	東遠掛川	トウエン カケガワ	1	・浜松は西遠、袋井・磐田は中遠。そして、掛川は東遠だから。
205	東海	トウカイ	2	・東海道の中心であるため。 ・馴染みのある名称であり、新市を皆で守っていきたいという願いを込めて。
206	東賀川	トウカガワ	1	・大東の「東」、大須賀の「賀」、掛川の「掛」を合わせて。
207	東須川	トウスガワ	1	・大東の「東」、大須賀の「須」、掛川の「川」を合わせて。
208	遠江	トウトミ	1	・昔の静岡県の名から。

（注）第1次選定基準により、選定対象から外れるものは  で表示した。

## 新市名称応募作品一覧表（50音順）

	名称	フリガナ	応募数	主な応募理由
209	遠江	トウミ	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史があり、3市町が共通の連携をとれる名称であるから。</li> <li>・地域を代表する市になるように。</li> <li>・場所がイメージできるから。</li> </ul>
210	とおとうみ	トオトウミ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町は静岡県西部（遠江）にあるから。</li> <li>・県内に全てひらがなの自治体ができるように。</li> </ul>
211	遠江	トオトウミ	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国に知られている昔からの地名だから。</li> <li>・3市町を総称するには、昔から遠州地方の遠江の名を残したい。</li> <li>・遠江国と言われたこの地方に、新しく誕生する市だから。</li> <li>・この地方をつくった土台で更に発展する市を願って。</li> <li>・響きが良く、やさしい、懐かしい感じがする。</li> <li>・将来大きく合併する場合、更に相応しくなるのと想うので。</li> <li>・将来の特例市を展望して命名。</li> </ul>
212	遠江掛川	トオトウミ カケガワ	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠江にある三つの町・市がいつしょになるから。</li> <li>・昔と現在を調和し、良い市をお互いに創っていく意味から。</li> </ul>
213	処	トコロ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これしか処、茶処と何かにつけ、「らしさ」を表しているところから。</li> </ul>
214	東須川	トスガワ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大東（と）、大須賀（す）、掛川（がわ）から。</li> </ul>
215	豊大	トヨヒロ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山内一豊の「豊」、大東、大須賀の「大」とって豊かで大きく発展することを願って。</li> </ul>
216	中遠江	ナカトオトウミ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昔の日本旧国名遠江の中央部に位置し、山・川・海と風土に恵まれた地域の合併であり、将来の発展を期待して。</li> </ul>
217	なかよ	ナカヨ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんながニコニコして、仲の良いまちになるように。</li> </ul>
218	仲良	ナカヨ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲良しの市になることを願って。</li> </ul>
219	ならここ	ナラココ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平等だから。</li> </ul>
220	南遠	ナンエン	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠州の南に位置するので。</li> </ul>
221	南央	ナンオウ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太平洋を南に日本の中央に位置するから。</li> </ul>
222	西小笠	ニシオガサ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小笠山が市の中心となるし、小笠郡東部のことも考えて。</li> </ul>
223	虹掛	ニジカケ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町にまたがる夢の広がる虹の掛け橋となるように。</li> </ul>
224	西太平洋	ニシ タイハイヨウ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球儀を見ると太平洋の西に位置し、英語併記も「WEST PACIFIC OCEAN CITY」となる。国内、国際的にも認知されやすく、将来発展する3つの町にふさわしい。</li> </ul>
225	日本一	ニッポンイチ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡を代表する富士山のように、良いことは、全て日本一になるように。笑顔や親切でも日本一に。</li> </ul>
226	ニュー掛川	ニューカケガワ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の発展はやはり交通が中心となると思われるから。</li> </ul>
227	東エコパ	ヒガシエコパ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来、（仮称）西エコパ市（袋井、森、浅羽）との合併を願い、その合併後の名称はエコパ市とする。</li> </ul>
228	東遠州	ヒガシ エンシュウ	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的に知名度が高い遠州の東側に位置するから。</li> <li>・合併する3市町が全て含まれているから。</li> <li>・天気予報で「遠州」と言う言葉が使われ出しているから。</li> <li>・新市の位置がわかりやすいと思うから。</li> <li>・今後の更なる合併を考えて。</li> <li>・全国に遠州という名前をアピール出来るため。</li> <li>・遠州という地名は、まだ使われているので、馴染みやすい。</li> </ul>
229	東掛賀	ヒガシカケガ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大東の「東」、掛川の「掛」、大須賀の「賀」とって。</li> </ul>
230	東遠江	ヒガシ トオトウミ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の位置が特定されることにより、情報発信の面からもメリットは大きい。東遠地域が近い将来、大同団結して、西の浜松、東の静岡に負けない力をつけ、小笠山（エコパ）を中心に農住、観光都市として発展させたい。</li> </ul>
231	太陽	ヒカリ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽が光り輝く市。</li> </ul>
232	ひずる	ヒズル	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方言のひずるしい（まぶしい）から。</li> <li>・輝かしく明るく成長する市であるように願いを込めて。</li> </ul>
233	響掛川	ヒビキカケガワ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国に無い名称をとって。</li> </ul>

## 新市名称応募作品一覧表（50音順）

	名称	フリガナ	応募数	主な応募理由
234	平掛橋	ヒラカケバシ	1	・平和の掛け橋になるような、住民一人一人が優しい平和を願うまち。
235	大掛川	ヒロカケガワ	1	・大東、大須賀共に「大」が付き、これを「ヒロ」と読んで。
236	芙蓉	フヨウ	1	・新たな希望と潤いを与えてくれる芙蓉が、3市町の家庭に野に道端にやさしく咲き続けてほしいという思いから。
237	ふる里	フルサト	1	・言いやすいし、覚えやすいから。
238	ふれあい	フレアイ	1	・合併しても、元々は違う市や町だから、触れ合ってほしいという意味から。
239	平安	ヘイアン	1	・平和で安心して暮らせる街だから。
240	平成	ヘイセイ	1	・合併成就、新市成就、平和成就の強い願いを込めて。
241	平成掛川	ヘイセイ カケガワ	1	・平成時代の合併でできた新市だから。
242	豊栄	ホウエイ	1	・3市町が互いに助け合い、豊かに繁栄したまちになってほしいから。
243	報徳	ホウトク	6	・報徳の精神を後生に残すため。 ・報徳社の中心地として掛川、大東、大須賀地内に根付いているから。 ・次の時代を担う若者達にも「報徳」という言葉、精神を受け継ぎ、大切にしてもらいたいから。
244	前浜	マエハマ	1	・濁点が無く、読みやすいから。
245	三笠	ミカサ	1	・小笠山を通り抜けて常に、意志の疎通をはかり、住み良い街づくりをし、3市町が一つになって、大きく発展することを願って。
246	美笠	ミカサ	1	・3市町共に、小笠山と関わりがあり、三笠市とも思ったが、心も美しくな ってほしいという願いも込めて「美笠」とした。
247	三城	ミキ	2	・掛川城、高天神城、横須賀城があり、3つの城がある市という意味から。
248	三熊	ミクマ	1	・大須賀町の三熊神社伝統があつて、三熊神社大祭も伝統、文化、何と言っ ても県指定無形民俗文化財第1号になっているし、1300年以上経っているので。
249	美里	ミサト	1	・3市町にはたくさんの山、川、水田、海など資源や自然がたくさんあり、 これらを踏まえて美しい里「美里」が相応しい。
250	三静	ミシズ	1	・3市町の合併で三、静岡県の静をとって三静市。
251	三城	ミシロ	6	・3市町にそれぞれ掛川城、高天神城、横須賀城と歴史ある有名なお城があ るから。 ・掛川城、高天神城、横須賀城は戦国時代からの歴史があり、大切にしく てはならない史跡であるので、新市のシンボルとして三城市と名付けた。 ・掛川城、高天神城、横須賀城の代名詞的表現。
252	三大	ミツオ	1	・3つの市町が合併し、今よりももっと大きな3つの市町ができるように。
253	三城	ミツキ	1	・掛川、大東、大須賀には、由緒あるお城がそれぞれあります。郷土に誇り を持ち、手を取り合って未来を歩んでいきましょうという願いを込めて考 えました。
254	三ツ城	ミツシロ	3	・各3市町に有名な城（城跡）があるから。
255	三城	ミツシロ	3	・3市町にそれぞれ掛川城、高天神城、横須賀城と三ヶ所の城があるから。
256	みつは	ミツハ	1	・3市町が共に栄え、いつまでも緑豊かな市であるように。
257	みどり	ミドリ	4	・お茶のみどり、田園風景のみどり、心和むイメージから。 ・みどりの自然あふれる田園都市を目指して。ひらがな名の持つアピール度 とインパクトの強さから。 ・列車の窓からも東名高速道路から見える景色もまさにみどりだから。 ・クリーンでいきいきとした街づくりの願いを込めて。 ・3市町とも茶畑の緑、小笠山の緑等、緑に囲まれた地域であり、癒しの言 葉だから。
258	緑	ミドリ	2	・自然に囲まれた緑豊かな市という意味から。
259	緑掛川	ミドリカケガワ	1	・お茶の産地として、青い空と茶畑をイメージして。
260	緑ヶ浜	ミドリガハマ	1	・緑が多いことと綺麗な海があるから。

（注）第1次選定基準により、選定対象から外れるものは  で表示した。

## 新市名称応募作品一覧表（50音順）

	名称	フリガナ	応募数	主な応募理由
261	みどり野	ミドリノ	1	・森と台地、自然がいっぱいで新市名に相應しい。
262	緑野	ミドリノ	1	・3市町共に益々緑にあふれるように。
263	緑平	ミドリヘイ	1	・緑がいっぱいあり平和な市だと思うから。他市の人にそう思ってもらいたいから。
264	南風	ミナミ	1	・日本の中心の南に位置し、さわやかな市のイメージから。
265	みやび	ミヤビ	1	・情緒豊かな地に相應しく、市民の心も文化的に育まれていくことを願って。
266	未来	ミライ	2	・未来に羽ばたく、期待されるまち。 ・この先、限らない市の発展を目指して。
267	海緑空	ミリョク	1	・自然が豊富で魅力ある地域だから。
268	明夢	メイム	1	・明るく夢を持った人がたくさんいる市にしたいから。
269	八重城	ヤエシロ	1	・掛川城、高天神城、横須賀城と古城跡のある3市町、未来まで歴史が継承され、このまちが八重桜のように花開くように。
270	やすらぎ	ヤスラギ	1	・いつまでもゆとりを持ち続け、市民に安らぎを与えてくれる。そんな市であってほしいので。
271	大和	ヤマト	1	・市が大きくなる。3市町が和をもって一緒になるという意味から。
272	友城	ユウジョウ	1	・戦国時代の重要拠点であった三城（掛川城、高天神城、横須賀城）が合併に伴い、一つの市に結集してくることは因縁であるが、本来あるべき姿になるようにも感じられる。3市町が一致団結して、「友情を大切にし、協力して共に栄える城」という意味を込めて。
273	夢	ユメ	1	・将来実現したい理想を持って皆が集まるところ、夢が叶うところという意味から。
274	夢掛	ユメカケ	1	・もっと多くの市町との合併が進展するよという夢に掛けて。
275	夢川	ユメカワ	1	・人々が夢にあふれ、それが川のようになっていくといいなと思ったから。
276	夢咲	ユメサキメサキ	2	・未来に夢を咲かせよう、希望ある未来に夢を咲かせよう、その発信源となるような新市であってほしいという願いを込めて。
277	夢城	ユメシロ	1	・3市町すべてに城があることと市民がいろいろなことに夢を持って活気あふれる市になるように。
278	夢見	ユメミ	1	・子供の将来を考えた時、良い未来でありますように。
279	来夢	ライム	1	・未来の「来」と「夢」、これからの未来が夢のあふれる市になるように。
280	笠山	リューザン	1	・小笠山の小を外して「笠山」。北ドイツのリューベック市とスイスのローザンヌ市を思い、RYUZANなら外人も発声しやすい。グローバルな見地からでも音読みリューザンは立派な日本語であり、古い殻を破る将来を見越した広域合併に相應しいネーミングだと思う。
281	緑花	リョクカ	1	・花や緑に恵まれ、自然が豊富であることから。
282	緑海	リョクカイ	2	・緑と海のあるまちから。 ・大東、大須賀の「海」と掛川市の「緑」を合わせて。
283	若葉	ワカバ	1	・3市町が三ツ葉のクローパーみたいに、1つの市になってほしいという思から。緑に囲まれて若々しい感じで良い。
284	和郷	ワゴウ	1	・平和の「和」、合併の「和」、その和みある郷（さと）になるように。
285	わなび	ワナビ	1	・新しく市民となる協調や協力をイメージする輪。みんなで生涯学んでいこう（学び）という意味から。

### 3 新市名称応募数順一覧表

	名 称	フリガナ	応募数
1	掛川	カケガワ	558
2	かけがわ	カケガワ	55
3	遠州	エンシュウ	54
4	三城	サンジョウ	45
5	新掛川	シンカケガワ	41
6	大掛川	ダイカケガワ	36
7	小笠	オガサ	29
8	大掛川	オオカケガワ	25
9	小笠山	オガサヤマ	24
10	遠州掛川	エンシュウカケガワ	18
11	大掛	オオカケ	17
12	大掛	オオガケ	15
13	東遠州	ヒガシエンシュウ	14
14	東遠	トウエン	13
15	遠江	トウトウミ	13
16	中遠	チュウエン	10
17	かけ川	カケガワ	8
18	掛大	カケダイ	7
19	報徳	ホウトク	6
20	三城	ミシロ	6
21	大川	オオカワ	5
22	小笠掛川	オガサカケガワ	5
23	掛川大	カケガワダイ	4
24	笠掛	カサカケ	4
25	三城	サンシロ	4
26	みどり	ミドリ	4
27	エコパ	エコパ	3
28	遠州かけがわ	エンシュウカケガワ	3
29	中央	オウキョウ	3
30	掛南	カケナン	3
31	中部	チュウブ	3
32	遠江掛川	トウトウミカケガワ	3
33	三ツ城	ミツシロ	3
34	三城	ミツシロ	3
35	遠州三城	エンシュウサンジョウ	2
36	おお掛川	オオカケガワ	2
37	大城	オオシロ	2
38	おがさ	オガサ	2
39	懸河	カケガワ	2
40	懸川	カケガワ	2
41	掛川城	カケガワジョウ	2
42	掛川新	カケガワシン	2
43	掛川大都	カケガワダイト	2
44	掛二大	カケニダイ	2
45	掛大	カケヒロ	2
46	掛大	カダイ	2
47	掛東賀	カトカ	2
48	桔梗	キキョウ	2
49	参城	サンジョウ	2
50	三城下	サンジョウカ	2

	名 称	フリガナ	応募数
51	大掛東	ダイカケトウ	2
52	高天神	タカテンジン	2
53	東海	トウカイ	2
54	遠江	トウミ	2
55	三城	ミキ	2
56	緑	ミドリ	2
57	未来	ミライ	2
58	夢咲	ユメサキ	2
59	緑海	リョクカイ	2
60	あい	アイ	1
61	愛川	アイカワ	1
62	葵	アオイ	1
63	あすなる	アスナロ	1
64	安住	アズミ	1
65	あっぱれ	アッパレ	1
66	あらた	アラタ	1
67	いきいき	イキイキ	1
68	一番	イチバン	1
69	海茶	ウチャ	1
70	海のまち 山のまち 掛川	ウミノマチ ヤマノマチ カケガワ	1
71	海山	ウミヤマ	1
72	栄城	エイジョウ	1
73	ええとこ	エエトコ	1
74	遠茶城	エサシロ	1
75	遠海	エンカイ	1
76	遠州大掛	エンシュウオオガケ	1
77	遠州・掛川	エンシュウカケガワ	1
78	遠州栄	エンシュウサカエ	1
79	遠州・城下町	エンシュウジョウカマチ	1
80	遠州遠江	エンシュウトウトウミ	1
81	遠州報徳	エンシュウホウトク	1
82	遠州三城	エンシュウミツシロ	1
83	遠州南	エンシュウミナミ	1
84	遠州笠山	エンシュウリュウザン	1
85	王京	オウキョウ	1
86	遠海	オウミ	1
87	遠江城下町	オウミジョウカマチ	1
88	おおかけ	オオカケ	1
89	大掛町	オオガケチョウ	1
90	大城	オオジョウ	1
91	大城栄	オオシロサカエ	1
92	大須賀	オオスカ	1
93	大空	オオゾラ	1
94	小笠三城	オガササンジョウ	1
95	小笠山麓学遊	オガササンロクガクユウ	1
96	小笠山憩いの森	オガサヤマイコイノモリ	1
97	小笠山東	オガサヤマヒガシ	1
98	丘田	オカダ	1
99	大掛東	オカダ	1
100	おだか	オダカ	1

(注) 第1次選定基準により、選定対象から外れるものは  で表示した。

## 新市名称応募数順一覧表

	名 称	フリガナ	応募数
101	おだがわ	オダガワ	1
102	快晴	カイセイ	1
103	掛大	カオオ	1
104	学習	ガクシュウ	1
105	掛海	カケウミ	1
106	掛賀城	カケガジョウ	1
107	KAKEGAWA	カケガワ	1
108	カケガワ	カケガワ	1
109	掛ヶ和	カケガワ	1
110	掛河	カケガワ	1
111	掛賀和	カケガワ	1
112	掛川大須	カケガワオオス	1
113	掛川小笠山	カケガワオガサヤマ	1
114	掛川三城	カケガワサンジョウ	1
115	掛川汐見	カケガワシオミ	1
116	掛川城下	カケガワジョウカ	1
117	掛川大	カケガワタイ	1
118	掛川大東	カケガワダイトウ	1
119	掛城	カケジョウ	1
120	掛城	カケシロ	1
121	掛須城	カケスジョウ	1
122	掛須東	カケストウ	1
123	掛静	カケセイ	1
124	掛大	カケタイ	1
125	掛大須	カケダイス	1
126	掛大須賀	カケダイスカ	1
127	掛東	カケトウ	1
128	掛東園	カケトウエン	1
129	掛東賀	カケトウガ	1
130	掛東須川	カケトウスガワ	1
131	掛と大	カケトダイ	1
132	かけはし	カケハシ	1
133	掛橋	カケハシ	1
134	掛海	カケミ	1
135	掛洋	カケヨウ	1
136	掛笠	カケリュウ	1
137	一豊	カズトヨ	1
138	かなえ	カナエ	1
139	からっかぜ	カラッカゼ	1
140	環香	カンコウ	1
141	ききょう	キキョウ	1
142	桔梗が丘	キキョウガオカ	1
143	葛花	クズカ	1
144	懸笠	ケンリュウ	1
145	交安	コウアン	1
146	光輝	コウキ	1
147	極楽	ゴクラク	1
148	ここしか	ココシカ	1
149	琴	コト	1
150	これしか	コレシカ	1

	名 称	フリガナ	応募数
151	栄川	サカエガワ	1
152	栄川	サカガワ	1
153	盛城	サカキ	1
154	櫻	サクラ	1
155	桜木	サクラギ	1
156	茶香	サコウ	1
157	佐野	サノ	1
158	さわやか	サワヤカ	1
159	三合	サンアイ	1
160	三位城	サンイジョウ	1
161	さんごく	サンゴク	1
162	しあわせ	シアワセ	1
163	紫央里	シオリ	1
164	静岡中央	シズオカチュウオウ	1
165	静岡南	シズナン	1
166	城下	ジョウカ	1
167	城掛	ジョウカ	1
168	生涯都	ショウガイト	1
169	城郭	ジョウカク	1
170	城下集	ジョウカシュウ	1
171	城下街	ジョウカマチ	1
172	城下町	ジョウカマチ	1
173	城砦	ジョウサイ	1
174	城東	ジョウトウ	1
175	城南	ジョウナン	1
176	城下	シロシタ	1
177	城元	シロモト	1
178	城山	シロヤマ	1
179	新遠州	シンエンシュウ	1
180	新大川	シンオオカワ	1
181	新小笠	シンオガサ	1
182	新・掛川	シンカケガワ	1
183	新かけがわ	シンカケガワ	1
184	新掛川城	シンカケガワジョウ	1
185	新静岡西	シンシズニシ	1
186	新城	シンジョウ	1
187	新駿河	シンスルガ	1
188	新生	シンセイ	1
189	新静岡	シンセイ	1
190	新星掛川	シンセイカケガワ	1
191	榛葉	シンバ	1
192	駿河	スルガ	1
193	蒼海	ソウカイ	1
194	大遠洲	ダイエンシュウ	1
195	大かけがわ	ダイカケガワ	1
196	大川須	ダイカワス	1
197	大成	タイセイ	1
198	大東	ダイトウ	1
199	大東城	ダイトウジョウ	1
200	大二掛川	ダイニカケガワ	1



#### 4 居住地別応募数順一覧表（上位10名称）

順位	掛川市		大東町		大須賀町		その他市町村	
	名称 (フリガナ)	応募数	名称 (フリガナ)	応募数	名称 (フリガナ)	応募数	名称 (フリガナ)	応募数
1	掛川 (カケガワ)	367	掛川 (カケガワ)	74	掛川 (カケガワ)	66	掛川 (カケガワ)	51
2	かけがわ (カケガワ)	34	三城 (サンジョウ)	15	遠州 (エンシュウ)	15	遠州 (エンシュウ)	6
3	新掛川 (シンカケガワ)	27	遠州 (エンシュウ)	9	かけがわ (カケガワ)	13	小笠山 (オガサヤマ)	5
4	大掛川 (ダイカケガワ)	26	遠州掛川 (エンシュウカケガワ)	5	三城 (サンジョウ)	12	かけがわ (カケガワ)	5
5	遠州 (エンシュウ)	24	新掛川 (シンカケガワ)	5	小笠 (オガサ)	9	大掛川 (オオカケガワ)	4
6	大掛川 (オオカケガワ)	17	遠江 (トオトウミ)	4	大掛 (オオガケ)	6	新掛川 (シンカケガワ)	4
7	三城 (サンジョウ)	16	大掛 (オオガケ)	3	小笠山 (オガサヤマ)	6	小笠 (オガサ)	3
8	小笠 (オガサ)	15	大掛川 (オオカケガワ)	3	新掛川 (シンカケガワ)	5	大掛川 (ダイカケガワ)	3
9	大掛 (オオガケ)	12	かけがわ (カケガワ)	3	東遠州 (ヒガシエンシュウ)	5	遠州掛川 (エンシュウカケガワ)	2
10	遠州掛川 (エンシュウカケガワ)	11	大掛川 (ダイカケガワ)	3	大掛川 (ダイカケガワ)	4	大掛 (オオガケ)	2

5 年代別応募数順一覧表（上位10名称）

順位	0～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳	
	名称 (フリガナ)	応募数	名称 (フリガナ)	応募数	名称 (フリガナ)	応募数	名称 (フリガナ)	応募数
1	掛川 (カケガワ)	49	掛川 (カケガワ)	41	掛川 (カケガワ)	46	掛川 (カケガワ)	57
2	かけがわ (カケガワ)	12	かけがわ (カケガワ)	5	かけがわ (カケガワ)	13	かけがわ (カケガワ)	9
3	遠州 (エンシュウ)	8	三城 (サンジョウ)	5	遠州 (エンシュウ)	6	大掛川 (オオカケガワ)	6
4	新掛川 (シンカケガワ)	4	大掛川 (オオカケガワ)	4	新掛川 (シンカケガワ)	6	遠州 (エンシュウ)	5
5	小笠 (オガサ)	3	遠州 (エンシュウ)	3	小笠山 (オガサヤマ)	4	大掛川 (ダイカケガワ)	5
6	小笠掛川 (オガサカケガワ)	3	遠州掛川 (エンシュウカケガワ)	3	三城 (サンジョウ)	4	遠州掛川 (エンシュウカケガワ)	4
7	三城 (サンジョウ)	3	大掛 (オオガケ)	3	東遠州 (ヒガシエンシュウ)	3	小笠山 (オガサヤマ)	4
8	大掛川 (ダイカケガワ)	3	新掛川 (シンカケガワ)	3	遠州かけがわ (エンシュウカケガワ)	2	新掛川 (シンカケガワ)	4
9	遠州掛川 (エンシュウカケガワ)	2	大掛川 (ダイカケガワ)	3	大掛 (オオカケ)	2	小笠 (オガサ)	3
10	大掛 (オオカケ)	2	小笠山 (オガサヤマ)	2	小笠 (オガサ)	2	三城 (サンジョウ)	3

50～59歳		60～69歳		70～79歳		80歳～	
名 称 (フリガナ)	応募 数	名 称 (フリガナ)	応募 数	名 称 (フリガナ)	応募 数	名 称 (フリガナ)	応募 数
掛川 (カケガワ)	109	掛川 (カケガワ)	139	掛川 (カケガワ)	81	掛川 (カケガワ)	32
三城 (サンジョウ)	9	遠州 (エンシュウ)	16	三城 (サンジョウ)	10	中遠 (チュウエン)	5
遠州 (エンシュウ)	8	三城 (サンジョウ)	11	新掛川 (シンカケガワ)	10	遠州 (エンシュウ)	3
かけがわ (カケガワ)	8	大掛川 (ダイカケガワ)	9	小笠 (オガサ)	9	小笠 (オガサ)	2
大掛川 (オオカケガワ)	7	小笠 (オガサ)	6	大掛川 (ダイカケガワ)	7	かけがわ (カケガワ)	2
新掛川 (シンカケガワ)	7	小笠山 (オガサヤマ)	6	遠州 (エンシュウ)	5	大掛川 (ダイカケガワ)	2
大掛川 (ダイカケガワ)	6	新掛川 (シンカケガワ)	5	遠州掛川 (エンシュウカケガワ)	3		
大掛 (オオカケ)	5	東遠 (トウエン)	5	大掛 (オオカケ)	3		
大掛 (オオガケ)	5	かけがわ (カケガワ)	4	大掛川 (オオカケガワ)	3		
遠江 (トオトウミ)	5	大掛 (オオカケ)	3	中遠 (チュウエン)	3		